

2013 年度 修士論文

**生活景による景観形成に関する研究
—世田谷区地域風景資産からの考察—**

Landscape Formation from the Community-scape
Study from the Assets of Local Scenery of Setagaya Ward

小笠原 れい子
Ogasawara, Reiko

東京大学大学院 新領域創成科学研究科
社会文化環境学専攻

生活景による景観形成に関する研究—世田谷区地域風景資産からの考察—

目次

第1章 はじめに	4
1-1. 研究の背景	5
1-1-1. 貧困化した日本の風景	5
1-1-2. 景観への関心の高まりと課題	5
1-1-3. 「生活景」への視点	6
1-2. 研究の目的	7
1-3. 研究の方法	7
1-4. 用語の定義	8
1-5. 既往研究と本研究の新規性	8
1-5-1. 生活景の概念に関する研究	8
1-5-2. 世田谷区の風景づくりに関する研究	10
1-5-3. 本研究の新規性	10
1-6. 研究概要	11
第2章 「生活景」とは	12
2-1. 生活景の定義	13
2-2. 生活景を取り巻く社会的状況の変遷	15
2-2-1. 受容されなかった「生活景」思想	15
2-2-2. 戦後復興の中での土地の私物化の進行	15
2-2-3. まちづくりの胎動と「生活」へのまなざしの復活	17
2-2-4. 小括	18
2-3. 生活景を取り巻く制度的状況の変遷	19
2-3-1. 生活景への視点を持たずに成立した都市計画制度	19
2-3-2. 景観施策の展開の中での生活景	20
2-3-3. 景観法の成立	22
2-3-4. 小括	25
2-4. ヨーロッパ諸国の景観関連制度との比較	26
2-4-1. ドイツ	26
2-4-2. フランス	26
2-4-3. イタリア	27
2-4-4. イギリス	27
2-4-5. 小括	28
2-5. 場所の意味についての考察	29

2-5-1.	多様な「場所」としての空間	29
2-5-2.	場所の本質	31
2-5-3.	生活環境主義の考え	32
2-5-4.	小括	33
2-6.	生活景の可能性	34
2-7.	本章まとめ	37
2-7-1.	生活景の概念整理を通じて	37
2-7-2.	事例の位置付け	37
第3章 世田谷区の風景づくり		38
3-1.	世田谷区の概要	39
3-1-1.	地理的概要	39
3-1-2.	生活環境の変遷	42
3-1-3.	区域ごとの個性が際立つまち	47
3-2.	風景づくりの歴史	48
3-3.	到達点としての地域風景資産	51
3-3-1.	地域風景資産とは	51
3-3-2.	世田谷区都市整備部 都市デザイン課へのヒアリング	53
3-3-3.	生活景の保全・創造の観点からの評価	55
3-4.	分析の視点の設定	56
第4章 地域風景資産の実態		58
4-1.	生活景と活動の関係	59
4-1-1.	住民へのヒアリング	59
4-1-2.	生活景に固有のキーワードの抽出	73
4-1-3.	日常的な活動が果たす役割	75
4-1-4.	小括	75
4-2.	船橋小径の会による風景づくり	76
4-2-1.	小径の概要	76
4-2-2.	グループ設立の背景	77
4-2-3.	活動の様子	79
4-2-4.	活動の成果・効果	82
4-2-5.	活動を行う上での課題	87
4-2-6.	小括	88
4-3.	本章まとめ	89

第5章 事例の分析 -船橋小径の会の活動から-	90
5-1. 活動を展開させるための重要事項	91
5-1-1. 地域風景資産への応募＝愛着の顕在化	91
5-1-2. 楽しみながらの活動	92
5-1-3. 間口の広さ	92
5-1-4. 行政とのつながりの獲得	93
5-2. 生活景に着目することの意義	94
5-3. 課題解決に向けて	95
5-4. 本章まとめ	96
第6章 結論	98
6-1. 本研究の成果	99
6-2. 生活景に着目することの意義	99
6-2-1. 風景自体への効果	99
6-2-2. 住民自身への効果	100
6-2-3. 地域全体への効果	100
6-3. 生活景の保全・創造のために必要な事項	101
6-3-1. きっかけの提供	101
6-3-2. 軸となる想いを共有した上での幅広い活動	102
6-3-3. 活動を支援するという行政の関わり方	102
6-4. おわりに	103
6-5. 今後の課題	104

参考文献・参考 URL

謝辞

第1章 はじめに

- 1-1. 研究の背景
- 1-2. 研究の目的
- 1-3. 研究の方法
- 1-4. 用語の定義
- 1-5. 既往研究と本研究の新規性
- 1-6. 研究概要

第1章 はじめに

1-1. 研究の背景

1-1-1. 貧困化した日本の風景

幕末から明治初期に日本を訪れた外国人たちの訪問記や紀行には、一様に日本の風景への賞賛の言葉が述べられていたという。例えば、幕末に日本に開国を迫ったペリー提督は、『日本遠征記』において次のように記している（西村ほか 2003：13）。

「・・・目の向く何処でも、風光絵の如く、それ以上美しい風景は他になかった。」

また、1877年に日本各地を訪れたイギリス人旅行家イザベラ・バードも、

「故郷の町にも日本のことを教えてやりたい。そうすれば、随分参考になるだろう。」

と述べたという（田村 2005：58）。

しかしわが国では、第二次世界大戦からの復興や高度経済成長期の中で、経済性や機能性、効率性を優先させた土地利用が進められた。建築基準法や都市計画法に違反しなければどのような建物でも建てられる状況であったという制度的な背景もあり、国土の美しさに対する意識が忘れられていった。その結果、全国的に歴史的なまち並みや自然環境を軽視した開発が進み、現代ではかつて外国人が称賛した風景や地域の個性は失われ、画一的なまち並みが広がっている。

1-1-2. 景観への関心の高まりと課題

画一的なまち並みの形成によって、地域にあったはずの風景や自然が破壊されていく状況の中で、当時から独自の条例を定めて、都市計画的な「景観」という視点から風景の破壊を防ごうとする自治体もあったが、これらの条例は法的根拠がない自主条例であったため、強制力に欠けるという実効性の面での問題があった。

1980年の都市計画法の改正により地区計画制度ができ、地域の実情に合ったまちづくりの仕組みができ始めた。景観に対する国民の意識の高まりもあり、1990年代に入ると国土交通省は景観に関する政策を重視するようになる。2003年には、①眺望・景観をめぐる紛争が各地で発生していること、②地域の景観問題への対応のため独自の条例を定める地方公共団体が増加していること、③住民団体・NPOによる公共事業や公共施設管理への参画が進んでいること等を背景に、美しい国づくりのための基本的な考え方と具体的な施策を取りまとめた「美しい国づくり政策大綱」を策定した。この大綱をふまえて、2004年にはわが国において初となる景観に関する総合的な法律である景観法が制定され、それまで自主条例だった景観条例は景観法に基づく委任条例となり実行力が伴うようになる等、日本の景観行政の大きな転換点となった。

景観法の制定を機に、歴史的なまち並みのような特徴を持つ地域の景観保全に関しては一定の

効果が見られるようになってきている。しかし、その他の一般的な住宅市街地等においては、明確な景観資源に乏しく、利害関係者全体の合意形成が難しい等の問題があり、景観法に基づく景観計画の策定をはじめとする景観施策は未だ充実しているとは言い難い状況にある。今後は、これら一般市街地での景観形成に向けた検討がなされる必要がある。

1-1-3. 「生活景」への視点

近年、景観の中でも身近な生活環境の景観である「生活景」への視点が生まれつつある。「生活景」は身近すぎるため一般的にその価値は認識されにくい。しかし、身近な生活環境が急激に変化する危機に直面した時、住宅地におけるマンション建設を巡る景観紛争が起こっていることからわかるように、私たちは生活景が壊されることを危惧し、はじめてその価値を認識する。

北原理雄は 2000 年度日本建築学会大会において、「日本の風景の貧困は、私たちの社会が『生活景』を見失ってしまったことに大きく起因している」と問題提起を行い、日常の風景に向き合うことの重要性を指摘した（日本建築学会 2009：15）。生活景は目に見えるもののみならず、その背後にある地域の歴史の蓄積やその上に培われた地域の文化等をも包含しているところに大きな意味を持つ。また、そこには必ず「生活者」の営みが存在するため、「生活者」である住民が、身近なところから自らが住む地域のまちづくりや景観形成に関心を持ち、主体的に関わろうとする際の手がかりとなり得ると考えられる。

したがって、これまで当たり前すぎて見過ごされてきた「生活景」の価値を見直すことによって、日常生活の場として急激な環境の変化を前提としない一般市街地における景観形成に活かすことができると考えられる。

1-2. 研究の目的

本研究では、一般的にその価値が認識されにくい「生活景」に着目する。「生活景」は、景観として際立った印象を与えるものは少ないが、私たちの日常的な生活を反映するという意味で最も身近な景観であり、「生活景」を保全・創造することは、地域住民が自らの手で地域の景観を向上させたり、一般市街地における景観形成を図る上で意義があると考えられる。

そこで本研究では、

- ①生活景に着目することの意義
- ②生活景の保全・創造において必要と思われる事項及び視点を明らかにすることを目的とする。

1-3. 研究の方法

まずは、「生活景」の定義や、「生活景」を取り巻く社会的な状況や制度的な状況がどのように変遷してきたのか、「生活景」を保全・創造することにはどのような可能性があるのか等について文献を基にまとめ、「生活景」という概念の整理を行う。その上で、上記の目的の達成のために、身近な風景を対象とする東京都世田谷区の「地域風景資産」という取り組みを対象に、行政・住民へのヒアリングと、住民が行う風景づくり活動への参加によってその実態を把握し、分析・考察を行う。

1-4. 用語の定義

従来の景観施策の対象とされてきた「景観」とは、歴史的なまち並みのような特徴を持つ地域や、「まちの顔」と呼ばれるような部分を対象とし、不特定多数に受け入れられるものを指していたと思われる。しかし、本研究で扱う「生活景」は、人々の生活を反映するという点で、このような「景観」とは異なる視点を必要とすると思われる。よって、ここで次の通りに用語を定義する。

【景観】

視覚が捉えた事物を、人間の主観を可能な限り排して客観的に捉えようとしたもの。

【風景】

視覚が捉えた事物を、見る人の感情や価値観等の主観的要素を重視して捉えようとしたもの。

1-5. 既往研究と本研究の新規性

従来から景観に関する研究は多くなされているが、その中でも「生活景」については、2000年の日本建築学会大会都市計画部門・農村計画部門での研究協議会において「生活景」がテーマになったことで、研究の蓄積が進んだと言える。

ここでは、本研究に関連する既往研究を整理した上で本研究の新規性を示す。既往研究としては、生活景の概念に関する研究と、本研究の事例である世田谷区の風景づくりに関する研究を取り上げる。

1-5-1. 生活景の概念に関する研究

(1) 先行研究のレビューから概念整理を試みる研究

定義や概念が曖昧であると言われる「生活景」について、先行研究のレビューを通じてその概念の把握や整理を試みる研究が見られる。

三宅（2006）は2000年、2003年の日本建築学会大会における生活景に関する研究協議会資料とパネルディスカッション資料に寄稿された論文を基に、生活景の概念について①生活景の基本となる主体、②主体を取り巻く環境や社会への働きかけとなる活動・計画づくり、③現在の生活景の把握、④主体と活動、社会を含めたマネジメント、⑤それらを支える事業・制度、⑥総括的な生活景論の6点からの整理を試みている。その上で、生活景の創出・醸成には住民を中心とするコミュニティの強化、多様な主体の交流、景観への喚起等が必要であり、活動を支援する

仕組みづくりも含めて、協働という視点が重要になると述べている。また、社会システムは生活景を支えるものであるとし、今後の生活景をデザインしていくためには社会像を描く必要があるとしている。

吉丸ら（2007）は、生活景に関する先行研究のレビューから、生活景の概念的な捉え方や景観的特徴について考察を行っている。その結果、生活景の捉え方を「史実・記憶による再構築型」、「継承された伝統的様式・活動の保全型」、「一般市街地再考型」、「主体の活動による新しい価値の生成型」という4タイプに分類している。さらに、生活景保全対象事例の景観的特徴として、伝統的建築物等の景観資源を有する「個性のある地域」が多く対象とされていること、「普通の地域」ではニュータウンといった新興住宅地のみが対象とされていること等を把握している。

（2）生活景の形成手法に関する研究

市民向けワークショップや行政が行う施策を取り上げ、生活景の形成のためのプログラムについて論じる研究も見られる。

志村（2007）は、市民の生活景に関する関心を高め、価値を共有するためのアプローチ方法として市民ワークショップに着目している。福島県二本松市と東京都江東区での取り組みを通じて、生活景を楽しむためには、ワークショップの基本的なプログラムを確立させ、地域特性に応じたバリエーションを増やすことと、ワークショップを継続して行うための組織と体制の必要性を述べている。浅野（2007）は、まち全体の風景や骨格の特徴と意味を解説するまちづくりブックを取り上げ、市民自らが大切にしていきたい生活景を発見し、守り、育て、愛する上で身に付けておくべき作法を学べるという点にその存在意義と可能性があるとして述べている。また、秋田（2007）は、横浜市の「ヨコハマ市民まち普請事業」を取り上げ、地域住民の生活と深く結びついたニーズを具体的に空間化するという点で、まち普請事業を新しい生活景を創出するツールとして評価し、その可能性を論じている。

（3）具体的な場所を対象とした分析的研究

特定の対象地を取り上げ、その地域における生活景について実態把握や考察を行う分析的な研究も見られる。

前田（2007）は、生活景と都市デザインを、空間・環境における生活の反映や多様と調和を異なるアプローチで目指すものであると関連付け、幕張ベイタウンを事例に計画・設計の段階で生活景がいかに意識されたかを明らかにしている。磯田ら（2007）は、八代市旧紺屋町の遊郭の過去及び現在の状況を生活景の観点から分析し、地域の生活景が持つポテンシャルを活かすことが経済的効果に結びつくとして述べ、遊郭の歴史や建築を地域固有の生活景としてまちづくりへ活かしていくことの意義を考察している。また、林田ら（2009）は、和歌山市の商店街地域を対象に、商店街においても生活感が感じられる様子を商店街の「生活景」と定義し、それをまちの賑わいの一要素として捉え、生活景の読み取りと質的向上が中心市街地活性化に貢献するという観点からの生活景の考察を行っている。そして、商店街と中心市街地が賑わいを取り戻すために

は、現在まで積み重ねられてきた生活景に加え新たな生活景の創出が必要であると述べている。

1-5-2. 世田谷区の風景づくりに関する研究

生活景に関する既往研究として、本研究で事例として取り上げる東京都世田谷区の風景づくりを扱った研究も見られる。中でも、世田谷区風景づくり条例に基づく地域風景資産に着目した研究が多い。

永井（2005）は、世田谷区の風景づくり条例と地域風景資産選定の仕組みがどのような資源を抽出し、どのような生活景の保全につながっているのかについて分析を行い、生活景の保全・創造のための仕組みとしての地域風景資産の可能性と課題を考察している。そして、地域風景資産を景観施策として展開させるためには、風景の発見・評価の機会を含めた総合的な視点が求められると報告している。

松本（2008、2009、2010）は、地域風景資産と風景づくり活動の広がりや地域の生活景の中で果たす役割や可能性を整理し、地域風景資産を手がかりにした風景づくり活動グループと開発事業者の共発的な対話の場形成について考察を行っている。そして個々の対話をコミュニティ・ガバナンスとして機能させるための仕組みづくりや組織の構築の必要性を指摘している。

また、地域風景資産の選定後、活発な活動が行われている風景づくりグループの実態分析を行っているものもある。岡田ら（2008）は、地域風景資産を中心とした日常的な活動による生活景の創造について事例分析を通じて考察し、地域風景資産を中心とする日常的な活動が、地域コミュニティとの関わりを豊かにし、地域住民と関わる中で地域の原風景を呼び覚まし共有していく手立てとして有効であること、そして原風景のイメージを抛り所に空間的な影響も与え、生活景を創造する可能性を持つことを明らかにしている。

1-5-3. 本研究の新規性

これまでの生活景に関する研究は、大きくは概念整理の分野と、具体的な事例の紹介や実態把握のような分析的な分野に二分されていたと言える。概念整理の分野においては、「生活景」という用語の定義の整理や、自らの経験や知識を基に生活景が持つ可能性に言及する研究が多く、生活景は時代の変化とともに変わりゆくものであり、長期的視点からのアプローチが必要であるということが指摘されている。しかし、これまでの分析的な視点からの研究においては、具体的な事例について、現時点での成果を評価することが重視されており、生活景を守りつukっていく主体や、生活景自体が変わりゆくことに関連付けて事例を分析・評価しているものは見られない。よって本研究は、変わりゆく生活景を継続的に保全・創造するという視点を前提とする。

また、これまでの研究は、生活景をどのように保全・創造するかという手法的な内容に重点が置かれていると思われるため、本研究では、生活景に着目することにはどのような意義があるのかということもあわせて論じたい。

1-6. 論文の構成

本論文は6章で構成する。

第1章では、研究の背景と問題意識、目的を明らかにする。

第2章では、わが国の生活景を取り巻く社会的・制度的状況を時間軸に沿って把握し、ヨーロッパ諸国の景観関連制度との比較や「場所」の意味についての考察を行い、生活景の概念整理を試みる。

第3章では、本研究で事例として取り上げる東京都世田谷区の概要をまとめる。本研究では、世田谷区の風景づくりの中でも「地域風景資産」という取り組みに着目するが、地域風景資産の位置付けや、事例調査において重視する視点について述べる。

第4章では地域風景資産の実態についてまとめる。住民へのヒアリング等の分析から、生活景の保全・創造にあたっての成果や課題を明らかにする。

第5章では第4章をふまえ、成果と課題の要因を分析する。そして、生活景に着目することの意義について考察を行う。

第6章では以上の議論を基に、生活景に着目することの意義と生活景の保全・創造のために必要な事項についてまとめ、本研究の結論を述べる。

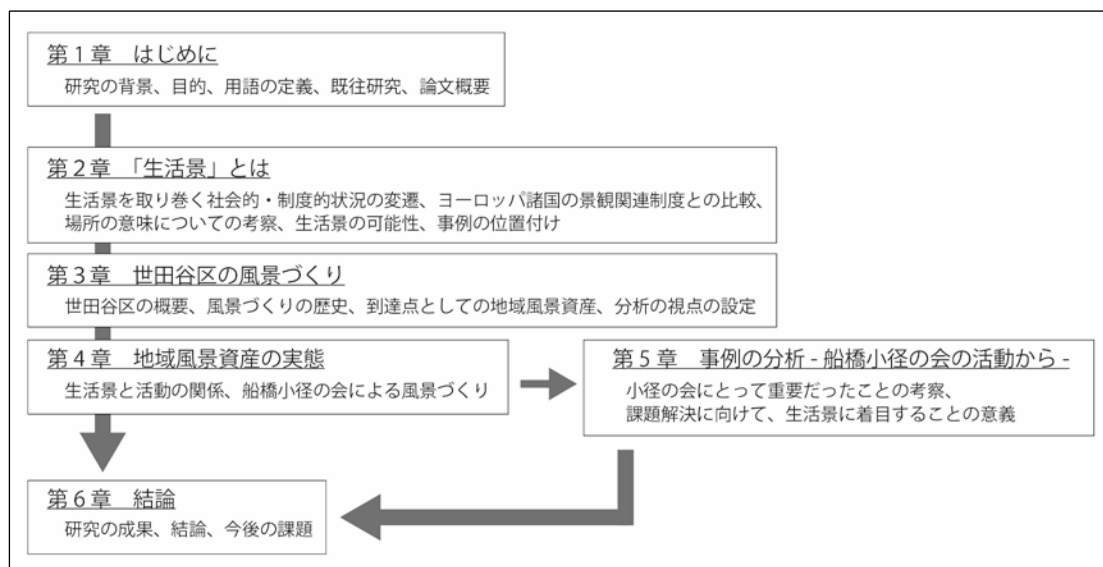


図 1-1 : 研究フロー

第2章 「生活景」とは

- 2-1. 生活景の定義
- 2-2. 生活景を取り巻く社会的状況の変遷
- 2-3. 生活景を取り巻く制度的状況の変遷
- 2-4. ヨーロッパ諸国の景観関連制度との比較
- 2-5. 場所の意味についての考察
- 2-6. 生活景の可能性
- 2-7. 本章まとめ

第2章 「生活景」とは

第1章では、研究の背景として、生活景は私たちの日常的な生活を反映するという意味で最も身近な景観であり、生活景を保全・創造することは、住民が自らの地域のまちづくりや景観形成に関心を持ったり、一般市街地における景観形成を図る際の手がかりになるはずだと述べた。

日本建築学会大会都市計画部門・農村計画部門において、2000年に研究協議会の主題として「生活景」が定められている。その後2003、2006、2007、2008年には日本建築学会大会において生活景に関するパネルディスカッションが開催されており、近年、生活景を対象とする研究が増えている。

これらの先行研究をふまえ、本章では生活景の概念についてまとめる。まずは本研究における「生活景」という言葉の定義について述べる。次に、わが国の生活景を取り巻く社会的状況と制度的状況の変遷やヨーロッパ諸国の景観関連制度との比較、「場所」が持つ意味に関する考察、生活景が持つ可能性について整理する。その上で、本研究における事例の位置付けを述べる。

2-1. 生活景の定義

本研究では、「生活景」の定義として、後藤（2006）で述べられている次の定義を用いる。

『「生活景」とは、生活の営みが色濃くにじみ出た景観である。すなわち、特筆されるような権力者、専門家、知識人ではなく、無名の生活者、職人や工匠たちの社会的な営為によって醸成された自生的な生活環境の可視的表象である。ここで用いる生活とは広義にとらえ、寝食空間に留まることなく、生産・生業、信仰・祭事、遊興・娯楽のための空間も広く含めることとする。』

以下で、「生活景」の定義をこのように定める理由について述べる。

「生活景」を扱った最初の論文は、渡戸一郎の「現代都市における「生活景」の回復—社会学からの試論—」（1985）であるという（日本建築学 2009：14）。渡戸は、社会学の立場から、「生活景」の回復と再創造について言及している。渡戸によると、地域住民の近隣的連帯に基づく自発的な地域活動・運動による日常的環境維持・整序を重視するソフト的視点からの「コミュニティ・アプローチ」が、都市空間のハードウェアの整序を重視する「都市空間アプローチ」と相互浸透し、時間的推移の中で地域になじんでいくことにより「生活景」が生まれるという（渡戸1985）。この時点で、「生活景」という概念に対して二つの視点が提示されたと考えられる。一つは、それまで「景観」の対象が「まちの顔」と言われるような都市景観だったのに対して、より日常的な生活環境を対象とする点である。もう一つは、景観をつくり出す主体として、行政や

専門家ではなく地域住民を位置付けるという点である。つまり、地域住民が身近なところからつくり出すボトムアップ型とも言える景観として生活景が位置付けられた。

2000年代の研究を見ると、三宅（2006）は「生活景」という言葉の定義について整理を行い、その結果二通りのアプローチが可能であると述べている。一つはある概念の対置にすることで生活景の概念を明確にしようとする定義であり、例えば福井（2000）が述べる「「生活景」は「経済景」に対する概念として、人々の生活が作る景観、生活のための景観と言うことができる。」等がこの定義に当てはまるとしている。もう一つは生活景の概念を構成する本質を限定しようとする定義であり、例えば小島（2000）が述べる「生活景とは生活環境における風景や生活といった景観要素が、人間の心理に働きかけ、その結果人間の意識の中で想起される心象風景である。」や、中林（2003）が述べる「生活景は日常生活の場における地表面上の形態である。」等が当てはまるとしている。そしてこの二通りのアプローチの共通点をふまえ、三宅は「生活景は暮らしの具象として理解されているといえよう。」と述べている。

また、小浦（2000）は、生活景とは「多様な建物の集合的環境である生活環境の視覚的現象」とし、松浦（2007）は生活景を「日々の生活に根ざした景観」と表現している。松村ら（2008）は「目に映るものだけではなく、五感である視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚を使って感じ取ることでできる日常的な生活環境の風景」と述べている。ここからも、「生活景」とは、「景観」の対象をこれまでのような「まちの顔」から身近な生活環境へと移行させることを意図するものであるということが伺える。

さらに、宮脇（2003）は「一般的な居住系市街地における生活環境を改善していくためのアプローチを生活景と捉えたい。」と述べ、岡田（2000）は「生活景」の定義として「地域の環境・資源に対して働きかける日常的な暮らしの姿」と述べている。したがって、生活景の対象となる身近な生活環境は、住民の主体的な働きかけを含むものとして考えることができる。

渡戸は上述の論文において「生活景」という言葉の明確な定義は行っていないが、日常的な生活環境を対象とし、住民の生活環境への日常的な働きかけによってつくられる景観であるという渡戸が示した「生活景」への視点は、以後の研究における「生活景」の定義においても共通していると考えられる。よって本研究では、既往研究の中でこの二つの視点を含む冒頭の定義を用いたい。

2-2. 生活景を取り巻く社会的状況の変遷

ここでは、生活景を取り巻くわが国の社会的状況の変遷について述べる。なお、本節は中村（1982）、田村（2005）、日本建築学会（2009）、日本建築学会大会での研究協議会資料・パネルディスカッション資料に寄稿された論文を基に記述する。

2-2-1. 受容されなかった「生活景」思想

中村（1982）において、「自然景」と「生活景」という二つの近代風景思想が示されている。この思想はともに欧州の浪漫主義の風景思想を起源とするとしているが、中村は「自然景」と「生活景」を対比的に扱っている（日本建築学会 2009：12）。

中村によると、明治期以降の日本では、浪漫派の自然賛美の余波を受けて、アルピニズムとともに招来された「自然景」思想は、日本土着の山岳信仰の枠の中にもうまぐ入り込み受容されていたという（中村 1982：12）。古代以来、風景の美しい場所を選んで歌枕として評価したほか、山岳信仰の心を持ってきた（田村 2005：96）日本人は、自然風景美に対して新しい思想的意匠と言葉を得たのである。

一方、中世への回帰精神に基づく「生活景」思想に関しては、日本においては明治期以降日常生活環境が国民文化の根本に関わる思想上の課題として真剣に受け止められなかったと述べられている（中村 1982：12）。近代化の中で富国強兵や殖産興業が優先されたという点は欧州でも共通するとした上で、中村は日本において生活景思想が受容されなかった背景として、思想の輸入に追われ続けた知的多忙さを挙げている（中村 1982：19）。しかも西洋思想をその歴史と風土の母体からもぎとり、「既製品」として輸入したことで、日本において生活空間と風土は場所性を失い非日常化していったと考え、日常生活空間の非日常化を危惧している。

このように、中村は日本では「生活景」思想の受容に対して弱点があったということを指摘した。そして、生活景の貧困の原因を日本人の知的体力の弱さの中に見出していたのである（日本建築学会 2009：12）。

2-2-2. 戦後復興の中での土地の私物化の進行

日本では明治期以降、生活景思想が受容されてこなかったが、かつての美しい風景を急速に失っていったのは第二次世界大戦後であると考えられる。戦災復興や高度経済成長、工業化を経験し、生活様式が変化したことも大きな要因ではあるが、同じく敗戦国となった欧米の都市では、復興の過程で戦争以前の風景が復元されることが多い。それとは対照的な日本の戦後における風景の変化を決定づけた一つの要因として、後藤・小林は庶民の土地所有意識の大きな変化を挙げている（日本建築学会 2009：13）。

かつて日本各地には入会地等の共有の土地や資源を自治的に管理するコモンズの制度が機能していた。自分が所有する土地であっても、それは地域の皆のものでもあり、お互いが管理し助

け合うという相互扶助の精神のもとで土地を所有するという考え方が根付いていた。そのような地域に根付いた生活文化を背景として、人々の日常生活の様子が感じられる生活景が存在していたと考えられる。

しかし戦後、戦災の打撃を受けた日本では、その復興に際し、1945（昭和20）年の「戦災復興計画基本方針」で百メートル道路が計画されたことが象徴するように、街路整備をはじめとする都市の骨格づくりが重視され、日常生活が生み出す文化的な価値への視点は失われてしまった。骨格づくりによって都市機能や利便性が向上したという側面もあるものの、土地整理によって土地の細分化・個人所有化が促進された。一方、同じ敗戦国のドイツでは、復興の中で古いまち並みや教会堂等、戦前からの自分たちの文化を復活させている。例えばワルシャワでは、ナチスによって破壊された旧市街地の中心を、ひそかに保全された図面や絵を頼りに完全復活させたという。風景を復元させることは、自分たちの文化を取り戻せるかという、自らの存在意義を賭けたものだったのである（田村 2005：60）。

日本でも、内務省の都市計画技師であった石川栄耀は、都市計画に携わる者を「文化技師」と表現しており、個性は都市の文化となり、それが多様な表現をとって示されるのが都市景観であるという文化的な側面に基づく考えはあったが、その考えを理解した人はわずかだったという（田村 2005：36）。そのため、自分たちの都市の文化に誇りを持って育てていこうという思想が育たなかったと考えられる。その代わりに、土地の個人所有の意識が全国に広がり、1973（昭和48）年の上田篤の「住宅双六」（図2-1）に見られるような、「庭付き郊外一戸建て住宅」をゴールとする、個別の敷地を単位とする土地所有の価値観が庶民の間に広まったのである（日本建築学会 2009：13）。

このように、戦後復興の中で土地が細分化・私有化されることによって、「かつての土地の共同所有、共同利用によって保たれてきた空間秩序が大きく損なわれることになった。」と後藤・小林は述べている（日本建築学会 2009：13）。その結果、「生活景」が持つ固有の場所性や周辺環境との関係性は弱まり、価値が薄れ消失していったと考えられる。

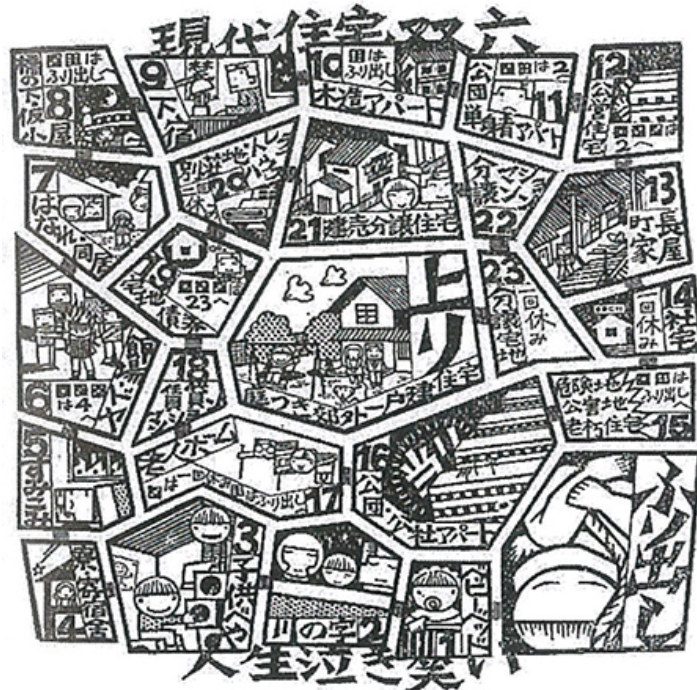


図 2-1：上田篤「現代住宅双六」（出典：blue studio HP『住宅双六』）

2-2-3. まちづくりの胎動と「生活」へのまなざしの復活

民俗学者であり「生活学」を提唱した今和次郎によって、1972（昭和 47）年に「日本生活学会」が設立される等、高度経済成長が終息に向かった 1970 年代になると、「生活」をキーワードとする動きが見られ始める（日本建築学会 2009：14）。戦後、都市計画法の改正は 1968（昭和 43）年まで実現されなかったが、その間に民主主義の考えが育ってきたこともあり、自治体や住民が自らの手で地域への働きかけを始めていた。このような、法に先行する自治体や住民の自発的な取り組みを総称して、「まちづくり」という用語が使われるようになった。

「まちづくり」という用語の初出は 1952 年の雑誌『都市問題』における、増田四郎による都市自治実現のための「新しい町づくり」とされている（日本建築学会 2009：14）が、1970 年代の後半には「まちづくり」の理論的背景が構築されたという。田村明は、著書『まちづくりと景観』の中で、「まちづくり」という用語と、従来の「都市計画」や「都市開発」との違いとして次の事項を挙げている（田村 2005：106）。

- (1) 〈市民主体〉 国家権力を担う中小官僚に独占されてきた従来の都市計画・都市開発を見直し、市民が地域の主体だという積極的な意識に立ち、責任ある立場で参画する。
- (2) 〈総合性—ハードとソフト〉 建設事業だけでなく、「まち」をつくるシクミを整え、ハードを使うソフトをつくり、生活を豊かにする総合的な「まち」を目指す。
- (3) 〈画一性から個性へ〉 国家によって全国一律の画一的基準を押し付けられていたのを改め、それぞれが地域の個性を持つことを確認し、歴史や風土と人の営みを尊重する。
- (4) 〈量から質へ〉 量だけの充足に留まらず、美しさ、楽しさ、潤い、安らぎ、風格などの質的価値を充足させ、住民が地域に誇りと愛情を持てる持続可能なものとしていく。
- (5) 〈生活の小単位尊重〉 巨大な開発だけではなく、小さなコミュニティ単位の「まち」にも目を向け、身近な生活環境の向上を目指す。
- (6) 〈理念から実践へ〉 理念や構想だけに終わらせず、日常的な生活過程のなかで、たとえ小さなことであっても実践し行動する。

この時期は、農村から都市への人口流入の勢いが弱まり、都市化の伸びが衰えた時代でもあった。そのような背景もあり、従来のトップダウン型の都市計画に対する概念として、上記のような、「生活」環境への視点を起点とするボトムアップ型の「まちづくり」という概念が認識されるようになったと考えられている（日本建築学会 2009：14）。さらに、トップダウン型の国土計画に関しても、1977年の第三次全国総合開発計画（全総）において、第二次全総までの大規模開発路線から一転して、生活環境の改善を重視する定住圏構想が掲げられた（大西ほか 2004：11）。

このように、高度経済成長期の終焉とともに「まちづくり」の動きが広がり始め、日常「生活」へのまなざしが戻ってくる兆しが見え始めた。近年の生活景への関心は、この時期にその始まりを見ることができよう。

2-2-4. 小括

古代からの自然を愛でる習慣や日本土着の山岳信仰により、「自然景」思想は日本人の中によく受容されていったのに対し、明治期以降に西洋思想を「既製品」として輸入したために「生活景」思想は日本人に受容されなかった。さらに、第二次世界大戦後の復興の中で土地の細分化や私有化が進んだことにより、それまであった生活景も、場所性や周辺環境との関係性を失っていくことになった。しかし、高度経済成長期が終焉を迎え都市化の伸びが落ち着き始めると、「生活」への視点を持ったボトムアップ型の「まちづくり」が広まり、社会的には日常「生活」への視点を取り戻しつつあると考えられる。

2-3. 生活景を取り巻く制度的状況の変遷

次に、わが国の都市計画や景観に関する制度の中で、生活景がどのように位置付けられてきたのかについて述べる。

2-3-1. 生活景への視点を持たずに成立した都市計画制度

わが国の都市計画における景観に関する制度は、1919（大正 8）年に制定された「旧都市計画法」と「市街地建築物法」の中で定められた地域地区制度で採用された「風致地区」と「美観地区」に始まる。

「風致地区」は、都市における風致を維持するために定められる地域地区である。ここでいう「都市の風致」とは、都市において水や緑等の自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観である。風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定められる（国土交通省 HP『公園とみどり』）。一方の「美観地区」は、市街地の美観を維持するために定める地区であり、調和均整のとれた建築美を保っている地区について、その美観を守るために建築制限等を行うことができるとされた。

つまり、「風致地区」は都市内の自然的景観を対象とし、「美観地区」は、指定例を見ると東京都千代田区の皇居周辺（1933 年指定）、大阪の御堂筋や中之島（1934 年指定）、三重県伊勢市（当時は宇治山田市、1939 指定）、京都（1972 指定）等であることから、大都市の中心地や歴史的価値のある地域を対象としていたことがわかる（日本建築学会 2009：13）。もともとわが国の都市計画の制度は、交通、衛生、保安、経済等に目的を定めて成立しており、景観に関する事項はその目的条項から外されていた（西村ほか 2003：20）。そのため、景観に関する事項は「風致地区」と「美観地区」に限られていたにも関わらず、それらは日常生活空間の景観である「生活景」を保全していくための内容とはなっていなかったと考えられる。後藤・小林はこの点について、「わが国において「生活景」は無意識の領域におかれた「見えない風景」、あるいは「忘れ去られた風景」となっていた。」と述べている（日本建築学会 2009：12）（図 2-2）。

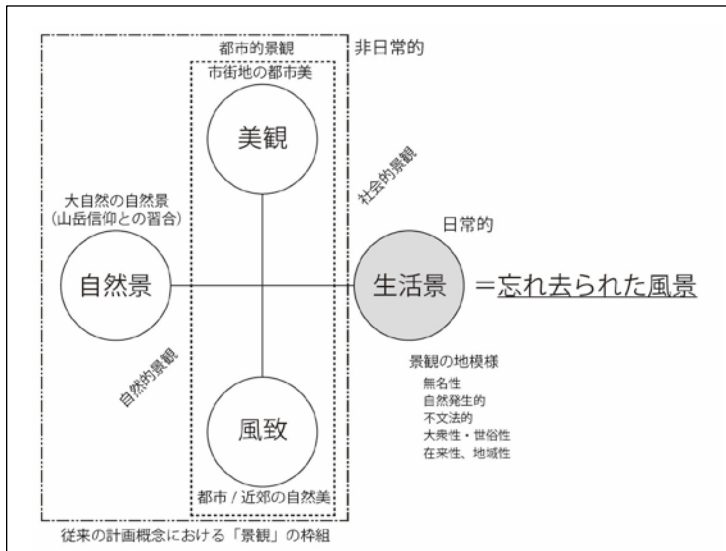


図 2-2：計画概念における「景観」の枠組の拡大（日本建築学会（2009）を基に作成）

2-3-2. 景観施策の展開の中での生活景

安田や小出・山崎によると、わが国における景観施策の展開には三つのポイントがあるという（日本建築学会 2009：106、西村ほか 2003：32）。第一は 1960 年代後半から 1970 年代前半にかけての「自然環境や歴史環境の保全」、第二は 1980 年代以降の「公共空間の整備」、第三が 1990 年前後の「景観条例によるまち並み形成」である。

第一のポイントである「自然環境や歴史環境の保全」が起こった背景には、高度経済成長期の開発圧力に対する批判的な姿勢があったと言える。例えば古都鎌倉の背景の山並みにまで宅地開発が及ぶことや、京都タワーの建設計画に対する反対運動が全国に波及し、1966（昭和 41）年の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」の制定につながった。その後、まち並み保存というテーマに対して取り組む自治体が現れ始め、1968（昭和 42）年には金沢市及び倉敷市が条例によって面的な視点からのまち並み保存を打ち出し、先駆的な取り組みを見せた。1970 年代に入ると、文化庁もまち並み保存に関して制度化に向けた動きを見せるようになり、1975（昭和 50）年には文化財保護法を改正し「伝統的建造物群保存地区」制度を創設した。この制度により、一定の広がりを持った地区を対象に「面」としての自然環境や歴史環境の保全が可能になった。

第二のポイントである「公共空間の整備」は、高度経済成長の終焉に伴う都市人口の伸びの停滞・地方への人口流出によって起こった。人々の価値観が多様化したこともあり、生活環境の「質」のような、定量的な指標では表すことのできない要素が注目されるようになった（国土交通省 HP『平成 12 年建設白書』）。そのような状況の中で、建設省（現国土交通省）では昭和 50 年代より都市景観やまちづくりについての基本理念の検討が始められた。1981（昭和 56）年の「う

るおいのあるまちづくりのための基本的考え方」の策定に始まり、1984（昭和 59）年の「美しい国土建設を考えるために―景観形成の理念と方向―」では、「景観は国土を基盤としてその上に人間の営為が積み重ねられ統合化された“自然と人間との合作による環境の眺め”であり、その時代・民族・地域の文化を反映している」という質的な視点からの考えが述べられている。このような理念の検討とともに具体的な施策の展開も図られ、1983（昭和 58）年に都市景観形成モデル事業が創設され、1987（昭和 62）年には「都市景観形成モデル都市」制度が制定された。この制度では、施策を重点的に行う重点地区の候補地区を有する都市が都市景観形成モデル都市として指定され、指定を受けた市町村は景観ガイドプランを作成し、それを基に街路事業や公園事業が実施された。こうして、主に公共空間を対象とした事業によって重点的・複合的な景観形成が推進されることとなった。

このような流れの中で、多くの自治体でどのように景観形成に取り組むかという検討が始められ、1980年代から全国的に景観条例を制定する自治体が増えた。特に1990（平成 2）年前後は景観条例制定のブームとも言える時期であった。これが第三のポイントであり、年間 20 以上の条例制定が行われた（図 2-3）。

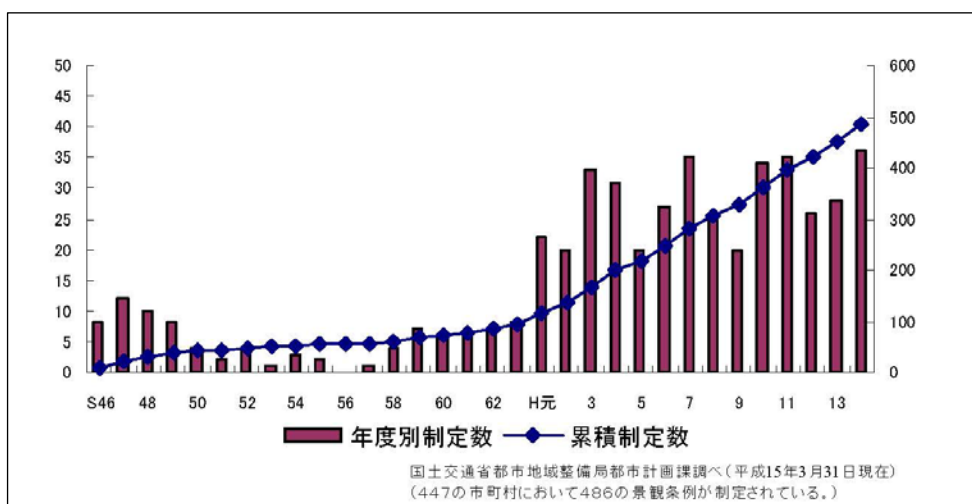


図 2-3：景観条例制定市町村数の推移

（出典：国土審議会調査改革部 『持続可能な国土の創造小委員会中間報告（案）図表編』）

以上のような流れの中で展開されてきた景観施策は、高度経済成長期を通じた活発な都市形成や、それに対する批判的な態度を背景に、あるべき像や目指すべき将来像を定め、景観を「守る」あるいは「つくる」ことに主眼が置かれてきたと考えられる。しかし、現状の日常生活の風景を反映する「生活景」は、あるべき像や将来像を定め、全く新しいものを「つくり」、凍結型の保存によって「守る」のではなく、今ここにある風景からスタートし、それを日々の生活の中で「育む」という視点を必要とすると考えられる。つまり、わが国では、「生活景」が必要とする視点が十分に反映されずに景観施策が展開してきたと考えられる。

2-3-3. 景観法の制定

全国で景観条例の制定が進む一方、戦後の土地の細分化・私物化によって土地の私権が強くなり、「建築自由」「開発自由」の原則が広まっていたことや、相次ぐ規制緩和の流れを背景に、各地で景観紛争が起こるようになっていた。しかし、景観条例は自治体による自主条例であり、所謂「お願い条例」として行政指導を行うに留まっていたため、景観条例が制定されていても景観破壊の根本的な解決策とはなり得なかった。一般的に、景観保護のためには土地や建物の財産権が制限されることになるが、憲法によって財産権が保障されているわが国では、景観紛争においては、根拠法がなく自主条例に過ぎない景観条例が、憲法で保障された財産権を制約できるのかという点が問題とされた（福田 2005）。また、初めて景観を利益として認めた国立マンション訴訟でも、2002（平成 14）年 12 月の東京地裁判決に先立つ東京高裁決定の中で、「我が国においては、景観に関する利益、環境のいずれについても、裁判規範となる立法はされていない。このことは、我が国においては、これ（景観）を司法裁判所によって維持すべきものとする国民の需要が立法を促すほどには強くないことを示すものである」と述べられており、「景観」というものを権利や利益の対象として見るということに対する社会的なコンセンサスが未だ成熟していないという指摘がなされた（福田 2005）。

しかし、このような景観紛争は、一般の人々の中にも景観に対する意識を芽生えさせる契機となったと考えられる。それは、成熟期を迎えた日本において、「量」から「質」への人々の価値観の変化を促し、「質」を保障することへの需要を強めたと捉えることもできる。このような社会的な意識変化の流れもあり、国土交通省は 2003（平成 15）年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を制定し、その中で景観に関する基本法制の制定を具体的施策として掲げた。これを受けて、2004 年に景観法が制定されたのである。

景観法の制定によって、それまで自主条例であった自治体の景観条例は景観法に基づく委任条例となった。また、景観計画と都市マスタープラン等との整合性が図られることで、景観が都市計画の中での位置付けを得ることになり、これまでに歴史的まち並み等の景観保全や「まちの顔」の部分の景観形成には一定の効果が見え始めている。しかし、先にも述べた通り、それ以外の一般的な生活の場の景観向上に関する効果は未だ不十分であると思われる。

その原因として考えられることとしては、定性的な基準からの景観形成への視点が不足していることが挙げられるのではないだろうか。例えば、景観法では、都市計画の中で景観地区を指定することで、景観破壊を防ぐための景観規制に実効性を伴わせることが可能になるとされている。この場合、景観地区に関する都市計画には、①建築物の形態意匠の制限を定めるほか、②建築物の高さの最高限度又は最低限度、③壁面位置の制限、④建築物の敷地面積の最低限度、のうち必要なものを定めることになる。これは、それまでの景観紛争で争点とされてきた建築物の高さの統一や見晴らしの確保、周囲にそぐわない色彩の規制等に対応させたものであると考えられている（日本総研 小長井 2004）。このような規定は、歴史的なまち並みに代表されるような、規範となる景観像が住民や来訪者によってある程度合意されている地域においては良好な景観の維

持に役立つと思われる。しかし、一般市街地のように景観の規範が不明確な地域においては、地権者をはじめとする利害関係者全員の合意を得て建物の高さや色彩の基準を設定することは困難である可能性が高いという指摘がなされている（日本総研 小長井 2004）。

次に、景観法に掲げられた景観形成の支援策に関連させて考察する。景観法では、景観形成は公共事業に該当しない身近な整備事項（建物の修繕、案内板の設置等）が多いとして、市町村の提案事業等、地域に必要な事業について一体的に取り組むことが可能なまちづくり交付金（現都市再生整備計画事業）の活用を支援策の一つとして掲げた。まちづくり交付金では、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果・波及効果が得られることが期待されるとともに、市町村の自主性・裁量性を最大限発揮することにより、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりを行うことが可能になるとされた。また、事業評価に関して、ニューパブリックマネジメントの考えに基づく評価手法を取り入れており、市町村は事前にまちづくりの目標、目標を定量化する指標とその数値目標を設定し、事業実施後に事後評価を行うこととされた（平成 22 年にまちづくり交付金から現在の都市再生整備計画事業の位置付けとなった後もこの枠組みは変わっていない）。

ここから読み取れることは、「量」から「質」への価値観の変化の流れの中で制定された景観法の中での支援策であっても、その内容は定量的な基準による評価が重視されているということである。このような成果指向型とも言える支援制度は、定量的な経済効果がわかりにくい生活景に対しては、あまり有効に働かないと考えられる。実際に、平成 25 年度までのまちづくり交付金（平成 22 年度より都市再生整備計画事業）による事業実施地区においてまちづくりの目標として掲げられている項目は、「観光・交流」や「中心市街地活性化」等、観光客数や居住者数のような目標値を設定しやすいものが多く、「地域コミュニティの形成」や「アメニティの向上」のように定量的な評価が難しいと考えられる項目は少ないことがわかる（図 2-4）。

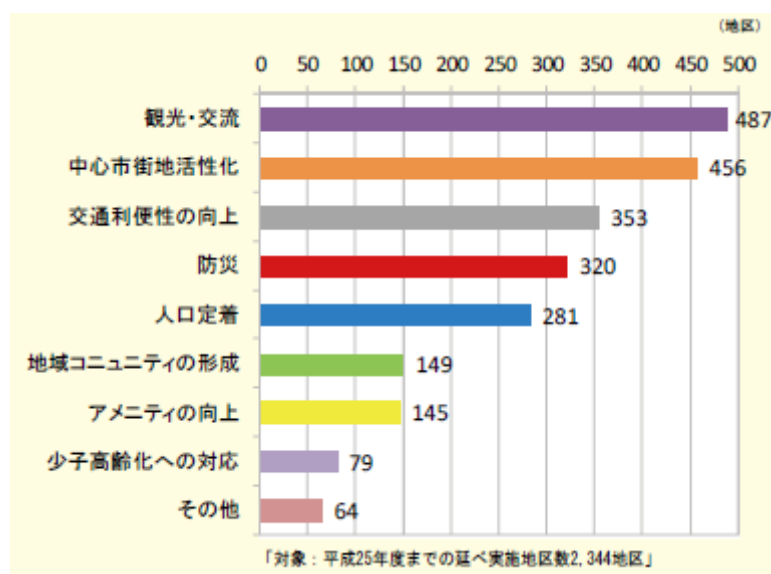


図 2-4：まちづくりの主たる目標（平成 25 年 4 月現在）

（出典：国土交通省『都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）パンフレット（平成 25 年度版）』）

以上から、景観法では周囲にそぐわない建築物が建てられないための規定に実効性を持たせることができるが、その活用は、規範となる景観像を定量的な観点から明確に示すことができる地域に限られる可能性が高いということがわかる。しかしその一方で、数値だけでは計ることができない部分への視点は保障されていないと考えられる。

確かに、景観も含めたまちづくりにおいて定性的な指標による評価を行うことは難しいと思われるが、高度経済成長期以降の社会的状況が日常生活への視点を取り戻し始めたことからわかるように、縮減時代に突入したわが国では、今後は生活環境の「質」の向上が都市においても重要になっていくと思われる。そのため、「地域コミュニティの形成」や「アメニティの向上」を含め、「生活景」のような定量的な指標だけによらない側面からのまちづくりの方策を検討する必要があるのではないだろうか。

2-3-4. 小括

わが国の都市計画や建築に関する制度は、制定当初から「生活景」への視点を持ち合わせておらず、生活景は「忘れ去られた」景観となっていた。その後、高度経済成長期を通じた活発な都市形成や、それに対する批判的な態度を背景に景観施策が展開されていくが、その中で重視されたことは、あるべき像や目指すべき将来像を定め、景観を「守る」あるいは「つくる」ことであったと考えられる。

生活景に対する視点を持たないことに加え、開発指向型の規制緩和が相次ぎ、景観紛争が多発していたこと等を背景に、2004年にわが国において初となる景観に関する総合的な法律である景観法が制定されたが、その中で掲げられた支援策を含め、一般市街地における景観形成や、定性的な評価指標に基づく景観形成は未だ不十分であり、新たな側面からの景観形成に向けた検討が必要であると考えられる。

2-4. ヨーロッパ諸国の景観関連制度との比較

日本におけるこれまでの景観施策は、歴史的まち並みや「まちの顔」と呼ばれるような特徴的な場所の景観を主な対象としてきたということは既に述べた。景観法の制定によって、景観に関して総合的に規制する体制が整いつつあるが、未だに課題も多い。

「生活景」という視点から景観形成を考える上では、開発に対抗するためにも施策の充実を図ることが一つの有効な方策になり得る。ここでは、日本の景観施策について客観的な評価を行うため、行政が景観形成に積極的であるヨーロッパにおいて、各国（ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）がどのような仕組みによって景観形成を行っているのかについて簡単に述べたい。

本節は、西村幸夫ほか（2000）、上田（2004）、増田（2005）、日笠・日端（1993）を基に記述する。

2-4-1. ドイツ

ドイツの景観コントロールは、都市計画に関する制度と風景計画に関する制度の連携によって成り立っている。ドイツの都市計画制度の根幹を成し、日本における都市計画に相当するものは、全国適用の建設法典（Baugesetzbuch 1986年）に基づき各自治体によって策定される法定計画である建設管理計画（Bauleitplan）である（日笠・日端 1993：217）。この建設管理計画は、土地利用計画（Fプラン）と地区詳細計画（Bプラン）の二つから成る。一方、風景の保護・創造のための風景計画体系としては、連邦自然保護法（Bundesnaturschutzgesetz 1976年）に基づく風景計画（Lプラン）と、各州の自然保護法によって定められる緑地整備計画（Gプラン）がある。地域計画の立案の際には、FプランとLプラン、BプランとGプランは整合性を持たなければならないことが、建設法典と連邦自然保護法の双方で示されている（増田 2005）。また、建設行為に関しても、建設法典の中ではFプランとBプラン作成の際の項目として「自然と風景の保護、保全及び発展のための措置をとる土地」を掲げているほか、再開発の規定の中にも風景の保全・形成に関して配慮することが定められている。

つまり、ドイツでは都市計画に関する制度と風景計画に関する制度が別個に用意されているが、それらが密接に連携するための仕組みが存在し、土地利用と景観形成が一体となって行われていると言える。

2-4-2. フランス

フランスにおいて、自然風景を文化財として保全するための施策は1930年の自然景観保護法にまでさかのぼるが、都市内部とその近郊の風景保全に関しては、1993年の風景法（loi paysage）によって広域的な風景のコントロールがなされるようになった。

風景法では、市町村が土地利用を規定する法定都市計画である「土地占有計画（POS）」にお

いて、「景観の質の保全及びその変動の制御」に配慮することを義務付けている（上田 2004）。市町村長は、POS に整合する建築計画にのみ建築許可を出すことになっており、景観という観点から地域の特性に合致しない建築物は建設されない仕組みになっている。また、1983年に地方分権を定めた法律によって創設された「建築・都市的文化財保護区域 ZPPAU」が、風景法によって「建築・都市・景観的文化財保護区域 ZPPAUP」になり景観保全の要素が加えられる等の変化があった（上田 2004）。

つまり、フランスでは風景法の制定により、景観コントロールは土地占有計画（POS）という法定都市計画の中で規定されることとなり、これに基づいて景観の保全・形成が行われているのである（西村ほか 2000：55）。

2-4-3. イタリア

イタリアにおける国土の景観コントロールは、「風景計画なくして開発なし」と謳った省令に基づく1985年のガラッソ法（legge Galasso）によって確立されている（西村ほか 2000：68）。ガラッソ法では、全ての州政府に対し風景計画（piano paesistico）を策定することを義務付けている。ガラッソ法の対象となるのは海岸や河川周辺、森林のような、広域的に見て風景上重要なところに限られており、既成市街地やその周辺部は含まれない。しかし、州政府が広域的な視点から策定した風景計画を基に、各自治体は都市マスタープランの作成や修正を行うことになり、その都市マスタープランの管理・承認の権限が州政府にある（西村ほか 2000：69）ため、風景計画との整合性の確保がなされることになる。また、各州には1977年のブカロッシン法等の都市計画関連法を根拠とする都市風景法や都市計画・建築法が定められており、土地利用規制の面からも法的な景観コントロールがなされていると言える。つまり、イタリアでは都市マスタープランが風景計画に基づいて作成されるという点で、土地利用の中で景観のコントロールが保障されていると言える。

さらに、1947年に制定されたイタリア共和国憲法には「共和国は、国の風景並びに歴史的及び芸術的遺産を保護する」と記されており（西村ほか 2000：11）、イタリアでは憲法のレベルでも風景の保全が保障されている点が特徴的である。

2-4-4. イギリス

イギリスにおいては、景観に関する規制を直接定める仕組みは存在せず、景観コントロールは全て都市計画に関する法体系の中で行われている。例えば広告物規制制度や、歴史的に価値のある建築物や地区を対象とした登録建造物保全制度と保全地区制度等があるが、これらはいずれも全国適用の都市・農村計画法（Town and Country Planning Act 1947年）を根拠としている（西村ほか 2000：24）。一般市街地での景観形成に関連する制度としては、同じく都市・農村計画法に基づく一般的開発規制における計画許可制度が挙げられる。イギリスにおいて開発とは、土

地の区画形質の変更のほか、既存建築物のような上物の実質的な変更も含むとされる（日笠・日端 1993:216）。そして、開発の規模に関わらず全ての開発行為が規制の対象となるという点で、土地の区画形質の変更のみを開発行為とし、一定規模未満の開発を対象としないわが国の開発許可制度とは異なっている。計画許可の判断の基準は、各地方政府が都市計画の基本方針を詳細に記述した法定計画である開発計画（development plan）だが、これは絶対的なものではなく、その判断には行政の大幅な裁量が認められている。ただし、一定のガイドラインは存在し、開発計画には「自然の美及び国土の快適性を保護」するための政策が含まれるべきであるとされ（上田 2004）、アメニティが一つの判断基準とされている。

つまり、イギリスにおける景観形成は既存の都市計画体系の中に組み込まれており、個別の建築物のデザインを相対的にチェックするという意味での景観コントロールは、開発に際し十分に考慮される仕組みとなっているのである（西村ほか 2000:25）。

2-4-5. 小括

ヨーロッパ諸国の景観施策の体系を見ると、いずれも土地利用に関する都市計画の体系との連携が確保される仕組みを有していることがわかる。土地利用や建築物に対する規制と景観形成に関する法律を別個に用意し、相互の整合性を確保することを規定しているものや、開発に関する許可制度の中で景観コントロールを確立させているもの等、国ごとに仕組みの差異は見られるが、いずれも都市計画の中に景観形成のための仕組みが含まれていると考えられる。

ヨーロッパ諸国においても、景観施策は日本と同様に歴史的なまち並みの保全から始まっているものが多いように感じられる。しかし、都市計画制度がその発展とともに景観形成との連携を図るという方向へ進んだという点が、日本とは大きく異なっていると考えられる。ヨーロッパ諸国では、都市計画の仕組み上、開発に際して景観への配慮がなされるため、急激な景観の変化は起こらず、その中で生活景が保全・創造されると思われる。一方、日本においては、景観法制定以前の都市計画の仕組みは景観形成への配慮を欠いたまま発展しており、土地の効率的な利用が優先されてきた。そのため、土地利用において周辺環境との調和が失われ、生活景の喪失が進むことになってしまったと考えられる。

2-5. 場所の意味についての考察

生活景は価値を認識されにくいいため、様々な開発行為によって容易に失われてしまう可能性がある。それでは、この問題は、都市計画や建築に関する制度を整えることで開発行為を規制すれば解決するのだろうか。

生活景は目に見えるものだけではなく、その背後に蓄積された歴史や習慣を反映するため、人々の生活と不可分である。岩見は、著書『「場所」と「場」のまちづくりを歩くーイギリス編・日本編』の中で、「今の都市計画は道路や公園をはじめ、様々な公共公益施設を整備すれば自動的にまちはよくなるものと考えている。」(岩見 2004 : 291) と述べ、今の都市計画が非人間的になったのは、「場所」と「場」が無視されてきたからではないか、という問題意識のもと、人々にとって重要なのは、日常生活におけるかけがえのない場所であり、それはたとえ都市の物的な施設が首尾よく整備されたとしてもそれだけでは実現できるものではないと述べる。つまり、生活景という視点で景観を考える際には、単に制度によって目に見える景観を整えるだけでなく、その景観が人々(生活者)にとってどのような意味を持つ場所であるのかということまでを考える必要があるのではないだろうか。

以上の問題意識のもと、ここでは「場所」とは本来どのような空間であるのか、「場所」が人間にとってどのような意味を持つのかについての考えを整理することで、生活景の背後に存在する目に見えない部分に対する考察を行う。なお、本節は桑子(2005)、レルフ(1999)、鳥越・家中・藤村(2009)を基に記述する。

2-5-1. 多様な「場所」としての空間

まず、「場所」と人間の関係について、価値観は一人一人で異なり多様であるということをふまえると、「場所」も多様な意味を持ち得るという議論が考えられる。

哲学者である桑子は、わが国の近代化の中で、都市空間は特定の目的の達成に特化した機能を空間のうちに実現するために「コンセプト主導」という形を取り、その結果、都市は単機能空間の寄せ集めになったと指摘する(桑子 2005 : 76)。桑子は、「人間の行為や意識によって意味・文脈・機能を組み込まれた空間」を「場」と捉えるが、コンセプトにもとづく空間形成は、多様な場の喪失を随伴すると述べる。逆に言えば、「多様な場としての可能性を秘める空間として都市を眺めるとき、そこには、現代社会が見失ってしまったさまざまな場が現れてくる。」(桑子 2005 : 76) のである。

地理学者であるエドワード・レルフによると、「場所」はそれをとりまく背景、景観、儀式、日常の仕事、他の人々、個人的体験、家庭への配慮と関わり等が渾然一体となった状況において、また他の場所との関連の中で感じられるものであり、場所のスケールは複雑で多様であるという(レルフ 1999 : 81)。レルフはさらに、「私たちの場所経験に影響を与えまたそれによって影響

されるような、場所経験の基本的特性」を「場所のアイデンティティ」（レルフ 1999：121）と呼ぶ。つまり、場所のアイデンティティを規定するのに重要なのは、場所自体がどのようなアイデンティティを持つのかということではなく、個人や集団が場所経験を通じてその場所に対して持つアイデンティティであると述べ、「場所には、そこにいる人間と同じくらい多くのアイデンティティがある」というネアルンの言葉を引用し、その多様性を示している（レルフ 1999：120）。また、場所のアイデンティティの構成要素を①物質的要素、②活動、③意味の三つとし、それぞれに限りない内容の多様さがあると述べる。これは、レルフの言葉を借りると、「場所のアイデンティティの多様さには限度がない」（レルフ 1999：155）ということである。その上で、レルフは、大量生産と商業主義が深化した現代は、場所が持つ多様性を欠落させるような「偽物性」であふれていると指摘する（レルフ 1999：194）。場所に対する偽物の姿勢は、住まいに対する意識や旅行者の態度に見られるような、大衆の価値観の無批判な受容に由来する無意識的な場合と、様々な形式の都市計画において露呈しやすい意識的な技術偏重の場合に分けられるという。そして、この偽物の態度が「没場所性」の根源であり、人間的規模を超えた大衆性・大量性・大規模性によって助長されるものであると述べる（レルフ 1999：250）。

ここから見えてくることは、本来「場所」としての空間は様々な価値観や関係性の中で規定されるものであり、多様な意味を持ち得るものであるという考えである。それが、わが国における近代化の過程で、「場所」は特定の目的のために単機能化された単なる「空間」として捉えられるようになったと考えられている。また、その結果形成された景観は、人間的な規模を超越し、人間の行動をも規定してしまうものであったため、場所が本来持つ多様性は失われ、どこにでも再現可能な画一的な景観が生み出されているという主張があるように感じられる。

鳥越は、「生活のにじみ出てきたもの」を景観ととらえ、環境社会学者として、「“美観”という名のもとでの自然破壊はあってはならない」（鳥越ほか 2009：21）という考えを明確に示している。これは都市景観に対して言えば、人間の営みを無視して見た目の美しさばかりを追求すべきではないという主張につながるのではないだろうか。

確かに、都市計画的な視点から見れば、利便性を向上させる空間計画を実現することを前提とした景観計画も重視されるべきであると思われる。しかし、それぞれの場所で生きる人々の営みや考えに注目すれば、機能主義の中で欠落してしまった「場所の多様性」への視点を持つことの重要性が見えてくるのがわかる。

2-5-2. 場所の本質

「場所」が多様性を持つならば、その中で共通する事項はあるのか、あるとすればそれは何かという議論が考えられるが、上述のエドワード・レルフが場所の本質に関する考察を行っている。

レルフによると、場所とは意志の対象にされた物体や出来事についての文脈ないし背景であり、またそれ自体が意志の対象にもなり得るものであるという（レルフ 1999 : 113）。そして、「場所の本質」は場所を人間存在の奥深い中心と規定しているほとんど無意識的な「意識の志向性」に存在すると述べている。つまり、場所の本質は人間が場所を意志の対象とする方法から把握されるものであるという考えを示している（レルフ 1999 : 337）。鳥越もまた、景観を考える場合には、人々が対象をどのように「使用」し続けてきたのかという事実の分析の必要性を述べている（鳥越ほか 2009 : 55）。つまり、ここから、場所の本質を捉えるためには、人々の考えや行動の過程を丹念に読み解くことが必要であるという主張が読み取れる。

桑子は、都市空間の本当の豊かさは、都市空間を多様な機能を組み込まれ得る存在として捉えることから現れ、それは目に見えない「空間の履歴」を明らかにする作業を必要とするという考えを示している（桑子 2005 : 93）。さらに、「空間の履歴」を取り戻し、多様な「場」としての空間を形成するためには、多様な価値観の中での合意形成が必要であると述べる（桑子 2005 : 94）が、ここで桑子が述べる合意形成とは、立場上の対立を掘り下げて、それぞれの人々の根底にある価値の問題へと到達し、立場上の対立を克服する新しい解決策をつくり出すという創造的な作業（桑子 2005 : 94）である。行政や企業のような立場上の対立は、しばしば合意形成においては阻害要因になるため、その阻害要因を取り除くことの必要性を述べているのである（桑子 2005 : 173）。ここでは、場所としての空間の本質は「それぞれの人々の根底にある価値の問題」であると考えることができ、一人の「人間」としての感じ方・考え方を基盤にするべきであるという考えが述べられている。

以上から読み取れることは、場所の本質とは、場所の多様性の中から共通事項を探して合意形成を図るために、それぞれの個人の根底にある場所への想いを読み解くことを通じて見えてくるという主張である。人間の主観を出発点として環境を捉えるという人間主義的地理学の潮流をつくり出したイー・フー・トゥアンは、「場所への愛」を表す「トポフィリア」という概念を示し、場所に対する人間の潜在的な意識の深さを示している（トゥアン 1992 : 433,439）。トゥアンの考えに基づくと、例えば「環境を守る」という目的のもとで行う行為は、それ自体が環境への一つの価値付けに他ならず、それは環境に対する人々の知覚と態度に由来しているという（トゥアン 1992 : 440）。つまり、場所の本質は人間の知覚や思考の中で規定されるものであると考えることができる。

これらは、人間的規模を超えて単機能化した現代の空間への批判的姿勢とも読み取れる。しかし、場所の本質とは、コンセプトのように外部から与えられるものではなく、その場所で生活をする人間による創造的な思考の中で見出されていくものであるという視点を持つことの重要性を示していると言えるだろう。

2-5-3. 生活環境主義の考え

最後に、都市計画的な視点に限らない「場所」への新たなアプローチ方法について述べる。

上述のレルフは、没場所性の克服の可能性があるとすれば、それは周到な努力と「脱権威」の実践による「場所のセンス」の再生によってなされると述べている（レルフ 1999 : 303）。レルフは、マトレーの「人間の活動がより分散的になることは避け難い。しかしそのかわり、私たちの占有する生きられた空間をもっと人間と密着したものにし、できるだけ豊かにして、生活の経験とともに育んで行こうではないか。」（レルフ 1999 : 303）という主張を引用しており、没場所性の克服のためには、「場所の意義や個々の活動、そして土地土地の状況を評価することから始めれば、いくらかの主要な方向性と可能性を大まかに把握する方法がおそらく得られるだろう。そうすることによって、個々人と社会集団が彼ら自身の場所をつくり、またつくりかえてそこに住むことによって、その場所に本物性と意義とを与えるという展望が開かれる。」（レルフ 1999 : 305）と述べている。

一方、鳥越は、「新しくできた景観法の適用にあたっては、コミュニティの支配権についての配慮が弱いことは事実」（鳥越ほか 2009 : 6）であると指摘した上で、国立市でのマンション建設をめぐる裁判事例等もふまえ、もっと住民生活主体の景観計画を進行すべきであると述べる（鳥越ほか 2009 : 63）。それは素朴な住民主体性論ではなく、住民の広義の「利益」を前提とした主体性論であるという。つまり、「住民は利益を動因として、住民が責任をとるほどの主体性をもてば、彼らは恒常的に対象に働きかける（いつも対象を手入れするなど）ので、自然と人間との関係が“柔らかい”ものとなり、全国よく似た冷たく感じる風景ではなくなる。そのような住民の生活と密着した主体性論」（鳥越ほか 2009 : 63）ということである。そして、「そこの生活」を活かす「生活環境主義」という考えを示している。

では、生活環境主義の前提となる住民の「利益」とは何か、ということに関しては、住民の生活に基づく景観形成が、社会的な位置付けを得るということと関連しているように思われる。

鳥越、家中、藤村は、この「生活環境主義」のもと、外部から押し寄せる開発事業に対して、地域内部からの個性はどのように形成されるかについて考察を行っている。恩納村や竹富島、石垣島白保における開発への対応のあり方を用いて、日常の利用を通じて形成された潜在的とも言える住民の支配権が社会的承認を経ることによって、外部からの開発に対して社会的な力を発揮するようになったことを明らかにし、そのような社会的イニシアティブをとり得る社会的仕掛けの創出の必要性を述べている（鳥越ほか 2009 : 197）。各事例に共通していることは、「資源との多様な関わりを大切に、それを守ろうとする姿勢」（鳥越ほか 2009 : 194）であり、その姿勢に基づきまち並み保全に取り組んできた経緯や蓄積が、イニシアティブを認めさせる根拠となっていることから、地域生活規範の重要性を述べる。地域生活規範に基づく社会的イニシアティブを獲得することで、住民は景観形成上の利益を享受することができるのである（鳥越ほか 2009 : 186）。

鳥越らは、コミュニティの社会的イニシアティブを認めさせるための「社会的仕掛け」としての具体的な方策は述べていないが、それぞれの地域で人々は生き続けており、その生きている総

体の形が「景観」であるため、特定の所有者がない「みんなの景観」ではなく、コミュニティが支配権を持つ「わたしたちの景観」であること、つまりコミュニティの強化、コミュニティへの権限移譲が、生活と一体となった景観の形成につなげるためには必要であるという考えを示している（鳥越ほか 2009：303）。それは、桑子が述べるように、各人にもそれぞれの「空間の履歴」に基づき、立場を超えて「市民」として話し合いをする能力が求められる（桑子 2005：173）ということでもある。

都市計画に限らない「場所」へのアプローチ方法としては、「生活環境主義」という表現に代表されるように、個々人の生活に近いレベルからの、生活を活かした方法が有効であるという主張が読み取れる。ただし、そこには住民の主体性を社会的イニシアティブに結びつける仕掛けが必要である。それは、地域生活規範に由来する住民の日常的な働きかけが、潜在的な支配権に発展していることが前提となるため、コミュニティの強化を必要とする。また、住民が立場にとらわれずに自らの意志によって働きかけを始めることが理想的であると思われる。

2-5-4. 小括

もともと、空間は様々な人や関係性の中で規定される多様な「場所」として捉えることができるものであったが、機能主義のもとでの近代化の中で、都市は単機能化され、「場所」が持つ多様性は失われていったという主張がある。すなわち、利便性を追求した都市計画は、人々の生活とはかけ離れたスケールのものとなり、それは人々の愛着を得る空間を創造するものとはなっていないという可能性が考えられる。

本来の多様な「場所」としての空間を取り戻すためには、生活規範に基づく人々の潜在的な意識を読み解くことが求められる。そうすることで、人々が自らに関わるものとして日常生活の景観を捉えるようになるだけでなく、人々の主体性をも獲得することができるのではないだろうか。

生活景は人々の日常生活に密接なものであるため、利便性を重視する現代の都市計画の視点だけでは保全・創造されにくいと思われる。そのような視点も持った上で、人々がそれぞれの「場所」に対して抱く想いを読み取る姿勢を持つことが、生活景の保全・創造、さらには多様な都市景観の形成にもつながる方策の一つになると考えられる。

2-6. 生活景の可能性

生活景へ目を向けることは、まちづくりや景観形成の観点からどのような意義があると考えられているのだろうか。以下に、生活景に期待される役割や、潜在的に有していると思われる可能性について、既往研究等を基にまとめる。

(1) 「地」となる景観からのアプローチ

2004年に制定された景観法は、わが国において初となる景観に関する総合的な法律である。この景観法によって、各地で景観形成に関する取り組みが実効性を持って行われるようになった。しかし、「一般市街地における景観形成の取り組みはまだ不足している。」(後藤 2007)と指摘されるように、これまでの景観法による景観形成は、歴史的なまち並みや観光地の景観のように、ある特徴をもった所謂「図」となる景観を保全することに主眼が置かれてきたと言える。反対に、「地」となる景観、つまり特筆するような規範に乏しく、それ故目指すべき景観像が明確にならず、地域の合意が得にくい一般市街地等における景観に対しては、効果はあまり見えてきていないという状況にあることは既に述べた。

一方、「生活景」からの景観形成は、地域の生活環境のすみずみにまで目を向け、そこから価値を見出し蓄積させていくというプロセスを必要とする。このようなボトムアップ型の視点を持つことは、ランドマークとなるような目立った景観資源を基にする景観形成ではなく、地域の基調となる「地」となる景観からの景観形成という新たなアプローチになると考えられる。

青木・進士(2007)は、都市とはダイナミックなものであり、全く不変でいることは都市の衰退につながるとしながらも、「都市の全てがダイナミックに変化すべきではなく、永続性も持たなければならない。特に、居住のための空間では、ダイナミズムより「永続性」、「安定性」が優先されるべきである。」と述べている。「生活景」に目を向けることで創出される「地」となる景観は、景観の基調となるという意味で「永続性」、「安定性」を伴い、緩やかに変化していくものであると考えられる。つまり、「生活景」からの景観形成は、「地」となる景観からのアプローチにつながり、それは規範となるような景観に乏しいと言われる住宅地のような地域における景観形成に有効な方法であると言える。

(2) 新たな都市計画手法への手がかり

後藤(2007)は、「生活景」からのボトムアップ的な視点は、近代都市計画の手法である。機能分割、要素分解などの微分的発想とは異なる、総合的・包括的な積分的発想による生活像やそれらの集積した社会像の編集などへの新たな展開を予感させるものとなっている。」と述べている。これまでの人口増加や成長・拡大を前提とした都市計画手法は、都市が抱える課題をスタート地点としていた。しかし、人口減少時代への突入や少子高齢化の進展等、わが国を取り巻く社会的な状況は変化を始めており、従来の都市計画手法では対応できなくなってくる可能性があ

る。今後は、「今ここにあるもの」をどうするのかという視点を基にした、成熟期に対応させた都市計画手法が求められると考える。「生活景」は、ありのままの生活環境に隠されている魅力や資源を掘り起こすという地域の「良いところ」からスタートするため、「アメニティ向上を考える上で重要」(小林 2007)であり、新たなアプローチからの都市計画手法の確立の手がかりにもなり得ると考えられる。

(3) 地域社会の記憶のアーカイブス

「生活景」に関する研究の中には、過去の歴史や文化の名残が現在も残っている空間に景観的価値を見出し、過去から続く伝統的な生活景として継承していこうとする視点を持つものが見られる。例えば、岡田(2007)は、宇都宮で古代から建材として使われてきた大谷石を地域資源と捉え、現代での大谷石を使った建造物や塀による豊かな生活景創出の可能性を述べている。また、三宅(2007)は、秋田県にかほ市象潟を対象に、主体を変えながらも現代まで継承されてきた草刈りをはじめとする水田営農の活動を評価し、その主体の活動によってつくられてきた生活景から地域社会の将来像を考える手がかりを得られるのではないかと述べている。

後藤(2006)が「生活景」は分業・専門化が進んだ現代に生きる人々にとっては懐かしさ、人情味や人間らしさを感じさせる場所の文脈的な表現であり、さらに、生活の知恵や技術、地域の記憶を後世に送り届け、追体験を可能とするイメージ・メディアでもある。」と述べるように、「生活景」への視点を持つことは、その場所に蓄積されてきた歴史や文化を感じ取ることを可能にすると考えられる。(1)で述べたように、「生活景」は「永続性」、「安定性」と関連すると考えるならば、時代とともに少しずつ変化するとしても、過去の「生活景」を基にその上に積み重ねられていくはずである。日常の「生活景」を保全・創造、さらには向上させていくことで、地域社会の記憶を過去から将来にわたって蓄積させていくことができると考えられる。

(4) 地域の固有性を見出すための糸口

繰り返しになるが、2004年に制定された景観法は、一般市街地に対しては上手く機能しきれていない。その理由として、一般市街地にはこれといった景観特性がなく、目指すべき景観像が見出せず地域の合意形成が難しいこと等が挙げられると考えられている。一般市街地において景観特性を見出すということは容易ではなく、そこには現状の景観の意味を丁寧に読み解くという作業が必要とされる。その作業を通じて、その地域の歴史や風土、文化、慣習、人々の暮らしについて考えることになり、それはまさに人々の「生活」の舞台としての地域自体を読み解くことになる。つまり、日常生活の営みを映し出す景観である「生活景」に対する視点を持つことは、その背後にある地域性を再認識することになり、そこから地域の固有性を見出すことができる可能性がある。

(5) 住民主体のまちづくりのきっかけ

2000年代以降、地方分権の推進を背景として、景観分野を含め、まちづくりにおける地方自

治体の裁量の幅は広がったと言える。しかし、平成の大合併が推進され、行政区域が大きくなっていることもあり、行政が地域のすみずみまで時間をかけてきめ細かに対応することが困難になっている可能性もある。このような背景もあり、自治体が住民参加の手法を用いたまちづくりを推進することは一般的になってきている。

地域住民とまちづくりの関係について、高度経済成長期においては、住民によるまちづくりと言えば、公害による地域環境の悪化等の問題に対して、その「改善」を求める意味合いが強いものが多かった。これに対して、近年は住民自らが、自分の住む地域の環境を今以上のものへ「向上」させるという意味合いが強いものが多くなっているように感じられる。しかし、都市計画に対する知識が少ない一般の住民にとっては、制度として住民参加を規定している地区計画でさえ、未だにトップダウン的なまちづくりという印象が強いのではないだろうか。

一方、「生活景」は身近な生活環境を対象とする点で、一般の住民も自らに関わることで実感を持って捉えることができる可能性が高いと考えられる。後藤（2007）は、優れた生活景は、コミュニティによる景観の日常的な維持管理によって育まれるとし、「市民自治の表現として「生活景」を位置づけることが可能で、われわれが良いと判断する「生活景」の背後には地域をマネジメントしている市民自治の存在を無意識のうちに読み取っているのではないかと、「生活景」と「市民自治」の密接な関連性を述べている。日本では、都市計画に対する住民参加の制度運用の経験が非常に浅く問題も多いという指摘もある中で、「生活景」は住民主体のまちづくりを発展させるための可能性を持っていると考えることができる。

2-7. 本章まとめ

2-7-1. 生活景の概念整理を通じて

従来の景観施策のように、あるべき像や目指すべき将来像を定め、景観を「守る」あるいは「つくる」という景観形成の手法は、日常生活を反映する生活景の保全・創造には適さないとと思われる。それは、従来の景観形成が、機能性や利便性を重視したわが国の近代化の中で「場所の持つ意味」への視点を欠いてきたことに関連しているように思われる。

また、近年は2-6.で述べたような生活景が持つ可能性に気づき、市民向けワークショップ等の手法を通じて生活景を見出し育んでいこうとする動きも見られるようになったが、そのような動きにおける生活景の評価は、現状では短期的な時間軸からの評価に留まっているように感じられる。例えば生活景の地図化や顕彰のような手法があるが、それらは現在の生活景を抽出し、地図の作成や表彰を行うこと自体が目的になってしまっていると考えられる。これまでも、景観賞や「〇〇百景」のように、見所となる「景観」を表彰・選定することは多くの自治体でも行われてきた。このような取り組みは、一時的に景観の存在を認識することにはつながるが、その後の景観への働きかけを求める、又は保障するものではなかったため、次第に景観への意識が薄れ、結果として受賞や選定の公表をただけになってしまっていたように感じられる。よって、「移り変わる」生活景を保全・創造するためには、継続的に関わりを持つことが必要であると考えられる。

このように、生活景の概念整理を通じて、生活景の保全・創造のために現時点で不足している視点が見えてきた。

2-7-2. 事例の位置付け

以上をふまえて、本研究の事例として東京都世田谷区の取り組みを設定する。

世田谷区では、世田谷区風景づくり条例に基づき、「地域風景資産」の選定を行っている。これまで行われてきた生活景に関する取り組みが短期的な視点に留まっていたのに対し、地域風景資産は、身近な風景を対象とするが、風景そのものだけでなく、その風景を守り育てていくための住民による継続的な活動が伴うという点で特徴的な取り組みであると言える。土地利用の大半を住宅地が占める世田谷区では、従来から住民によるまちづくりや風景づくりを実践してきたことから、世田谷区における風景づくりの取り組みの変遷や実態を調査することは、住民の想いを反映しながら、徐々に移り変わっていく生活景を保全・創造するために何が求められるのかについての検討を行う上で意義があると考えられる。

第3章 世田谷区の風景づくり

- 3-1. 世田谷区の概要
- 3-2. 風景づくりの歴史
- 3-3. 到達点としての地域風景資産
- 3-4. 分析の視点の設定

第3章 世田谷区の風景づくり

本研究では、これまで身近な日常の風景を対象とした取り組みを行ってきた東京都世田谷区での風景づくりを事例とする。本章では、4章以降に向けた基礎情報として、世田谷区の概要と、これまでの風景づくりの取り組みがどのように発展してきたかについて把握する。また、本研究で着目する「地域風景資産」という取り組みの位置付けと概要を示す。

3-1. 世田谷区の概要

3-1-1. 地理的概要

世田谷区は、東京都区部の南西部に位置する住宅都市である。東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区に接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っている。

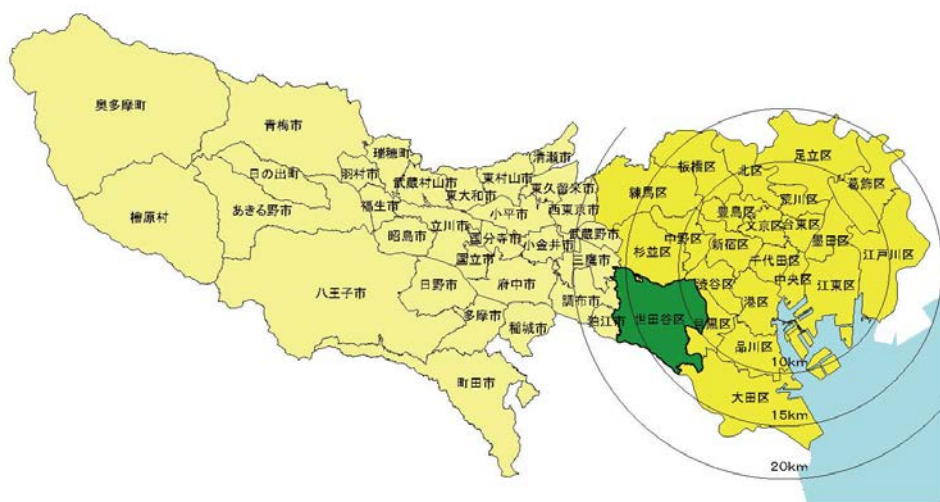


図 3-1：世田谷区位置図

(出典：世田谷区都市整備部都市計画課『世田谷区の土地利用 2011～世田谷区土地利用現況調査～』)

区の面積は 58.08 km^2 で、土地利用については宅地が区全体の 66.4%を占め、中でも住居系が最も多く区全体の 49.4%を占める(図 3-2)。平成 26 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳によると、区内人口は 867,552 人、世帯数は 451,965 世帯である。人口は大正から急激な勢いで増加し、昭和 50 年代に入ると横ばいとなったが、平成 8 年以降再び緩やかに増加している。都心の区では夜間人口より昼間人口の方が極端に多いが、住宅地の多い世田谷区では夜間人口の方が多い。

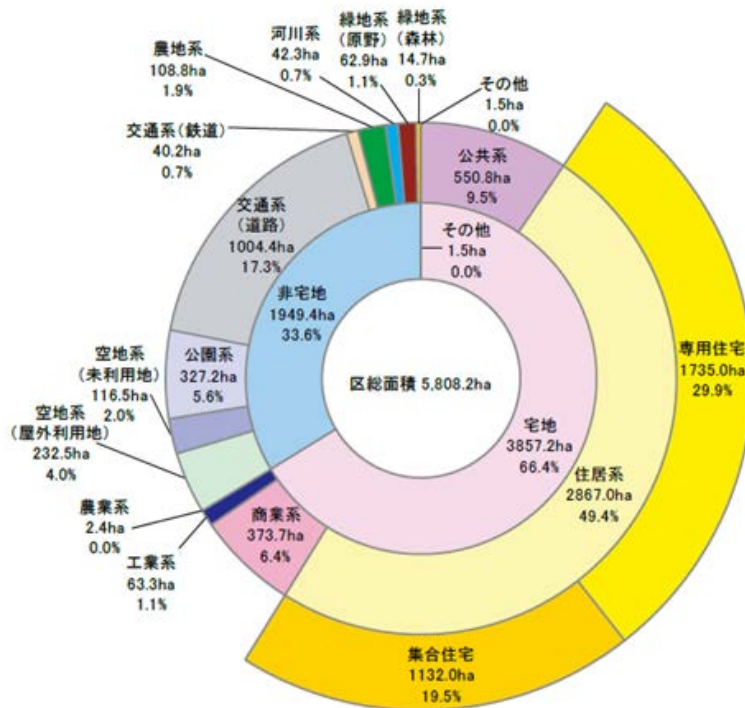


図 3-2：土地利用の構成

(出典：世田谷区都市整備部都市計画課『世田谷区の土地利用 2011～世田谷区土地利用現況調査～』)

世田谷区の地形は、台地と低地から成っている。南西部は多摩川に沿い、成城・大蔵・瀬田・野毛に至る急な崖（国分寺崖線）があり、区内では貴重な樹林地が線上に広がっている。この崖を境に北東側は台地（洪積層）、南西側は低地（沖積層）である。武蔵野台地の一部である台地部は、標高 30～50m で、多くの河川によって樹枝状に浸食され、丘や谷の起伏ができています。低地部は標高 10～25m で、台地部とおよそ 20m の高度差がある平坦地となっている。

主な河川として、多摩川・仙川・野川・烏山川・北沢川・蛇崩川・九品仏川・谷沢川・呑川・丸子川等がある。これらの河川は、かつては農業の灌漑用水として利用されていたが、宅地化が進むにつれて農地が減少したため、大部分は下水道幹線として暗渠化され、現在は地表部は緑道となっている。

区内には、京王線、小田急線、京王井の頭線、東急世田谷線、東急田園都市線、東急大井町線、東急目黒線の各鉄道が走っており、新宿や渋谷とのアクセスも良い。また、区の南北方向には環状 7 号線、環状 8 号線が貫いている。その他にも甲州街道や国道 246 号線、世田谷通り、目黒通り等の幹線道路、中央自動車道や東名高速道路、首都高速道路等も通っている。

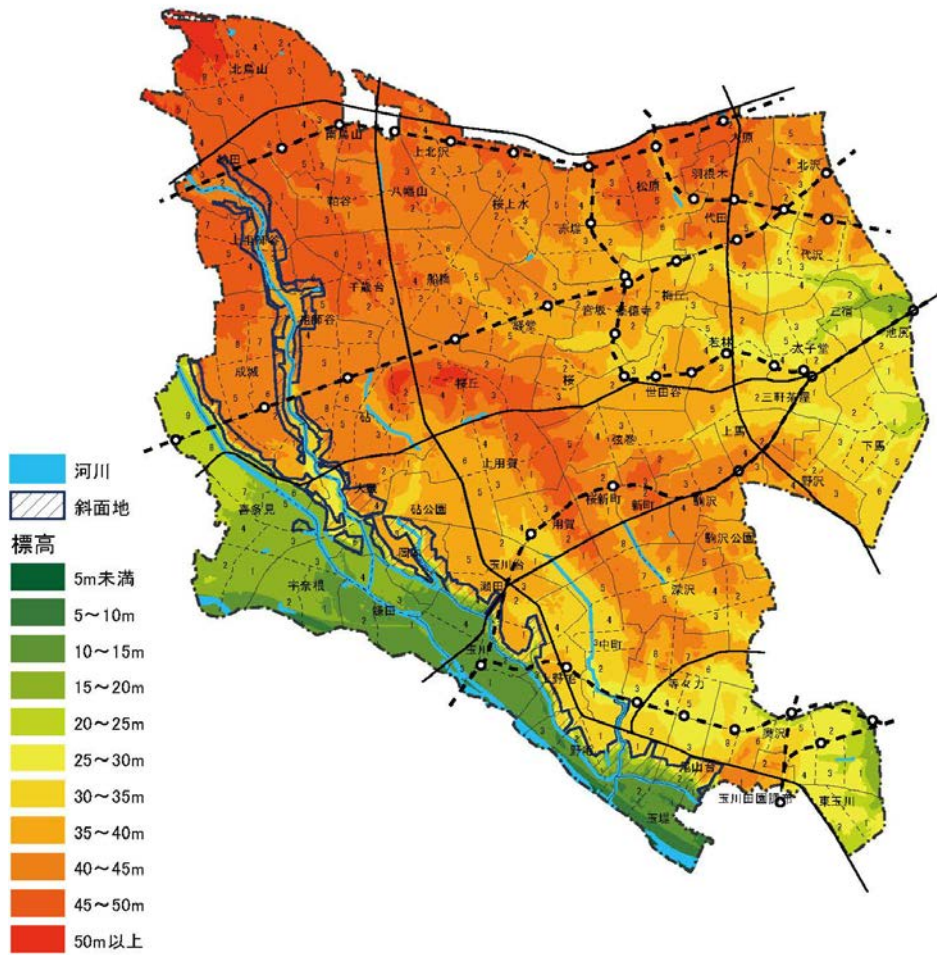


図3-3：世田谷区の標高

(出典：世田谷区都市整備部都市計画課『世田谷区の土地利用2011～世田谷区土地利用現況調査～』)

3-1-2. 生活環境の変遷

ここで、世田谷区の生活環境の変遷について述べる。本節は、『世田谷の土地利用 2011～世田谷区土地利用概況調査～』、『世田谷区まちなみ形成史』、『せたがや百年史 上・下巻』を基に記述する。

(1) 大正時代

現在の住宅都市としての世田谷は、大正期にその始まりを見せる。1912～1913年に、世田谷で最初の郊外住宅地である新町住宅が東京信託株式会社によって開発された。これは、当時の駒沢村深沢と玉川村下野毛にかかる約23万㎡の山林・原野を切り開いた民間の分譲宅地で、住宅地内には縦横に道路を通して排水溝や電灯が設置されたほか、派出所・浴場・商店等が設けられた。売り出し広告には「東京の軽井沢」というキャッチコピーが掲げられており、その水準は当時にしては相当高いものだったことが伺える。中心街路には桜が約1000本植樹され、桜新町の名の由来にもなっている。一方で、国分寺崖線沿いにはかなりの数の政治家・実業家・華族・高級軍人等の別荘や邸宅が立地し、既に高級住宅地として印象付けられていた。

1923年9月1日の関東大震災後、被害が少なかった世田谷地域には東京市内から避難民が押し寄せた。避難民の中から世田谷に定住する人々が現れたり、市内からも郊外の住宅地に移住する人々が出てきたことから、この時期に世田谷地域の人口は著しく増加したと言える。それに伴いゴルフ場や遊園地、病院等の新しい施設も立地するようになった。

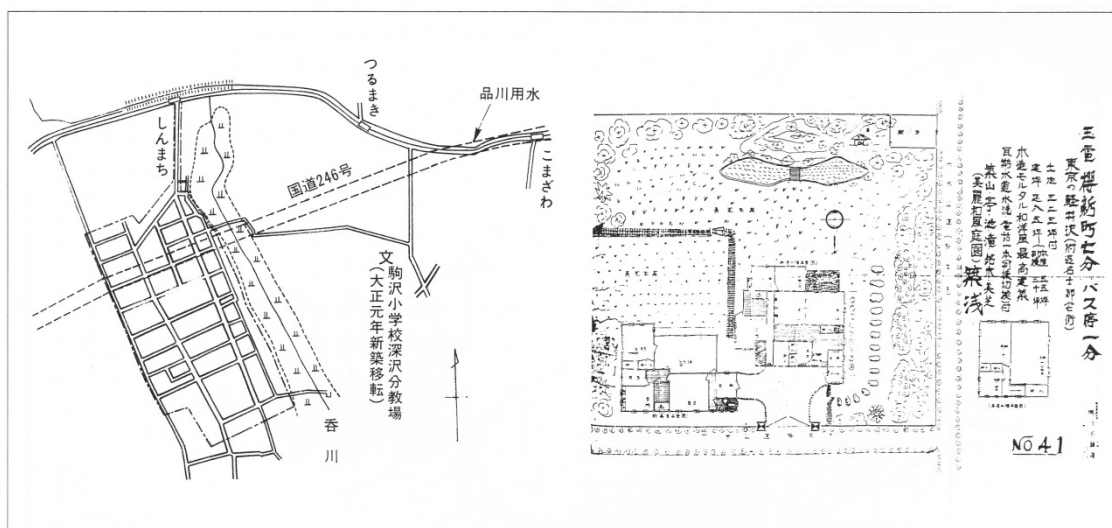


図3-4：新町住宅地の区画図（左）と桜新町売り出しの広告（右）

(出典：世田谷区都市整備部都市計画課『世田谷区まちなみ形成史』)



図3-5：国分寺崖線の別荘地開発（出典：世田谷区都市整備部都市計画課『世田谷区まちなみ形成史』）

(2) 昭和初期

現在の世田谷区の面積の約4分の1を占める玉川村全域を対象とした玉川全円耕地整理事業が1924年から1954年にかけて行われた。当初は自動車時代に適合する広幅員の道路計画、大公園の建設、整然とした街区を形成する区画道路計画等を含む大規模な計画だったが、地元農家からの強い反対にあった。1925年に東京府が組合の設立を認可し、ようやく実現に向かって動き出したが、全村同時の事業化は断念され、17に工区が分割された。一方、郊外部の街路計画に関しては、1927年にはほぼ現在に見られる主要街路網の骨格が形成された。

このように基盤整備が進展すると、主に東急、小田急、京王の「電鉄系」による住宅地開発も本格化した。他にも、町営住宅や同潤会の分譲住宅、低利資金貸付による公的住宅もいくつか建設され、この時期に住宅都市としての性格が強まったと言える。1937年には初の公園も誕生している。



図3-6：耕地整備前後の道路図

(出典：世田谷区都市整備部都市計画課『世田谷区まちなみ形成史』)

(3) 戦時下

1932年に発足した東京緑地計画協議会によって、東京の外周に沿って環状の緑地帯を設置する「環状緑地帯計画」(1939)が策定され、世田谷はこの環状緑地帯の一面に組み込まれた。しかし、1938年に国家総動員法が制定され戦時統制が強まると、1940年に改正された都市計画法では「防空」が目的に掲げられ、緑地は防空的機能を持つものとされた。さらに、1941年の開戦後、1943年に大都市防衛強化のための「防空法」による「防空空地と空地帯」の指定が行われ、空地帯の指定に大きく関係した世田谷では、区域内の空地の現状維持のために建築の禁止的制限が要請された。

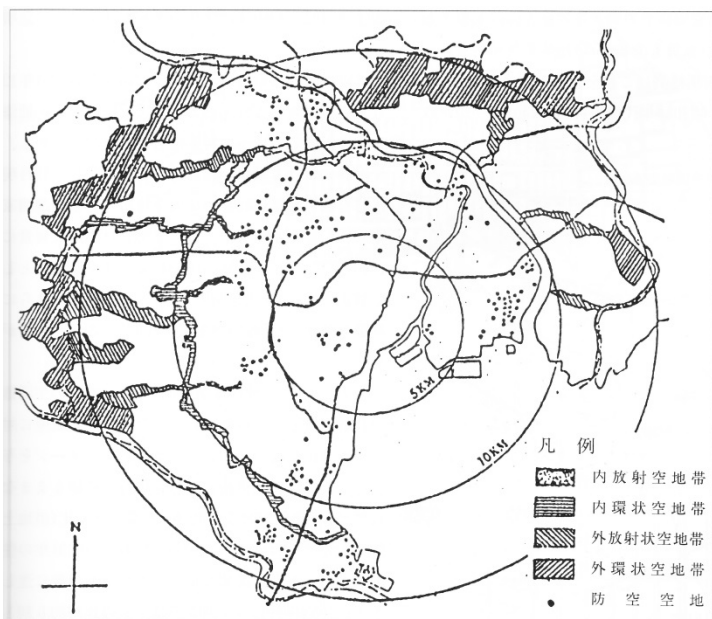


図3-7：東京防空空地および空地帯図

(出典：世田谷区都市整備部都市計画課『世田谷区まちなみ形成史』)

(4) 戦後

1946年に第二次世界大戦からの復興に向けた「特別都市計画法」が制定され、新しく「緑地地域」が指定された。これは、戦前の「東京緑地計画」や戦中の「防空空地と空地帯」の上に、緑地と農地の保全を目的として建ぺい率1割という厳しい制限をかけたものだった。しかし、東京への人口集中と住宅不足が進む中、違反建築に対する取り締まりの面等で緑地地域制度の限界が指摘されるようになり、数回の指定変更を経て1969年の都市計画法の改正によって緑地地域は廃止された。

一方、1949年の大学令により区内に新制大学が発足したことで、世田谷の各地に分布していた軍関連施設用地はこれら公私立の大学、高校、中学や国公立病院用地に転用された。その他、駒沢公園が1964年に開催された東京オリンピックの第二会場となったことに伴い、国道246号線、環状6号線や環状7号線の開通、世田谷通りの改修等の幹線整備も進んだ。



図3-8：世田谷区の緑地地域変遷図（1955年現在）

(出典：世田谷区都市整備部都市計画課『世田谷区まちなみ形成史』)

(5) 昭和40年代(1965年～)

世田谷区は、1969年には人口が75万人を超えていたが、この時期の人口増加率は鈍化していた。つまりこの頃の世田谷は、都心への通勤者の生活基盤としての性格を一層強めていたということがわかる。

一方、当時の急激な自動車交通量の増大に伴い、1965年前後に都心部をめぐる首都高速道路と都市間高速道路をつなぐ延伸ルートの建設が急がれた。これらの道路事業の進展と急激な自動車交通量増大に伴う道路公害への危惧は、周辺住民による生活環境を守ろうとする要望や運動として広がった。また、戦後における市街地の拡大は、区内に大きな農地を残したまま首都圏郊外へと延びていたが、昭和40年代に入ると再び区内に残存する農地や既存の住宅地に新たな施設や中高層住宅等の建設が始まり、「建築公害」とも称されるボーリング場建設問題やマンション建設問題をめぐる住民運動も起こった。

(6) 昭和50年代(1975年～)

昭和50年代の世田谷は、住宅都市としての地位を不動のものとする一方で、流入人口の増加に伴う分譲・賃貸マンションの増加やミニ開発に伴う居住環境問題の発生や地価の高騰、交通・下水道・公園等の社会資本基盤の整備等の課題に直面するようになっていた。

その一方、1977年の地下運行の新玉川線（渋谷ー二子玉川間）開通によって地上電車の玉電

の廃止（1969）以来8年ぶりに区内基幹鉄道路線の一つが復活し、沿線にある駅前商店街を活気付け、最大の乗降客を有した三軒茶屋等の発展をもたらした。さらに、小田急線と京王井の頭線が交差する下北沢でも、昭和50年代に入ると若者向けのブティックや喫茶店が次々と開業した。このように、昭和50年代の半ばになると、世田谷に若者のまちとしての新たな一面が生み出された。

（7）昭和60年代～（1985～）

昭和60年代には、ハイテク化、サービス化のような産業構造の変化による東京への一極集中が進んだ。そんな中、世田谷区は1985年5月に、21世紀を展望した長期的なまちづくりの方向性を定めた「都市整備方針」を、1987年4月に「世田谷区新基本計画」を策定した。この中で、三軒茶屋地区と二子玉川地区を対象にした「魅力ある広域生活拠点づくり」が推進された。特に三軒茶屋地区では、昭和60年代に入ってから三軒茶屋駅近くにファッションビルがオープンし、三軒茶屋地区全体整備計画の策定がなされる等、重点的な開発が行われた。また、1991年には5つの総合支所が開設され、現在に見られる地域行政が本格的にスタートしている。

3-1-3. 区域ごとの個性が際立つまち

ここまで見てきたように、世田谷区は大正期から住宅都市としての発展を遂げてきた。住宅都市としての世田谷区の特徴は、様々な住宅地が混在するというところにある。山手線の外側一帯からの一戸建て住宅とアパートの混在地帯が環状7号線付近まで達しており、その外側には一戸建て住宅と低中層の集合住宅が混在する一般住宅地、環状8号線の外側には、まだ農地や緑地が豊富に残る低層の住宅地が広がっている。そして、玉川の台地上や成城学園付近には低層の高級住宅地が広がっている。さらに、幹線道路沿道には沿道型商業サービス施設とともに中高層の集合住宅が立地する。このように、世田谷区は「住宅都市」と言っても均質な住宅都市ではなく、立地や地形の影響を受け、様々な個性のある住宅地が集まって世田谷区としての一つの個性をつくり出していると言える。つまり、個性ある地域の集合体であることが世田谷区の都市としての特徴と見ることができるのである（世田谷区 2005：7）。

3-2. 風景づくりの歴史

現在、世田谷区では住民参加のもとでの風景づくりが行われているが、その始まりは1970年代にさかのぼる。世田谷区は、高度経済成長期の人口増加によって一気に80万都市となり、都市づくりや地域社会に関する課題が浮上した。例えば、都市づくりに関しては、都市インフラ整備が後手に回ってしまったことや木造住宅の増加とそれによる防災上の安全確保、地域社会に関しては、人々のつながりが希薄なまま住宅地が形成されてきたこと、旧住民と新住民のつながりが十分でないこと等が挙げられる。こうした課題を解決していくには、地域住民それぞれが知恵や労力を出し合い、合意形成を図りながらまちづくりを行うという「住民参加」が必要だという意識が形成されていった。そして1978(昭和53)年には多くの住民の意見等を基に「基本構想」、翌1979(昭和54)年には「基本計画」を策定し、その実現方策のひとつとして「区民参加の推進」を掲げた。さらに、「行政への文化的視点の導入」をテーマに、公共施設の設置やまちづくり事業において、地域の個性と文化性を活かした整備を進めることが目標とされた。

1980(昭和55)年に都市美委員会が発足し、1982(昭和57)年にはその推進体制として都市デザイン室が設置された。これを契機に、より美しい都市づくりを住民参加で進めるための取り組みが実践されるようになった。1984(昭和59)年には区民公募・候補の抽出・区民投票・専門家の選定によって風景の選定を行った「せたがや百景」と、先導的な役割を果たしている空間を表彰する「せたがや界限賞」を選定した。また1985(昭和60)年からは、区民自らができる環境づくりに関するテーマを扱った「都市美シンポジウム」が開催されたほか、世田谷清掃工場の煙突色彩コンペのような区民が参加できるコンペや「まちづくり大学」等も行われた。

1999(平成11)年3月に世田谷区は「世田谷区風景づくり条例」を制定し、区民と行政のパートナーシップによる独自の風景づくりをスタートさせた。この条例の中で、「地域風景資産」という個性と魅力ある風景を育むために区民と行政が協働してつくり上げる取り組みが始まる。地域風景資産に選ばれた風景は、商店街の賑わい、桜並木、歴史的な建造物、野菜畑等があるが、地域風景資産への選定をきっかけに、それぞれの風景を守り育てていくための風景づくり活動が展開されることが期待されている。

以上の流れを表3-1にまとめる。

表3-1：世田谷区風景づくり年表

年度	世田谷区の動き	住民参加型の風景づくり
1978	世田谷区基本構想策定	
1979	世田谷区基本計画策定	
1980	都市美委員会発足	三世代遊び場マップづくり
1982	都市デザイン室発足	
	世田谷区街づくり条例制定	
1984	せたがや界限賞選定	せたがや百景選定
1985		都市美シンポジウム
1988		せたがや界限塾 世田谷清掃工場煙突デザインコンペ
1989	せたがやトラスト協会発足	
1991		百景ラリー
1992	世田谷まちづくりセンター設立	せたがやまちづくりフォーラム
1993	世田谷まちづくりファンド助成開始	
1997		街並みづくり講座
1999	世田谷区風景づくり条例制定	風景づくりフォーラム
2002		第一回地域風景資産選定
2006		世田谷トラストまちづくり大学
2007	景観行政団体になる	
2008	風景づくり計画策定	第二回地域風景資産選定
2012～		第三回地域風景資産選定（選定中）

世田谷区は、風景づくりに対して次のような考え方を示している。

「風景は、様々な人々の生活の積み重ねによってつくられるものです。したがって風景づくりを行う際には、区民、事業者及び行政といった風景づくりに関わる各主体が意識を持ち、協働して取り組んでいきます。」（『せたがやの風景づくり』2012：4）

この考え方のもと、世田谷区の風景づくりは①住民主体の取り組みによって進める風景づくり、②事業者と協働によって進める風景づくり、そして③行政が計画的に進める風景づくり、の3本柱を基に、区民・事業者・区が協働して取り組んでいくことを目標としている（図3-9）。

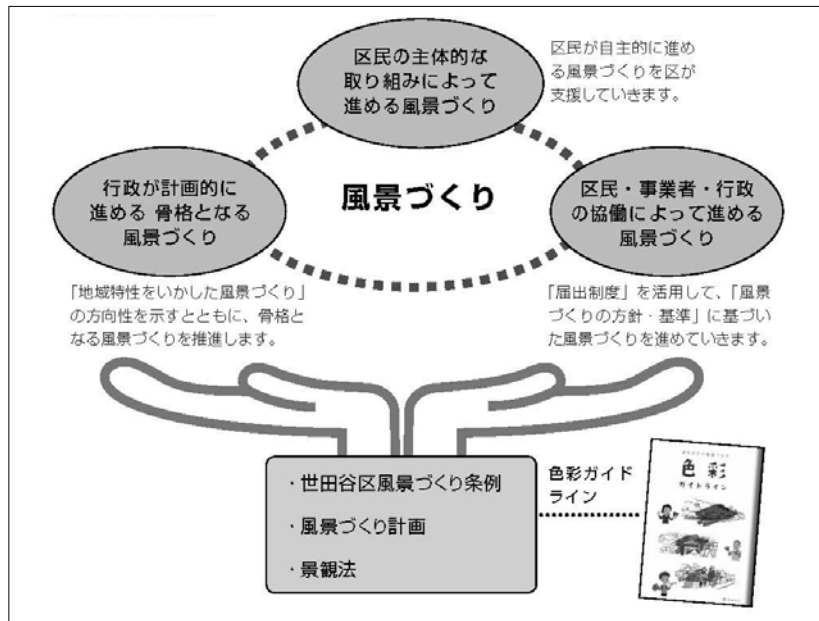


図3-9：世田谷区の風景づくりの考え方

(出典：世田谷区都市整備部都市デザイン課『せたがやの風景づくり』)

3-3. 到達点としての地域風景資産

世田谷区の風景づくりにおいて、3本柱のうちの「住民主体の取り組みによって進める風景づくり」に該当する「地域風景資産」の取り組みは、住民と風景づくりを結びつける重要な役割を担うだけでなく、風景に対する継続的な活動を伴うという点で、生活景の保全・創造という観点からも注目に値する取り組みであると考えられる。

この地域風景資産の取り組みは、それまでの20年余りの風景づくりの実践を経て策定された「風景づくり条例」で定められたという点で、風景づくりに関する取り組みの到達点として捉えることができるのではないだろうか。そこで、ここでは地域風景資産が始まった背景やその仕組みについて把握する。

3-3-1. 地域風景資産とは

地域風景資産は、世田谷区風景づくり条例の第3章第13条~第18条に定められており、地域の風景づくり活動によって、世田谷区全体の風景をより良くすることを目指すものである。

条例によると、「区長は、区民等が地域の個性や魅力を共有し、風景づくりを推進する手掛かりとなるよう、風景づくりに寄与している建築物若しくは木竹又はこれらを含む区域その他規則で定めるものを、区民等の参加の下に、地域風景資産として選定することができる。」（風景づくり条例 第13条）とされている。実際の選定に向けては、この条文を補足する形で、「地域風景資産」とは「地域で暮らす人々の心に共有され、誇りと愛着を持っている大切な風景を語る上で欠かすことのできない建物や建造物、緑等の風景を特徴づけている大切な要素（傍点筆者）」と定義された（図3-10）。

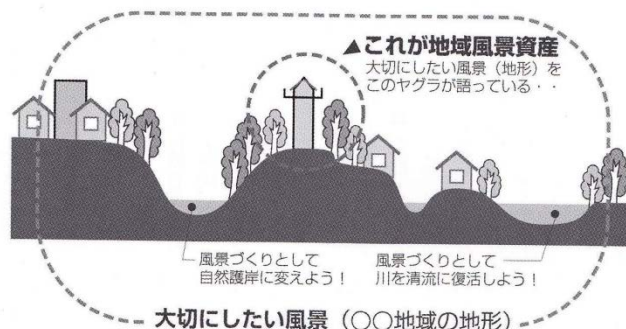


図3-10：地域風景資産の定義

（出典：世田谷区都市整備部都市環境課都市デザイン担当『街に出る。2 -風景づくりへ。-』）

選定の目的は、風景に優劣を付けたり、文化財のように制限を加えて保存をすることではなく、選定を通して「大切にしたい風景を感じている人、地域の人、所有者、区の職員等、風景づくりに関わる様々な人達で風景の価値を考えるきっかけをつくること」、そして「身近な環境を良くするための具体的な方法を考えることで、地域で続けていける風景づくり活動へつなげていくこと」であり、場所の特定と活動が重視されている点が特徴である。

具体的な選定の条件としては、①風景としての資産価値があること、②地域の共感・共有があること、③風景づくりにつながるアイデアがあること、④コミュニティづくりにつながる可能性があること、という4点があり、選定プロセスを通じて確認されていく。

選定プロセスは、区民が「地域で大切にしたい風景」を推薦するところから始まる。地域風景資産の候補となる風景を推薦した区民は「推薦人」となり、風景づくりプランを作成することが求められる。この風景づくりプランは、空間形成やコミュニティづくりを含めた、推薦人が実践する行動計画である。プラン作成にあたっては、行政や活動経験者から成る「サポーター」が支援をする仕組みになっている。風景づくりプランの提出後は、「選定人」が実際に現場を回って推薦人の説明を聞きながら資産候補とプラン内容を確認し、選定の条件に基づいて評価を行う。その後、公開選定会において選定の可否を決定する（図3-11）。

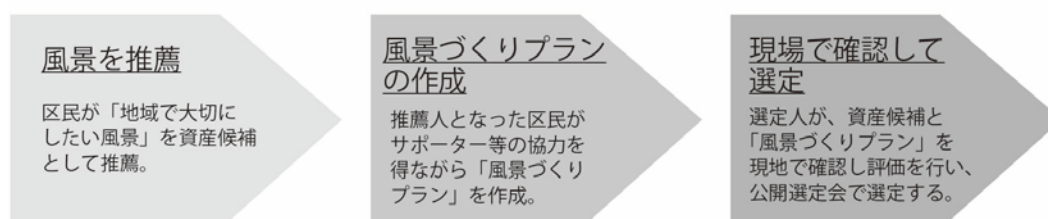


図3-11：地域風景資産選定プロセス

（世田谷区都市整備部都市デザイン課『風景づくり10年。これまで×これから』を基に作成）

2002（平成14）年の第一回選定では36カ所、2008（平成20）年の第二回選定では30カ所が地域風景資産に選定され、2012（平成24）年度より第三回選定が行われている。

3-3-2. 世田谷区都市整備部 都市デザイン課へのヒアリング

住民による活動を伴わせる「地域風景資産」という取り組みが始まった経緯や、第一回選定から約10年が経過した現在になって見えてきた課題等、資料や世田谷区のホームページのみでは把握しきれなかった項目について、世田谷区の風景づくりの担当部署である都市整備部 都市デザイン課にヒアリングを行った。以下は、筆者が話題ごとに内容をまとめたものである。

(1) 地域風景資産が始まった経緯

1984年に実施した「せたがや百景」では、行政や専門家が仕組みをつくり世田谷の「良い風景」を募集して選定したが、これは選定することが目的だったため、結局無くなってしまったものもあった。世田谷区はずっと住民参加を唱え、住民と協働する自治体としてやっている中で、現場で風景を守り・育み・つくったりするような活動が何かあった方がいいのでは、それが世田谷らしさではないのか、という考えが行政や区民の中に芽生えてきた。百景は百景として選んだけれど、その後の風景づくり事業の中で「地域風景資産」というものを選んでみよう、今度は選んだら風景づくり活動という「活動」を伴うことを条件にしよう、ということになり、今の取り組みに至っている。せたがや百景によって、風景を「選定する」だけではダメだという考えにつながったと思う。風景は変わっていくものだから、選定して終わりではダメだよ、ということになった。

・考察

せたがや百景という取り組みを行い、その後の変化を認識したことで、風景に対する継続的な「活動」を行うことが必要だという考えに至ったと思われる。そのため、地域風景資産は早くから風景づくりに関する取り組みを行ってきたからこそ始められた取り組みであると言えるだろう。

(2) 地域風景資産の選定を行う意義

地域風景資産は基本的に保全活動ではないため、事業者が採算性をもって事業を行うことにしたら、それを「この風景が良いから」という理由で中止にさせたり変更させたりというところまでは至っていない。だからせたがや百景と同様に、無くなってしまうということは必然として出てくる可能性はあると思う。ただ、風景づくり条例に基づいて、一定規模以上の建設行為は届出が必要になるが、届出の前に「事前調整会議」というものがあり、開発が行われようとしている地域に風景の資源があれば行政から事業者はその情報を伝えているし、地域風景資産は風景づくり計画（筆者注：景観法に基づく景観計画にあたるもの）の中にマップで示している。地域風景資産があるからと言って規制を厳しくすることはできないが、事業者には風景づくり計画に調和するようにしてもらうため、「地域の共感・共有があること」が選定条件に

なっている地域風景資産の取り組みは、一定の共通した想いとして事業者に訴えるには有効なものであると思う。

また、区民の中に「風景づくり」という言葉自体が浸透しなくても、風景を大事にする気持ちが生活の中でしっかりと植えつけられていく、位置付けられていくことができれば、それも一つの成果になると思う。

・考察

地域風景資産の選定は、事業者が行う開発行為を抑制するほどの効力は持たないが、地域風景資産は世田谷区が作成する風景づくり計画に明記され、事前調整会議で事業者に伝えられるという一定の対応がなされているということがわかった。事業者に対し訴える際には、地域風景資産の条件の中でも「地域に共感・共有があること」が重要になると思われる。

(3) 世田谷区民の意欲

世田谷区民は活動的な人が多い。勉強熱心だったり地元で熱心だったり。「住民参加」と言う行政が引っ張るのかもしれないけれど、世田谷の場合は逆に行政が尻叩かれるくらい。それくらい区民からの要望は多く来るし、昔から風景づくりに関心を持って活動している方や、最近だともっと活動したい、という方もいる。ただ、人口が80万人以上いるわけだから、色々な人がいる。ずっと昔からまちづくり等に関わってきた人もいるけれど、そうではない人もいるわけで、区民全員が想いを一つにして、というのはあり得ない話。じゃあ何人が話にのってくればいいのかということも、数字的には計れないことだと思う。

・考察

世田谷区民は風景づくりに関して意欲的な人が多く、高いポテンシャルを有していると考えられるが、人口が多いため意欲の差も現れやすいと思われる。まちづくりや風景づくりに対して区民全員が同じ想いを持つということは現実的ではないが、意欲のある住民にとって活動しやすい環境をつくることで、風景に関わるという意識を区民の中に徐々に広めていくことが重要である。

(4) 地域風景資産の課題

「現場」と「活動」が変わっていくことをどう扱うか。「現場」も所有者の事情（筆者注：亡くなった、転居した等）によって変わってくるし、「活動」も活動人が高齢化する中でどう継承していくかということを考えなければならない。実際に今も66資産のうち3分の1くらい（筆者注：21資産／66資産）で活動が行われなくなってしまっている。区では、選定の時に提出してもらった風景づくりプランで活動内容等は把握しており、活動が無くなっているものが

あるということも、ぼんやりとは聞いていたらしいが、選定後にどうなっているのかという追跡的な把握はしていなかった。平成24年度から第三回の選定をしようということを通して活動している区民の方と向き合って話した時に、また選ぶのではなく、今までのフォローアップが必要なのではという声が上がって、平成25年度から検討が始まっている。

課題にはいくつか要因がある。まずは仕方ない理由で、これは所有者や活動人が高齢化したり亡くなったり転居した場合。あとはプランに示された活動がそもそも無理だった場合で、これは第一回選定に多いのだが、とにかく選定を目指そう、という感じで、実現可能性が高くないものを選定してしまった「選ぶ側」の責任もあると思う。その点については、選定の回を重ねる度に仕組みを検討して、実現可能性の高いものが選定されるようになってきていると思う。

・考察

第一回の選定から約10年が経過し、徐々に課題が現れてきている。地域風景資産は選定の回数を重ねる度に仕組みを改善して課題に対応してきており、発展途上の取り組みであると捉えることもできる。一方で、世田谷区の風景づくり条例には、活動の支援につながる風景づくりアドバイザー等のメニューもあるが、それらの利用はあまりなされていないという。世田谷区では、活動が行われなくなりつつある資産があるという課題に対して、これらの支援メニューの周知に努めて対応していくとのことだが、今後は住民や風景自体が変わりゆく中で、どのように活動を継続させるかを考えていく必要がある。

3-3-3. 生活景の保全・創造の観点からの評価

地域風景資産に選定される風景は、世田谷区によって「地域風景資産は、風景づくり条例に基づき、大切にしたい身近な風景を守り育てていくことを目的とする（傍点筆者）」と明示されており、住民が行う活動によって保全・創造が目指されるという点で、2-1.で示した本研究における「生活景」の定義を満たすと考える。

地域風景資産の取り組みは、区民が身近にある「大切にしたい風景」を推薦することから始めるため、個人の思いから風景づくりにつなげることを可能とする取り組みであると言える。生活景は、身近すぎるため一般的にその価値を認識されることが少ない上に、どのような風景を「良い」と感じるかという風景に対する価値観は一人一人異なるため、一度に多くの合意を得て保全・創造につなげるということは現実的ではないと思われる。都市デザイン課へのヒアリングでも聞かれたような「風景づくりに対する意欲の差」というのは当然想定されることであるため、生活景の保全・創造においては、まず身近な風景を「良い・大切にしたい」と感じている人がその思いを発信することから始めるという方法が考えられるのではないだろうか。つまり、地域風景資産のようにコミュニティの最小単位である個人から始め、徐々に大きな視点からの風景づくりへと広げていくことができる方法は、生活景の保全・創造という観点からも有用であると考えられる。実際に、地域風景資産に選定された風景の中には、野菜畑や土の道のような、個人の想

いに基づいたものもある。また、地域風景資産のように持続的な「活動」を伴うことは、移り変わる生活景への対応も可能にすると思われる。

よって、生活景の保全・創造に向けた検討を行うために、地域風景資産によって展開されている風景づくりの活動を参考にすることには意義があると考ええる。

3-4. 分析の視点の設定

以上をふまえ、地域風景資産の取り組みの具体的な調査における視点を次のように設定する。

(1) 住民による日常的な活動と生活景はどのような関係にあるのか

地域風景資産に見られる継続的な活動は、移り変わる生活景への対応を可能にすると考えられる。そこで、日常的な風景への働きかけは、生活景の保全・創造に対してどのような役割を果たし、何を可能にするのかについて見ていく。

(2) 個人の風景への想いが、どのように地域全体へと広まっていくのか

地域風景資産の中には、個人の風景への愛着に基づいて活動をスタートさせ、地域全体に共感・共有を広げているものがある。そこで(1)をふまえ、生活景のように広く価値を認識されない風景であっても、どのように活動を起こし、地域に共感・共有を得ていくことができるのかについて見ていく。

設定した視点に基づき、4章以降で地域風景資産の実態について述べていく。

第4章 地域風景資産の実態

- 4-1. 生活景と活動の関係
- 4-2. 船橋小径の会による風景づくり
- 4-3. 本章まとめ

第4章 地域風景資産の実態

本章では、3-4.で設定した2つの視点に基づき、地域風景資産の実態について把握する。

4-1. 生活景と活動の関係

4-1-1. 住民へのヒアリング

活動の成果や住民自身の考えは、地域風景資産に関する資料等の読み取りだけでは把握できなかった。そのため、推薦した風景が地域風景資産に選定され、それ以降「活動人」となり継続的な活動を行っている住民に対してヒアリングを行った。ヒアリングの目的は次の通りである。

- ・住民が行う風景づくり活動は、何をきっかけに始まり、どのような成果をあげ、どのような課題を抱えているのかを把握する。
- ・それぞれの住民は個人としてどのような想いで活動を行い、風景づくりに対してどのようなやりがいを感じているのかを知る。

これらを把握することで、生活景と活動の関係性や、共感・共有を得るために必要なことについて考察していく。ヒアリングは、表4-1に示す7人（6グループ）に対して各1時間半～2時間半程度で実施した。

表4-1：ヒアリング対象者概要

	ヒアリング対象者	所属グループ名	活動の対象となる地域風景資産
1	Aさん（80代男性）	駒沢給水塔風景資産保存会	双子の給水塔の聳え立つ風景
2	Bさん（70代男性）		
3	Cさん（70代男性）	NPO法人 せたがや街並保存再生の会	清明亭
			成城の近代住宅
			登録有形文化財の萩原邸
4	Dさん（40代？女性）	喜多見ポンポコ会議	須賀神社とムクノキ
			喜多見大橋から見た野川上流の眺め
			慶元寺三重塔の見える風景
			喜多見五丁目竹山市民緑地の竹林と垣根
			喜多見・歴史の道～慶元寺・氷川神社界わい 畑の間の土の道
5	Eさん（50代？女性）	船橋小径の会	季節の野草に出会う小径
6	Fさん（70代男性）	崖線みどりの絆・せたがや	喜多見ふれあい広場から見た「野川と国分寺 崖線の纏まった緑」
			成城3丁目の国分寺崖線の樹林
			成城3丁目桜と紅葉の並木
		法人格 成城自治会、成城地区成城会	成城の桜並木といちょう並木
7	Gさん（80代男性）	NPO法人 芦花公園花の丘友の会	蘆花恒春園花の丘
			水辺の自然とふれあえる蘆花恒春園 「みんなのとんぼ池」「やごの楽校」

主なヒアリングの内容は、(1) グループができた(活動を始めた)きっかけ、(2) 風景づくり活動の内容、(3) 風景づくり活動の成果・効果、(4) 風景づくり活動の課題、(5) 風景への想い、(6) 風景づくりのやりがい、である。主に(1)～(4)は各住民が所属する活動グループとして、(5)、(6)は個人として回答してもらった。以下は、筆者が話題ごとに内容をまとめたものである。

(1) グループができた(活動を始めた)きっかけ

〈駒沢給水塔風景資産保存会〉

- ・給水塔のすぐ裏に住んでいた K さんという方が給水塔を地域風景資産に推薦し、選定の条件である「地域の共感・共有があること」を満たすために A さんに頼んで近所の人に声をかけてもらい、賛同してくれた人で保存会を立ち上げた。
- ・地元でも割と給水塔を良い風景だと思っている人はいたが、みんなでまとまってそれを保存・活用していく会をつくってみようと、そこまで考えた人はいなかった。それを K さんが非常に引っ張っていった。
- ・ちょうど地域風景資産に推薦した時に、たまたまテレビのニュースで給水塔が壊されるという情報が流れ、それが風評になってしまった。それで、昔からあるのに壊されては困るなという風に近所の人にも考えるようになっていた。

〈NPO 法人 せたがや街並保存再生の会〉

- ・1987 年に、世田谷区が区にどれくらい近代住宅が残っているかという調査をした。10 年後の 1997 年に区が開催した近代住宅の見学会に参加した際に、行政の調査のやり方は不十分だと感じて、自分たちで独自に調査しようと思い、区民の中の有志 27 人で結成した。
- ・世田谷区内の近代住宅(戦前に建てられた建物)の悉皆調査を実施するために会が発足した。都市化により近代住宅が減っていく中で、なんとか残して活用するための活動を行うことが当初の目的だった。

〈喜多見ポンポコ会議〉

- ・喜多見の野川沿いにあった東京外郭環状道路の計画が動き出すと聞き、それに賛成・反対ということとは別に、それがどういうものなのかを知るための会があった方が良いと思い 2000 年に設立した。当時はまだ子供が小学生だったので、PTA の仲間や子供の友達のお母さんに声をかけながら始めた。

〈船橋小径の会〉

- ・愛着があった小径を地域風景資産に推薦したことをきっかけに設立した。近所の友達や、

顔見知りだった人に声をかけて 5 人（男性 2 人、女性 3 人）で設立した。全員小径から徒歩 5 分以内に住んでいる人。組織的に動かすというよりは、仲良しが集まって楽しむというスタイルで始まった。ああしよう、こうしよう、もっとこうしたらいいよね、という感じで始めた。

〈崖線みどりの絆・せたがや〉

- ・会ができたのは 2008 年で、それまで国分寺崖線や自然を対象に個々に活動していた団体をまとめる窓口になるような団体が一つ必要では、と考え設立した。もともと個人的に入っていた「野川とハケの森の会」が世田谷区の「野川多自然川づくり連絡会」に参加しており、そこで野川に関連する団体の連携を経験していた。それが上手く機能していたため、緑についてもそのような会を立ち上げるという考えにつながった。もともと緑に関して活動をしている団体は多くあった。

〈NPO 法人 芦花公園花の丘友の会〉

- ・現在芦花公園花の丘になっているところには、以前 80 軒ほどの住宅があったが、1991 年頃から木の公園をつくるという計画があがり、立ち退きが始まった。木の公園だと暗くてイメージが悪いので、花の公園にして欲しいという要望書を東京都に出したところ、相談窓口になるグループをつくってほしいという要請があり、近隣に呼びかけて 1996 年に設立した。

〈小括〉

活動グループができた背景には、船橋小径の会のように単純に「この風景が好きだから」というプラスの要因に起因する場合と、駒沢給水塔風景資産保存会や NPO 法人 芦花公園花の丘友の会のように、テレビからの情報や開発計画等によって身近な風景が無くなるかもしれないというマイナスの要因に対抗するためという場合があるようだ。ただし、マイナスの要因に起因する場合であっても、風景が失われることに対する危機感の背景には「その風景が好きだから守りたい」という想いがあり、そのような風景への愛着が活動を生じさせる共通の要因になっていると思われる。

(2) 風景づくり活動の内容

〈駒沢給水塔風景資産保存会〉

- ・近隣の人達とお付き合いして広めていくための「コミュニティ活動」。これをさらに細かくしていくと、「町会や商店会とのつながり」、「地域活動団体とのつながり」、「地元イベント（桜祭りやボロ市）への協力」、「地元小学校への協力（郷土学習等）」になる。

- ・給水所見学会の実施（10月1日）や会報「そうとう」の発行（年4回）、会誌の発行（年1回）、DVDの制作、HPの開設等のPR活動。
- ・水道の知識を得るために必要な「調査研究活動」。現地を調査しに行ったり、講演会や歴史調査を行っている。
- ・これらの活動を、独自で会費を集めてその中でやりくりして行っている。他には区の「地域の絆推進事業」の助成金をもらっている。

〈NPO 法人 せたがや街並保存再生の会〉

- ・近代住宅に関する調査をして、報告書を作成している。
- ・近代住宅の保存再生に関する相談窓口を「世田一ハウス」という5年前に空き店舗を改修してつくられた会の活動拠点で毎週土曜日に行っている。世田一ハウスは1日千円で貸し出しもしている。
- ・解体される近代住宅から部材を回収し、建て替えの時等に活用する。部材は世田谷区内の人には無料で提供している。
- ・近代住宅の一軒一軒について、補修計画を立てている。実際に自分たちで補修をすることもある。秋は屋根の樋に溜まった落ち葉の掃除等を行う。
- ・月1回のまち歩き。かつては参加者を世田谷区民に限定していたが、今は限定しておらず、千葉、神奈川、埼玉あたりからも来る。
- ・解体される近代住宅に対して、図面を描いたり写真や歴史をまとめた「建物アルバム」をつかって所有者に提供し、記録として残す。
- ・活動資金は会費。区から助成金ももらっているが、運営費にはならない。世田一ハウスの貸し出しも、趣味で手芸・写真・書道とか、自分の好きなものを隣近所に見せたいという人が借りるくらいで、毎週埋まるほど使う人はおらず、資金繰りに苦労している。

〈喜多見ポンポコ会議〉

- ・設立当初は、外環の計画がどのような計画なのかを知るための勉強会を行った。建設省や都の担当者に話をしてもらった。
- ・勉強会でとったアンケートで、喜多見で大切にしたい・残したい風景として野川を挙げた人が多かったため、野川の生き物調査を始めた。これは「野川ガサガサ」という名前で現在も年4回行っている。
- ・「外環を考える」という、外環計画についての情報収集も行っている。自分たちで調べたことは記者クラブに行って資料配布している。ほとんどスルーされるが、たまにそれがきっかけで取材を受けることもある。
- ・活動を地域の人に知ってもらうための「ポンポコ新聞」の発行。意外と知られていない喜多見のまちの歴史や自然について調べて新聞で伝えている。
- ・喜多見のお宝探し

- ・野鳥観察会

- ・活動内容は設立当初から変わっておらず、世田谷区からの補助金等を利用して活動している。会のパンフレットは、セブンイレブン緑の基金の助成金をもらってつくった。

〈船橋小径の会〉

- ・設立当初は、公の場所だったため、自分たちでどこまでやって良いのかを区の担当部署に聞いて、植物の名札を立てることから始めた。人が関わっているということを知ってもらうための活動から始めた。
- ・週 1 回の手入れ作業やゴミ拾い。始めの頃は日にちも全然決めておらず、次いつやる？という感じで集まれる時にやっていた。集まれば朝から夕方まで 1 日でもやっていた。
- ・「こみち新聞」を年 2 回発行し、新聞折り込みにしてもらったり地区の小学校で配布してもらっている。
- ・講演会等の依頼が来たら対応する。
- ・小径で採れた植物を使った染め物や、カゴを編む等の手仕事を行っており、「小径工房」と呼んでいる。
- ・バザーや展示、小径工房でつくった作品の発表等を地域のイベントに参加して行っている。
- ・近隣の小学生の授業サポートで、笹舟づくりを行っている。
- ・小径の近くにある能勢公園での生き物調査や、小径でのセミの抜け穴観察を行っている。

〈崖線みどりの絆・せたがや〉

- ・日常的な掃除やゴミ拾い。
- ・地域の小学生との落ち葉掃きや野鳥見学会を行っている。
- ・区との協働で、2009 年度から「世田谷・みどりのフィールドミュージアム」を実施したり、2012、2013 年度は雨水浸透マスの普及啓発活動を行ったりしている。
- ・崖線みどりの調査・研究活動や、崖線の現状を見てまわり、得られた情報を HP やマップで発信する「みどり歩き」を行っている。

〈NPO 法人 芦花公園花の丘友の会〉

- ・「花グループ」、「イベントグループ」、「とんぼ池グループ」に分かれている。
- ・「花グループ」は、花の丘の花壇の運営・管理を行う。地区内の 2 つの小学校の総合学習の場として、子供たちと花の種まきや観察を行っている。
- ・「イベントグループ」は、月 1 回の「花の丘フェスタ」の開催を担当している。「花の丘フェスタ」では、季節ごとに様々なイベントを行っている。
- ・「とんぼ池グループ」では、「みんなのとんぼ池」や観察小屋をつくり、池の清掃や小屋の管理を行っている。
- ・地域の防災訓練等を区と協働で実施している。他にも区と協働で「生涯現役プロジェクト」

を立ち上げ、様々な活動団体の見本市を開催し、新たなメンバーの獲得につなげている。

〈小括〉

各グループで幅広い活動が行われているが、割とソフト的な活動が多い。どのグループも風景や活動内容を知ってもらうために新聞の発行やイベント等の PR 活動を行っているが、その対象は世田谷区全体というよりは地域に住む身近な人が中心で、地域とのつながりを重視していることが伺える。日常的な手入れ作業や近隣小学校との連携のような活動は、地域貢献とともに自分たちの活動を PR する場としても機能していると思われる。活動内容に関しては、自分たちが好きなことを楽しみながらやる、ということを大切にしているグループが多い。

(3) 風景づくり活動の成果・効果

〈駒沢給水塔風景資産保存会〉

- ・別の地域風景資産（大正ロマンをのこす砦下浄水場ポンプ室）の選定につながった。給水塔と同じ水道施設として、「線」でつながっている施設なんだということで、「点から線へ」という風に考え方が変わってきた。
- ・とにかくマスコミに取り上げられることが多くなっただけ、かなり近隣の人に周知されるようになったのではないかと。会員が増えることにもつながっている。
- ・2012年の11月に土木学会から「選奨土木遺産」に認定された。これで給水塔の「保存」は確定したので、次はどうするかということで、保存されたらそれをいかに使っていくかという、「活用」の段階に進むことができた。
- ・会の発足とは無関係に、地域風景資産の選定の時期に都水道局による給水塔のドーム、トラス橋、記念碑の改修が行われ、そこに会が働きかけて、給水塔の塔頂の装飾塔の67年ぶりの点灯が、2003（平成15）年10月1日の都民の日に実施した見学会で実現した。

〈NPO 法人 せたがや街並保存再生の会〉

- ・区は宣伝力があるので、地域風景資産で区が関わると不特定多数に広まる。地域風景資産に関するまち歩きでは、建物に興味がない人も来るので、全然違うジャンルの人にも活動を知ってもらうことができる。

〈喜多見ポンポコ会議〉

- ・地域風景資産に選定されていたことが理由の一つとなって、2013年5月に喜多見4・5丁目が東京都第1号の「農の風景育成地区」に指定された。喜多見農業公園としての都市計画決定もなされているため、農の風景の保全が保障されることになる。

- ・野川で行われている工事に対して、「こういうつくり方にしてほしい」というお願いをしたところ、現状の景観を壊さないようなつくり方にしてもらっている。
- ・野川関連では、野川に関して活動をしている4団体で「野川の多自然川づくり連絡会」という会をつくって連携するようになり、勉強会や維持管理を協働で行っている。
- ・新聞をつくるために色々な人に話を聞きに行くことで新しいつながりができるし、地元の人も喜んでくれている。

〈船橋小径の会〉

- ・地域風景資産の選定の時期に小径の脇にマンション建設の計画があり、土の道が舗装されてしまう危機があったが、小径に面した部分に対しての提案をさせてもらい、計画を変更してもらうことができた。事業者も、「緑が豊かな環境」をマンションの売りにしたかったらしく、それと上手くかみ合ったのではないかと。
- ・2004年に区と管理協定を結ぶことができ、管理について区との取り決めを交わしている。
- ・小径近くに公園をつくる時に、「小径につながる緑」としてつくりについての提案をさせてもらった。
- ・会を立ち上げたメンバーは、それまで特別地域で活動したことがない人が多かったが、活動を続けるうちに地域に対する目が自然と育ってきた。

〈崖線みどりの絆・せたがや〉

- ・野川沿いのマンション建設の際に事業者と協議を行い、自然を取り入れた計画にしてもらうことができた。建物の高さも22mから15mに変更になった。
- ・区が関わると発信力が違ってくる。自分たちでつくったマップ等も色々なところに置いてもらえる。
- ・普段から緑を残そうと活動していると、行政や事業者に対応や応援をしてもらいやすい。
- ・多くの団体とネットワークをつくることで、持ちつ持たれつ関係を築くことができる。
- ・「野川とハケの森の会」では、成城4丁目緑地について区と管理協定を結ぶことができた。
- ・区の保存並木の認定を受け、3年に一度は剪定代等を区が持つてくれることになった。

〈NPO法人 芦花公園花の丘友の会〉

- ・区の「青少年健全育成に寄与する団体」等、多数の表彰を受けており、活動はかなり評価されている。
- ・活動をすることで、好むと好まざるに関わらず色々なつながりができる。

〈小括〉

船橋小径の会が区と管理協定を締結したことや、駒沢給水塔風景資産保存会が土木学会か

ら表彰を受けたことは、生活景に対する日常的な活動であっても何かしらの位置付けを得ることができるということを示している。話の内容からは、活動を始めた時は、価値を認識されにくい風景は、活動がなければ知らない間に失われてしまうかもしれないという危機感があり、そのようなマイナスの要素を背景に活動を継続しているように思われた。しかし、活動を続けることによる成果が得られることで、住民自身も地道であっても活動を続けることの重要性を感じ、活動をプラスに捉えるようになっていくという意識の変化が伺えた。

一方、区が地域風景資産に関わることによる効果は、宣伝力の向上のみと答える人が多く、活動自体は自分たちで試行錯誤しているグループがほとんどである。

(4) 風景づくり活動の課題

〈駒沢給水塔風景資産保存会〉

- ・一番考えるのは年齢。やっぱり若い人が入ってくれるといいなあという願望はある。平均年齢が高いということは色々遅れをとることが多い。うちの会は引き継ぎをやりましょうという人が出てくれて、世代交代をすることができたから良かったけれど、活動に取られる時間は並大抵のものではないから、リタイア後の人でないと中心になってやってくれるというのは難しい。
- ・会員が370人ほどいるが、「会費ぐらいは出すよ」という関わり方がほとんどで、積極的に活動してくれる人は少なく、会員の中でも意識の温度差がある。
- ・給水塔は、一回見れば飽きてしまうものでもあるから、近隣の人を飽きさせないための工夫がまだ足りていないと思う。
- ・地域風景資産だから開発の際に考慮するというような話は行政の中での話であって、我々にそういう話に来ることはない。

〈NPO 法人 せたがや街並保存再生の会〉

- ・近代住宅の衰退に歯止めがきかず、会に財力があるわけでもないのに、活動の限界が見えてきた。建物全部を保存することは難しいので、今は部材の保存・活用が多くなってしまっている。
- ・地域風景資産だから開発の時に配慮して、というところまではストップできない。うちは「街並」保存再生の会なので、建物一軒だけではなくその両隣や垣根の連なりで考えていきたいと思っているが、お願いはできても強制はできない。建物に関しても、時代が変わって、住みながら保存・再生していくというのは難しい。
- ・グループの高齢化が進んでいるが、若い人が活動に参加してくれない。次世代につなげるには、自分がやってきたことを真似しなさいと伝えるのではなく、だいたいの方向性を共感できれば良いと思っているが、若い人は「まち」に住むというよりは「家・部屋」に住

むという感じがして、未知のものに触れることをしないように感じる。

- ・行政にはもっと地域に寄り添ってほしい。効率主義のピラミッド組織ではなく、出張所レベルで対応してもらいたい。

〈喜多見ポンポコ会議〉

- ・運営メンバーになってくれる人がなかなかいない。会の趣旨を汲んでくれる人を見つけるのが難しい。年代にはこだわらないが、インターネットやパソコンができて、一緒に動いてくれる人が欲しい。
- ・財源の確保。課題とは言わないかもしれないが、欲を言えば…という感じ。補助金がもらえると、今は夏以外は新聞を自分たちでポストに入れて回っているのを、1年中新聞織り込みにしてもらえたりできる。
- ・外環に関することは、調査したことをもう少し発信できると良い。
- ・地域風景資産だからどうこう、というのは難しい。選定された地域風景資産の中でも、緑地の中にアパートが建ってしまったものもあるが、そういう計画があるということ、実際に活動している自分たちも現場に看板が立って初めて知る。区には建築申請やどのような指定がかかっているかという情報は行っているはずだが、それが活動をしている人にまでは回ってこない。自分たちから聞きに行かない限り情報が得られない。もし個人情報の問題等があるなら、区の方でももう少し対応してほしいと思う。
- ・個人所有のものに対しては強く言えないため、いつの間にか風景が変わっていることもあり、寂しく感じる時がある。

〈船橋小径の会〉

- ・メンバーが高齢化してきているので、組織的に若返りを図りたい。これまでに10年の蓄積があるだけにいきなりガラッと変えるのは難しいので、どのように若返りを図りつつ活動体そのものを譲っていくかということで、小径工房と一緒にやるメンバーを再び募ったり、子供のお母さんとながれるように、小学生対象のものを「親子」参加にしたりしていきたいと考えている。
- ・都会の中で自然を守っていくことの難しさを感じる。ほったらかしでは草が生えてきてしまい、手を加えずでも良さがなくなるため、ちょうどいいところをまだつかみきれておらず、手探り状態が続いている。

〈崖線みどりの絆・せたがや〉

- ・高齢化していること。団体のネットワークがあるため、それを利用して引き継いでくれる人を探していきたい。自分と同じ道を歩めとは言えないので、手伝いをしてもらう中で自己流でやり方を探ってもらいたい。
- ・現在は、公の緑の減少というよりは、土地が細分化したことによって、家の敷地に緑を入

れる場所がなくなっているということの問題が大きい。その中で、自然が多いという世田谷の良さをどのように守っていくのか。区も、方針・デザインをもう少し住民と考えてほしい。そのためにも普段から気軽に話せる行政の人が欲しい。行政ともっと近い立場で話せる場が欲しい。

- ・一生懸命活動しても、少数派なので周りにわかってもらえないことが多々ある。

〈NPO 法人 芦花公園花の丘友の会〉

- ・高齢化していること。生涯現役プロジェクトも毎日行っている活動ではないので、解決にはなかなか結びついていない。
- ・活動の言いだしっぺになってくれる人がいない。
- ・区から地域風景資産に関する助成金が出るわけでもなく、区は選定してその後は活動する住民に任せっきりなので、区としてはどういう方針で考えているのかをはっきりしてほしい。今は助成金は地域風景資産とは関係ないところからもらっており、財源確保も課題。

〈小括〉

主に、①人的な課題（高齢化、後継者不足、意識の差）、②財政的な課題（財源の確保）、③強制力がないこと、④活動内容の展開、の 4 つに分けられると思われる。特に、高齢化の問題はいずれのグループにおいても避けられない課題であるが、風景に対する価値観はそれぞれ違うため、後継者に自分と全く同じ道を歩ませることはできないということは住民自身も承知しており、最低限の方向性を共有してくれれば良い、と考えている人が多いということがわかった。

また、地域風景資産に関する助成金があるわけではなく、活動は住民側に任されているため、行政に対して「行政は選定して終わり」であると批判的な考えを持つ住民がいるということもわかった。これは（3）で述べたように、行政との関わりの中で活動が社会的な位置付けを得ることができるか、ということと関連しているように思われる。

（5）風景への想い

〈A さん〉

- ・ただの水の入れ物つくるんだったら、茶筒のようなものをポンとつくればそれでいいわけだけど、こういう風にドームをつくって、ドームの下には 4 本足の柱があって日本の建築の東屋をかたどっていたり。そういう無くてもいい装飾をして、晴れ着を着せたようにおしゃれをさせた、つくった人の気持ちがたまらないなと思って（給水塔を）好きになった。
- ・グループのメンバーで共通なのは、とにかく仕事は何であろうと、この給水塔はシンボル化するんだとか、好きなんだとか、それだけでいいと思う。

- ・世田谷区・東京都のみんなの憩いの場として何とか活用できないかというのが今後の展望。
水の知識・水道の知識を得る場となってくれば（嬉しい）。

〈Bさん〉

- ・生まれた時から給水塔を見て育ったから、もうそこにあるものだったから自然と風景づくりに興味を持った。
- ・自分たちの想いを聞いてもらうのはこちらも嬉しいし、風景への想いがあるから我々も楽しくできる。自分たちも満足感が得られる。

〈Cさん〉

- ・近代住宅も、ある意味では生活の合理化、便利さ、経済性を理由に壊れてしまうのは仕方ない。そういう意味では絶滅危惧種になっている。
- ・風景は時代とともに変わるので、現状保存の地域風景資産はないと思う。ただ、なりゆきまかせで変わるのではなく、意図的に良い方向に、先取りして変えていくべきであると思う。昔の建物を骨董品のように懐かしんだり愛おしんだりするのではなく、人の住み方がどのように変わってきて、これからどういう家に住むようになるかを考えるために活動をしている。
- ・日常の風景を対象にすることは、経済価値ではなくて、「人間が暮らす」ということへの価値を取り戻すことにつながると思う。

〈Dさん〉

- ・もともと国際協力みたいなことに興味があり、環境教育や国際教育等を色々勉強していた。子供も小さかったからなかなか海外に行って活動するということではできなかったが、実は社会で起こっている色々なことはつながっていて、外環や地域の風景のような身近なことに関して活動することも社会の動きにつながるから、そういうことでもいいのかなと思っている。
- ・歴史と風景は密接につながりがあるので、それを象徴するものとして風景があると思う。
- ・喜多見の風景の良さは、やっぱり歴史と自然と神社やお寺が、都心に近いながらもバランスよくあるというところ。
- ・「畑の間の道」は、もともとうちの子供が小学生・中学生の頃に、学校に行くときに決まったルートではなくてここを通るのが好きだった。草が生えないように敷いてあるシートをめくったらトカゲが出てきて、追いかけていたら穴に入って行って、突っついてみたら卵があったからみんなで持ち帰って育ててみたとか、ここに琵琶の木があって取って食べたりして、10分くらいで行けるのを1時間半かけて行くというのを聞いて、そういうの良いかもなって。実際に推薦してみたら、地域の方も私もここ好きだったんですよという人が出てきて、やっぱりそうなんだと思った。

〈E さん〉

- ・もともと小径は川だったが、50 年位前に烏山川が暗渠になる時に一緒に暗渠になった。埋めて歩けるようになって、普通ならその時点で舗装するのだろうが、そんなに人が通る道でもなく、舗装をかける意味もそれほどなかったのだと思う。だんだん周りが変わっていく中で結構良い感じでここが未舗装のまま残っていた。だから何とか普通で、アスファルト舗装は避けられるのなら避けたい、という想いが私たちの中にあった。
- ・風景づくりには全然興味を持っていなかったが、やっぱり緑が減っているなということはずごく感じていた。もう 30 年くらいここに暮らしているが、年々緑が減ってっちゃうなという想いは持っていたもそこで留まっていた。でも、もしかしたら何かしなくちゃいけないのかなとか、何かできたらいいのに、という想いも実はあった。そんな時に区報で地域風景資産を募集していたので、好きな場所を推薦した。

〈F さん〉

- ・国分寺崖線の風景・緑を大切にしていきたい、孫の代までつないでいきたい、というのが自分の中の基本的なコンセプト。昔に比べると、緑はまちの中も間もずいぶん抜けているところがある。だから、育てるとするのは非常に難しいが、残していきたい。世田谷区では「みどり 33」という、区の 33%を緑にという目標を掲げているが、それを応援している。
- ・せっかくここにこういう緑があるので、埋もれていたり開発されてしまったらもったいないから、使えないだろうか。それを基にして、みんながそこで憩えたり、あるいはそれを活用してまち歩き等に使ってもらえたらと思い地域風景資産にしてもらった。
- ・日常的に活動を行う姿を見せることで、子供達にふるさとの風景として残していきたい。

〈G さん〉

- ・ここがどんなに良い公園でも、知らなければ誰も来ない。だから、知名度を上げるというのが第一の目的。知名度を上げて人が来れば、この辺が活性化する。地元のおじいちゃんおばあちゃんが来て会話をすることでコミュニティの場所にもなる。だから、コミュニティの場所になるというのが一番の目的。
- ・世田谷区はまだまだ緑が多いし、「みどり 33」と言っているけれど、緑が多いということは、自然の中に入れるということ。東京都の人が世田谷区良いねと言うけれど、井の中の蛙じゃないけれど中に入っているとそんなに世田谷区が良いというのはない。でも、外に出て色々なところに行くと、それぞれみんな良いところがあるけれど、やっぱり世田谷区は全体の雰囲気的に高級だなというのがわかる。だから、良いところに住んでいると思う。

〈小括〉

風景に対する想いは、D さんが子供の話を聞いて「良いな」と思ったように、日常生活

での経験と関連付けられるものや、EさんやFさんのように地域に対する印象と関連付けられるもの、CさんやGさんのように風景づくりの目的と関連付けられるもの等、様々である。しかし、風景の背後にある歴史や地域とのつながり等、それぞれの風景に固有の要素と関連付けているという点は全員に共通しており、それは地域と深い関わりを持たなければ見えてこないことであると考えられる。また、そのような要素は目に見えないものであり、定量的な指標で計ることもできないため、日常的な風景はCさんが述べるように「絶滅危惧種」になってしまう危険性と隣合わせであると言える。

(6) 風景づくりのやりがい

〈Aさん〉

- ・風景づくりをやっている人は、自分たちのところの風景をみんなに見てもらいたいという気持ちが強い。だからPRということで、みんなにできるだけ知ってもらおうと最大の努力をしている。見てもらいたい、知ってもらいたいと思ってやっているから、「見てよかった、ありがとうございます」と言われた時にやりがいを感じる。一人でも多く知ってもらったということに関して非常に嬉しく思う。

〈Bさん〉

- ・土木学会からの選奨土木遺産の認定書に、「街のシンボルとして、地域住民にとって愛着の深い施設であります」と書いてある。私たちはこれが勲章だと思っている。地域が一生懸命やっているということが選ばれた一つの理由ということだから。この景色がいいな、古いなことだけで選んだのではないですよと書いてくれているということが、私たちの誇り。地域住民に愛されているというのが理由で非常に嬉しかった。

〈Cさん〉

- ・環境が変わってきて、人が住みづらくなってきているということをみんな感じてはいる。都市化することは便利かもしれないし、経済的には住みやすくなるのかもしれないけれど、自然な暮らし方ではないと思う。今残されている日常の風景が、50年後にゼロにならないで、それを甦らせるための種を、活動を通じて残しておきたい。

〈Dさん〉

- ・本当にさりげなくある風景は、なんとなく良いなと思っていても独り言で終わってしまうことが多い。活動をするということは独り言で終わらせないで、良いと思っているということを所有者や地域の人に知ってもらうために大事なのでは。例えば大きな木のようなものだと、落ち葉や枝が落ちてきて周囲の人からクレームが来たりすると、所有者としては

何とかしなければと思う。そういう時に、残してほしいと思っている人がいるということ
を伝えることが必要だと思うし、実際に残すことができているものもある。地域風景資産
だから何か制限がかけられるわけではないが、そのように共感してくれる人が出てきてく
れたりするとやりがいを感じる。

〈E さん〉

- ・小径は本当にささやかな道でしかないけれど、こういう道だから、知らない人なのに言葉
が交わせた時にすごく嬉しいと感じる。この場があったから、きっと話ができたんじゃな
いかなと感じる時は結構あるので、そういう時は良かったと思う。
- ・数で言えば大変なことの方が多いが、単純なことで喜べる世界でもある。例えば、夏に熱
中症ギリギリのところ作業していて、通る人が心から「ありがとうございます、いつも」
と声を掛けてくれる時にすごく嬉しいと思うし、立ち話で知らない人とちょっと会話が弾
んだ時もすごく嬉しいと思う。

〈F さん〉

- ・自分はここがふるさとだと思っているので、ふるさとの PR を自分だけ、地域の人だけで
はなく、行政側もお金を使ってやってくださっているというのは嬉しい話だし、自分が
ここでやっている地域風景資産というのは、つくられたものもあるけれど、それも将来に
残していけば原風景になると思っているの、そういう原風景を残したい。

〈G さん〉

- ・風景づくりではないかもしれないけれど、NPO 法人としてやっていると、例えば若返りと
か色々なことの必要に迫られて生涯現役プロジェクト等につながってくる。そうするとそ
れがまたつながりになって、非常に付き合いが広がって…と、なんとなくつながりがで
きていく。これは悪い面もあるけれど、非常に良い面が多い。だからそういう点では、NPO
法人の活動をやっていて良かったなと（思う）。

〈小括〉

自分たちの活動を通じて風景の価値への共感・共有を得られることや、風景が地域の人と
のつながりや会話のきっかけになることにやりがいを感じている人が多い。E さんは「大変
なことの方が多い」ながらも「単純なことで喜べる」と述べているが、住民は自分たちの活
動が強制力を伴わせることができないと理解しながらも、風景を介して得られる小さな喜び
を原動力にして活動を続けていることが伺える。生活景は価値を認識されにくいと述べてき
たが、その反面、住民が日常的に関わることができるため、地域とのつながりを生み出し、
積み重ねていくことができる可能性を持つということがわかる。

4-1-2. 生活景に固有のキーワードの抽出

ヒアリングを基に活動の実態や住民の想いを把握した上で、生活景に固有の性質としてどのようなものがあるのかを考察すると、①履歴、②地域密着性、③脆弱性、④評価基準の不在、が挙げられると考える。それぞれについて詳しく記述する。

①履歴

住民へのヒアリングにおいて印象的だったのは、各人が自ら風景の歴史や成り立ちについての話をしたことであった。例えば駒沢給水塔は、大正期の人口増加に伴い、井戸にかわる水道を求める声が出てきた旧澁谷町によって計画されたものであり、砧浄水所からポンプで送られた多摩川本流の水を自然流下で旧澁谷町まで送るために、大きな落差圧が得られる現在の場所に建設されたという。また、喜多見ポンポコ会議からは、喜多見では江戸氏の家臣団だった人の子孫が畑をやっているケースが多いという話が聞かれ、Dさんは「農家はただの農家ではなくて、そういう歴史を背負っている」と述べた。さらに、駒沢給水塔風景資産保存会や喜多見ポンポコ会議、船橋小径の会のように、風景づくり活動の中で新聞を発行しているグループがあるが、その新聞の中でも風景や地域の歴史を紹介するコーナーを設けている場合がある。これらより、住民は風景そのものだけでなく、その歴史の積み重ね＝履歴も含めて大切にしており、履歴の上に現在の風景があるということを理解した上で、風景を守り、育てようとしているということがわかる。現在見えている風景の履歴に目を向けることで、その風景が今ここにある理由を知ることができ、だからこそ「今」のありのままの風景を守り、育てていくことを大切にしていると考えられる。2-6. (3) でも述べたように、生活景は目に見えない風景の履歴への意識と結びつくということがヒアリングを通じて確認できた。

また、喜多見ポンポコ会議のDさんの「新聞をつくるために色々な人に話を聞きに行くことで新しいつながりができるし、地元の人も喜んでくれている。」という発言からは、生活景が持つ履歴は地域の人々の記憶や経験と結びつきやすいということがわかる。よって、履歴を含む生活景を通じた風景づくりは、地域の人々の興味・関心を得やすいと考えることができる。

②地域密着性

住民が行う活動は、日常生活の中でできるものが多い。例えば船橋小径の会や崖線みどりの絆・せたがや、NPO法人 芦花公園花の丘友の会が行う定期的なゴミ拾いや手入れ作業というのは、地域に住む住民だからこそできる活動であると言える。駒沢給水塔風景資産保存会が「近隣の人達とお付き合いして広めていく」と発言していたように、生活景に対して活動する住民はその活動の対象を「地域の人々」と考えている。活動の成果・効果で「区に関わることによって宣伝力が向上した」と述べたグループが多かったことは、自分たちで区全体へ広めるということはいくらも意識していなかったと捉えることもできる。また、船橋小径の会のEさんは、活動を始めるまではまちづくり等に関わったことが全くなかったとのことだが、「こういう道だから、

知らない人なのに言葉が交わせた時にすごく嬉しいと感じる。」と発言しており、身近な生活景に対する活動だからこそもたらされる喜びがあり、自らも満足感を得ながら現在も活動を続けることができているということがわかる。

生活景は、日常生活の延長上で行うことができる活動を伴い、地域の人々との交流を生み出すという意味で、「地域密着型」の風景であると言える。住民がいきなり区全体に関わるような活動を始めることは、負担が大きく躊躇してしまうこともあると思われるが、地域密着型の生活景に対する活動は、日常生活の延長上で行うことができるというハードルの低さを持ちながらも、活動を継続していくための原動力となる満足感を住民自身にもたらすと考えられる。

③脆弱性

風景づくり活動の課題に関して、「強制力がないこと」と答えたグループが多かったが、現状では生活景は景観計画等で保全の対象として明示されているわけではないため、マンション建設のような開発行為が起こった場合は容易に失われる可能性が高い。住民も、そのことは活動の中で実感しており、Dさんの「いつの間にか風景が変わっていることもあり、寂しく感じる時がある。」という発言や、Fさんの「一生懸命活動しても、少数派なので周りにわかってもらえないことが多々ある。」という発言からも、価値を十分に認識されていないという状況が伺える。風景への想いに関しては、CさんやFさんから、「生活の合理化、便利さ、経済性を理由に壊れてしまうのは仕方ない。」や「(緑を) 育てるとするのは非常に難しい。」というネガティブな発言も聞かれ、これらも生活景を守り、育てることが難しい現状を表している。

景観法制定以降の景観施策の対象となっていた「景観」は、まちの顔や地域の個性を表すものとして価値付けられ、守られてきた。その一方で、生活景は同じ景観であっても、いつ失われるかわからないという脆弱性を持っていると言える。

④評価基準の不在

生活景は、①で述べたようにそれぞれに固有の履歴を持っている。それは、例えば高さ規制のように定量的な基準に基づいて景観形成を規制すれば守ることができるものではなく、そもそも何かしらの基準を設けてよし悪しを判断しなければならないものでもないと思われる。住民が行う活動も、風景を何か新しいものへと変えるようなものではなく、履歴をふまえた上で現状の風景を守り、育てていくような内容になっている。また、一人一人の価値観は異なるため、生活景のどのような状態を「良い」と感じるかは個人で異なるが、住民が幅広い活動を行っていることを、様々な価値観に対応する必要があるためと考えることもできる。

このように、生活景は決まった評価基準による評価を行うことが困難であり、従来の景観施策のように定量的な基準によって規制するという方法だけでは守ることができないと思われる。

4-1-3. 日常的な活動が果たす役割

①～④で述べた性質は、生活景に固有のものであり、従来の景観施策の対象とされてきた歴史的なまち並みの景観や、「まちの顔」と呼ばれるような中心市街地の景観にはない性質であると言える。したがって、このような性質への視点が不足していることが、生活景が価値を認識されにくくなっている要因の一つであると考えられる。

ヒアリングを通じて、住民が行う日常的な活動は、風景の履歴を明らかにしたり、開発計画の存在に気付き対応することにつながる等、生活景に固有の性質に結びつくということがわかった。また、住民の中には「自分にできることから始められる」というハードルの低さから活動を始めている人や、「何もしなければ風景が失われてしまう」という意識から活動を続けていた人もいることから、①～④の性質が住民の活動を生じさせていると考えることもできる。

つまり、生活景に固有の性質と日常的な活動は相互に影響し合っているとと言える（図 4-1）。そのため、住民による日常的な活動が起こり、継続されることは生活景の保全・創造のための有効な方策の一つになると考えられる。

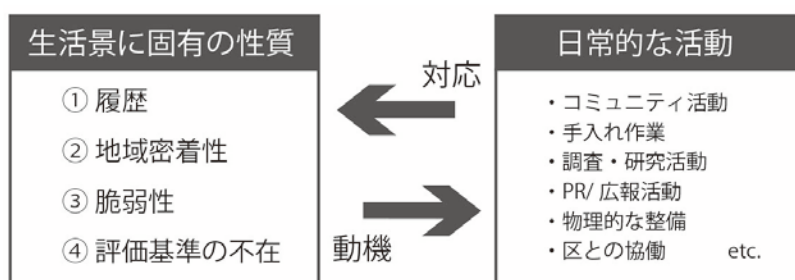


図 4-1：生活景と活動の関係

4-1-4. 小括

住民へのヒアリングを通じて、身近な景観である生活景には、従来の景観施策の対象とされてきた「景観」にはない①履歴、②地域密着性、③脆弱性、④評価基準の不在、という 4 つの性質があるということを導いた。そして、住民は日常的な活動によってこれらの性質に対応しており、反対にこれらの性質が住民の活動を生じさせる動機にもなっていると考えられる。したがって、生活景を保全・創造するためには、住民による日常的な活動が起こり、継続されることが有効な方策となる可能性がある。

4-2. 船橋小径の会による風景づくり

生活景と日常的な活動との関係性を述べたが、実際に身近に愛着を持つ生活景があった場合には、個人の想いをどのように活動につなげ、展開させていくことができるのだろうか。

ヒアリング対象の一つである「船橋小径の会（以下、小径の会）」は、近所の土の道に愛着を持っていた主婦（Eさん）が、その土の道を地域風景資産に応募したことをきっかけに、ゼロから活動をはじめたグループである。開発による周辺の変化の中でも風景を守り、地域のまちづくりへも影響を与えている例であるため、ここでは小径の会の活動の実態から、個人の想いを活動につなげ、展開させるための示唆を得たい。

調査は、4-1-1.で述べたヒアリングに加え、小径の会が毎週行っている小径の手入れ作業への参加と、作業に参加していた会のメンバーとのやり取りを通じて行った。

4-2-1. 小径の概要

小径の会が活動を行う地域風景資産「季節の野草に出会う小径」は、世田谷区の船橋3丁目にある都立千歳丘高校の敷地に沿うように存在するL字型の土の道である。かつては高校の校庭の中を流れる小川だったが、校庭の整備の際に校庭に沿う形に流れ自体が変えられた。約30年前に暗渠にされたが、現在も水路としての面影を残している。

世田谷区文学館常設展示「文学に描かれた世田谷100年の物語」では、村上春樹著「ねじまき鳥クロニクル」に登場する路地のイメージとして小径の写真が使われている。



図 4-2 : 小径周辺図



図 4-3：小径の様子（筆者撮影）

4-2-2. グループ設立の背景

小径の会設立のきっかけは、区報で第一回地域風景資産の募集を知った E さんが、近所にあった小径を推薦し応募したことである。選定の条件である「地域の共感・共有があること」を満たすために、近所の友人や顔見知りだった人に声をかけて風景づくりプランを作成した。選定を受けた後、2003 年のはじめに活動を継続していくために 5 人（男性 2 人、女性 3 人）で正式に船橋小径の会を設立した。この 5 人は全員小径から徒歩 5 分以内に住んでいる人だった。その後は、実際の活動となると男性はなかなか難しく、女性 3 人が中心となって声かけを行う等して徐々に人を増やしていったという。

現在の会員は 90 人くらいで、ほとんどが船橋地域の人である。実際に動いている人は十数人で、内容によって入れ替わりながら活動している。

会の設立初期から活動している住民の方々に、設立時に小径に対して抱いていた印象を聞くと、次のような声が聞かれた。

- ・もともと小径の存在は知っていたが、鬱蒼としていて薄暗かったのでなんとなく恐くて入ったことはなかった。犬を飼い始めて散歩で通るようになったのをきっかけに、獣道のような感じが良いなと思うようになっていた。

・犬の散歩で毎日通っていて、良い場所だなと思っていた。

設立初期からのメンバーは、小径に対して「以前から良いと思っていた」という肯定的な印象を持っていた。会の代表である E さんも、ヒアリングの際に次のように述べている。

「声をかけてみるまでは、そんなにこの道を良いて思っている人がいるとは思っていませんでしたけど、結構な数の人がこの道…他にこういうところがないので、大事にしたいという想いは持っておられたんですね。」

ここから、地域風景資産に応募したことで、このような同じ想いを持つ住民の存在に気付くことができたということがわかる。この想いに基づき、初期のメンバーは、「もともと小径に生えていたものを大事にする」ということを共通の考えとして持っており、それは現在も活動を行う上での前提となっている。ただし、E さんは次のようにも述べる。

「・・・なるべくもともと生えてきていたものを大事にする中で、でもそれだけだと、ある人にとってはほったらかしの方が良いっていう人もいるけれども、それだとなかなか広がらないんですよね。やっぱりもう少し間口を広く、っていうところで、じゃあもう少し花を楽しめるようにするためには、っていう風に考えた時に、植え足そうっていうことに結局なつたんです・・・」

小径の会の目的は、あくまでも小径の存在や土の道としてのありのままの魅力を守り、知ってもらうことだが、少しでも多くの人に共感してもらうために「花を植え足す」ことを認めている。ただし、「園芸種は植えない」、「明らかに外国から来た植物は植えない」等の簡単なルールを決めていることから、当初の「もともと生えてきていたものを大事にする」という想いを軸としながらも、共感を得るために活動の幅を柔軟に広げていると考えることができる。

4-2-3. 活動の様子

小径の会の主な活動内容は、4-1-2の(2)で述べた通りであるが、ここではそれに補足する形で、実際に活動に参加して見えてきたこと・わかったことを中心に述べる。

小径の会は、主に毎週月曜日に手入れ作業を行っており、朝 9 時半に小径前の地区会館に集合し 2 時間程度の作業を行う。作業内容は、毎月の実行委員会で大まかには決めているが、実際にやることは、当日集まったメンバーに応じて最終的に決定しているという。主な内容は、小径のゴミ拾いや落ち葉拾い、伸びた枝の剪定や雑草の処理等である。作業中には犬の散歩をする人や、散歩中の保育園児が小径を通り、挨拶を交わす等の交流が見られた。



図 4-4：作業風景（左）と活動日のお知らせ（右）（筆者撮影）

住民はもともと植物に詳しかったというわけではなく、「本当に自分たちで手探り」と述べているように、自分たちで試行錯誤しながら手入れを行っているという。

作業の最後には、地区会館前の公園にテーブルとベンチを出し、全員でお茶を飲みながら休憩をする。その際には、メンバー同士で手入れの方法を相談したり地域の情報を共有する様子や、会が作成する「こみち新聞」に載せる話題を提供し合う様子が見られた。

筆者が作業参加したうちの 1 日は、地区内の小学校の授業サポートを行う日であった。内容は、一年生を対象に、小径の会のメンバーの指導で小径の水路に水道水で簡易の流れをつくり、笹舟をつくって流すというものだった。



図 4-5 : 授業サポートの様子 (筆者撮影)

小径の会のメンバーの中には、小学生たちに既に名前と顔を認識されている人もおり、小学校との密な連携があるということが伺えた。小学校とは、他にも小径の会がボランティアの話をしに行ったりという活動を通じてつながりがあるという。

また、「小径工房」という活動も行っている。これは、女性が立ち上げたグループならではの活動でもあるが、小径で採れた藍を使った藍染めや、クズの繊維を取って布を織ったり、カゴを編む等の手仕事をする活動である。

小径工房について、Eさんは次のように述べる。

「・・・身近に自然があることで、私たちの生活は豊かになるよねっていうようなことを、実際にモノをつくる手仕事みたいなことをちょっとやりつつ、もう一回こういう世界があったのを思い出そうね、みたいな活動をやっている。それが柱になっていて、結構これを楽しみにしている人も (いる)。自分たちで育ててくれるっていう、それって一番都会だったら無くなっちゃった部分だから、そこを大事にしたいって思ってる。・・・これは私たちのお楽しみでもあり、都会で自然を守るっていうのはこういうところにつながりますよねっていうのを見せたいんですよ。」(括弧内筆者)

小径工房での作業内容は、メンバーの中でやってみたいことを話し合っ決めており、作品のつくり方も、自分たちで勉強したり地域に先生を見つける等して対応している。例えば、染め物に関しては、メンバーが区の広報の中から染め物講座を見つけ、そこに参加して教わったことを小径の会にフィードバックするという形で始めたという。また、カゴ編みは地域の中で得意な人に教わるという方法で行っており、小径工房は小径の活動を広めるだけでなく、近隣の人とのつながりを生み出すきっかけにもなっていると考えられる。小径工房でつくった作品は、「小径の収穫祭」という発表会を開いて地域の人にも発信している。Eさんの発言からは、作品づくり

だけでなく、活動内容を考える過程も含めて、楽しみながら小径とのつながりを持っているということが伺える。

他にも、小径の会では隣接する地区会館を使ったデジカメ講座(筆者注:小径の植物を使って、植物の写真の撮り方を学ぶ会) や、寄せ植えの講習会等、幅広い人の関心を得られるような活動も行っている。このような活動は、小径の良さを伝える他に、新たなメンバーの獲得にもつながっており、デジカメ講座の開催によって男性のメンバーも増えたという。

Eさんは、自分たちの活動の意義について次のように述べる。

「・・・大多数っていうか広い人がその良し悪しを評価するとかっていうことではなくて、共有できるかっていう話ですよ。だからそういう意味では、この地域の一人でも多くの方が良いねと思ってくれるようなものに向かうことが大事なんじゃないかな。」

ヒアリングや作業への参加によって、小径の会が行う活動は、外部からの評価を得ることを目指すものではなく、単純に小径の存在を知ってもらい、その魅力に対する共感を得るためのものであるということがわかった。

4-2-4. 活動の成果・効果

活動の成果・効果については4-1-2の(3)でも述べたが、ここでは小径の会の活動によってもたらされた成果・効果について詳細に見ていく。

(1) 周辺環境（事業計画）への影響

地域風景資産への選定に前後し、小径に隣接する土地にマンション建設が相次いだ。小径の会の日常的な活動は、これらのマンション建設に対して影響を与えている。

選定された当時、既に建設済みだったマンションから小径につながる取り付け道路の建設が、世田谷区によって行われることになっていた。区の当初の計画によると、バリアフリー等を考慮してスロープ道路にすることになっており、小径の会の言葉を借りるならば、「普通の流れでいくと、舗装される」という状況にあった。

小径の会の設立によって、この計画の存在を知ったメンバーは、「アスファルト舗装は避けられるのならば避けたい」という想いと、自転車が小径に侵入することや植物への影響に対する危惧から、階段の設置等を区に提案した。区はこの提案を受け入れ、一部が階段によって小径とつながる取り付け道路が建設された（図4-6）。

さらに、他のマンション建設に関しても、当初は半地下の建設計画であったが、その場合小径との境界の植物は全て取り払わなければならなかったため、小径の会が事業者と直接連絡を取り、マンションの環境空地部分の植栽計画や擁壁の建設計画に対して、土手に野草があるイメージを提案した。また、ちょうど桜が咲く時期だったため、事業者に小径にある桜の木が咲く様子を直接見てもらおう等の働きかけもしたという。その結果、事業者の理解もあり半地下の計画は変更され、樹木も伐採されずに残り、土手のイメージが採用された境界空間が実現した。



図4-6：小径への取り付け道路（筆者撮影）

マンション建設への影響について、Eさんが「建築自体を阻止というのは、もう全然無理なので、建つものは建ったんですけど。」と述べるように、現状では建設計画自体を大きく変更させることはできないかもしれない。しかし、小径の会の活動による上述のような成果からは、何もしなければ容易に失われてしまう小径のような生活景であっても、日常的な活動を通してその良さを積極的に伝えていくことで、行政や事業者の理解や協力を得られる可能性があるということがわかる。Eさんは、ヒアリングの際に次のように発言している。

「この場所としては危うくなっちゃう出来事が次々とう、降りかかってくる。なので、それも逆に結果から言えばやめさせないで（くれた要因）。・・・ここで辞められないかもなっているのもあったのかもしれないけどね。」（括弧内筆者）

ここから、周辺に開発が相次いだことで、土の道として残っていた小径の存在を大切にしたいという思いが住民の中で再認識されたということがわかる。したがって、4-1-3.で述べたように、生活景に固有の性質である「脆弱性」と日常的な活動は相互に影響し合っているということが確認できる。小径の場合は、「緑が豊かな環境であるということ、自分たちが建てるマンションの一つの売りにしていこう」という事業者の考えと上手くかみ合ったということも影響していると思われるが、小径の会の働きかけがなければ小径の土の道としてのありのままの良さが失われていた可能性が高いため、生活景を「良い」と感じている人が日常的な活動を通してその想いを発信していくことで、小径の保全・創造につながったと考えることができる。

表 4-2：小径の会による周辺環境（事業計画）への働きかけによる成果（岡田ほか（2009）を基に作成）

事業	事業主体	小径の会の働きかけや協働による成果
マンションAから小径への取り付け道路の設置	世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> ・全面スロープの予定だったが階段が併設された。 ・取り付け道路内の斜面の植栽や階段、手すり等が自然素材もしくは近いものにされる等、小径に配慮したデザインになった。 ・具体的な植栽は小径の会で提案し、施工に参加して小径の会のメンバーが植えた。 ・樹木は小径の会で樹種を提案し採用された。 ・階段の踏面が土のままとなった。 ・「自転車は押して歩きましょう」と明記された看板が設置された。 ・看板は隣接高校の生徒に原画を依頼し、小径の会のメンバーが絵付けを行い、世田谷区職員が字を書き、協働で作成した。
マンションB	民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に4本あった高木のうち2本が伐採されずに残った。 ・小径側にドライエリアがあり地下室に居室を設けたマンション計画だったが地下室が無くなった。 ・新たに設けられる2段の擁壁部分は一般的な植栽計画だったが、小径の会で提案した土手のイメージに合わせて1段の低い擁壁となった。 ・当初計画されていた2段の擁壁はコンクリート底のあるつくりだったが、樹木が大きく成長できるように底が取り払われ、コンクリートの土留めのみになった。 ・小径に開口する非常口の床面が土舗装になった。 ・マンションに住人が入る時に「小径のパンフレット」を配布させてもらった。
マンションC	民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境空地の植栽について小径の植栽に合った樹種とし、自然に見えるようにしてもらった。 ・敷地境界にフェンス、塀等を設けず、小径とつながりのある空間として整備された。 ・マンション敷地内の雨水用側溝を境界に設けないよう配慮された。 ・小径側に設けた常時開放予定だった非常口が、通常は施錠され非常時のみの利用となった。 ・30cmの壁面後退（バルコニー）が実現した。

(2) 世田谷区との信頼関係の構築

活動を継続していたことで世田谷区からの信頼を獲得し、次のような関わりを持つことができたということも成果の一つとして挙げられる。

①管理協定の締結

小径の会は、2004年の6月に世田谷区と小径の管理に関する管理協定を結んでいる。この管理協定は、世田谷区と小径の会が役割分担をして小径の管理を行うというもので、例えば日常的な手入れ作業や雨が降った時のぬかるみへの対応は小径の会が行うが、そのための材料は区が提供する等の関わり方をしている。管理協定締結の背景には、小径が地域風景資産に選定された際に、小径の会が区の管理部署に活動内容について相談に行ったり、区が行う取り付け道路の建設に対しての提案を行っていたこと、2004年の3月に小径の会が区の「風景づくり活動団体」に登録されていたこと等が考えられる。このように、区とのつながりを築きながら活動を継続していたことから、小径の会の活動が区に認められる形で管理協定の締結につながったと言える。

管理協定を締結したことで、区から平米当たり10円を受け取ることができるようになり、会の活動資金になっている。また、管理協定締結の際には、区と小径の会の間で「小径に関しては区が行う一斉草刈りは行わない」、「植え込みの中であれば標識を立てても構わない」等の取り決めを交わしている。これによって、小径の会が自分たちの想いを活動につなげやすくなったと考えることができる。

②公園づくりへの提案

2009年に小径近くの土地が住民から区に寄付され、そこを公園にするという計画があった。区からの呼びかけもあり、小径の会では活動を展開させるために公園のつくりに関する提案をすることになった。検討を重ねる中で、寄付される前に住宅が建っていた頃の面影を残しつつも、「小径につながる緑」として自然を感じられるような公園にするという提案内容になり、実際の公園建設では、もともとあった門や井戸を残し、新たに池をつくってもらうことができた。「能勢公園」と名づけられたその公園では、地域の子供たちとの生き物調査の実施等の新たな活動が行われるようになっている。さらに、これをきっかけに、様々な調査活動に意欲的に取り組み始め、小径の温度調査を区内の東京農業大学と協働で行う等、地域との新たなつながりも獲得している。



図 4-7：船橋三丁目能勢公園（筆者撮影）

（3）地域への広がり

活動によって地域とのつながりが生まれたことで、小径や小径の会の存在が広く認識されるようになったということも挙げられる。

例えば、小径の会が作成する「こみち新聞」の中に、「船橋の歴史を語り継ぐ」というリレー方式のインタビューコーナーがあり、そこに載せる内容を地域の人に伺ってまわることによって地域住民とのつながりが生まれている。

また、個人とのつながりだけでなく、町会や小学校とのつながりも獲得している。小径の会は地区会館で開催される町会のお祭りに参加し、地域の歴史に関する展示を行っている。その展示を地区内の小学校の校長先生が見たことがきっかけになり、小学校が創立 50 周年を迎える時に、式典で小径の会の展示を飾りたいという声がかかり、そこから小学校とのつながりが生まれたという。お祭りに参加して町会とのつながりができたことで、回覧板に「こみち新聞」を載せてもらえるようになる等、小径の PR の面での効果も見られる。

E さんは、地域とのつながりについて次のように述べている。

「そうやってお祭りに参加していくことで、町会の方ともつながりができて、新聞を回覧してもらえようになっていくし、あとは小学校も全く接点なかったですけどそうやって接点ができるようになっていくというような、徐々に地域にそうやって広がっていくってことなんですわね。」

ここから、小径の会のように個人の想いからスタートした活動であっても、地域に密着した活動が続けていくことで地域の中へ徐々に浸透していくことができるということがわかる。活動を通して地域とのつながりを獲得していくと、小径の存在だけでなく、小径の会自体の存在も認識してもらうことができる。例えば、小径に隣接する都立高校が敷地内の樹木の剪定を行う際には、

小径の会に相談が来るようになったという。このように、小径での活動が地域とのつながりを築いていくことで、小径の会が掲げる「もともと生えてきていたものを大事にする」という軸となる想いも地域に浸透していくと思われる。

(4) 住民自身の意識の変化

マンション建設への影響のような目に見える成果や、地域とのつながりの獲得の他に、住民自身の意識の変化も成果として挙げられる。Eさんは、ヒアリングで活動による成果を伺った際に次のように発言した。

「最初の立ち上げと、それにプラスしていった人たちっていうのは、特別何も地域で活動したことない、私も含めてなんですけど、全くない人が多いんですね。特にPTAで頑張っているとかそういうのでもなく、割と気楽に都会人だった人たちが多かったんですよね。それがやっぱりこういう活動を続けてくると、なんか地域に対しての目っていうのが、自分たちの中に育っていく、っていうのはすごく感じましたよ。・・・エリアの中の緑として、ここも見れるし、他についても、全体の中でどうなんだろうっていう見方がいつの間にか育つというか。それはすごい不思議。いつの間にか自分たちでちょっとこう…休憩なんかの時に話している内容も、だんだんそういう内容になっていくんですよ。あそこでこうだけど、それってこの地域にとってはどうだよねとか、そういうようなものの言い方、捉え方っていう風が変わってきたっていうのはすごく感じましたね。」

Eさんだけでなく、作業をしていた他のメンバーの中にも「活動するようになって、地域全体に対する関心を持つようになった」と述べる人がいた。また、ある人は小径のように失われる危機と隣り合わせの生活景に関わることで、どうすれば守ることができるか、昔の人はどのように使っていたのか、他の地域ではどのように対応しているのか等を考えるようになったと言い、そのように想像力を働かせるようになったという意味では、「不便さは実は大切かもしれない」という意見を述べた。

ここから、身近な生活景に対する活動は、地域全体へ関心を持ち、地域のあり方や自分自身の関わり方を主体的に考えていくことにつながるということがわかる。

4-2-5. 活動を行う上での課題

成果の一方で、活動を行う中で見えてきた課題もある。4-1-2の(4)でもヒアリングから見えてきた課題について記述したが、ここではそこに追加する形で、実際の作業への参加によって見えてきた課題について述べる。

生活景のような身近な風景は明確なイメージの共有がなされにくいいため、一般的な「景観」に比べると、どのような状態を「良い」と感じるかという価値観の違いが生じやすいと思われる。小径の会の場合、4-2-2.で述べたように、小径に対して肯定的な印象を持っていた人が集まり小径の会を立ち上げている。そのため、初期からのメンバーの中では「ありのままの小径の良さを守る」という軸となる想いは共有できているが、途中から入ったメンバーに加入当時の小径に対する印象を聞くと、次のような意見が聞かれた。

- ・雑然としすぎていたから、もう少し手入れをしてあげればいいのと思っていた。
- ・以前から自然が残っている感じが良いと思っていた。

ここから、途中から会に入ったメンバーの中には、初期からのメンバーと共通する想いを持つ人もいるが、一方で「もう少し手入れをした方がいい」という異なる想いを持つ人もいるということがわかる。ヒアリングの際には、Eさんから次のような発言も聞かれた。

「・・・例えば名札を出しただけでも嫌な人には嫌なんですよ。ほったらかされているのをよしとしている人もむしろいて、すごく右から左まで幅がある。で、もっと整然としていてほしい人も当然いてっていう・・・。

・・・それをいかにこういう人たちにも良いよねっていう想いを伝えつつ、全体として広くこう行かかっていうことが大事で、ここだけでやらないで、こっちにも一応気は配る。間口を広くというか。でも常にかたちは一個でしかないの、それが難しいんですけど。ある時はこの辺をとって進んで、ある時はこっちの方をとって進んで…みたくこう揺れながら行くっていうことで、賛同は広く持っていくっていうことがすごく大事なのかなと思います。本当に現実の姿は常に一個でしかないの、それにいかに奥行きを付けるかっていうことだと思うので・・・」

このような価値観の違いというのは当然想定されることであり、小径の会が共感を得るために幅広い活動を展開してきたことの結果でもある。Eさんの、「賛同は広く持っていくっていうことがすごく大事」という発言からは、小径の会は固定された活動によって共感を集めてきたのではなく、共感を集めるために柔軟に活動の幅を広げてきたということがわかる。その結果として、

多様な価値観の存在というのは必然とも言える。現状では、どのような小径の様子を「良い」と感じるかという価値観の違いに対しては、土の道としてのありのままの状態を保つ以外に、入口部分には看板をつくったり植物を植えたりして整備された雰囲気を出すようにしたりというように、手をかけるところを設ける等して対応している（図 4-8）。



図 4-8：小径入口の様子（筆者撮影）

しかし、最近ではこのような価値観の違いが、活動に参加する動機の違いとしても現れている。初期からのメンバーは、「小径の土の道としての良さを活かす」ために最低限の手入れ作業を行うが、「手入れをする」こと自体に興味を持って会に加わった人もおり、そのような人は必要以上の作業を行ってしまう傾向にあるという。その結果、初期のメンバーからは「少しやりにくさを感じることもある」という声も聞かれた。つまり、メンバーの中で小径に関わることに對する興味があるという点は共通しているが、その関わり方についての考えに相違が見られるということである。

したがって、多様な価値観を受け入れながらも、活動体が目指す方向性をどのように保持していくかということを考える必要がある。

4-2-6. 小括

小径の会の実態を見ることで、生活景に対する個人の想いであっても、日常的な活動につなげ、地域全体へ広げていくことができるということがわかった。しかし、ヒアリングに加えて行った作業への参加によって、生活景に対する活動を行うことに伴う課題も見えてきたため、その課題への対処法を考える必要がある。

4-3. 本章まとめ

選定関係資料や住民へのヒアリングによって、生活景には①履歴、②地域密着性、③脆弱性、④評価基準の不在、という性質があるということを導いた。そして、住民は日常的な活動を行うことでこれらの性質に対応し、反対にこれらの性質が住民による日常的な活動を生じさせる動機にもなっているということがわかった。したがって、生活景の保全・創造のためには、地域住民による日常的な活動を起こし、継続させることが有効な方策の一つになり得ると考えられる。

また、生活景は個人による価値観の違いが現れやすいと思われるため、生活景に対する個人の想いから活動を起こし、地域全体にまで展開させている「船橋小径の会」を取り上げ、その実態についてまとめた。

次章では、小径の会の実態から見えた成果や課題について、その要因を分析していく。

第5章 事例の分析－船橋小径の会の活動から－

- 5-1. 活動を展開させるための重要事項
- 5-2. 生活景に着目することの意義
- 5-3. 課題解決に向けて
- 5-4. 本章まとめ

第5章 事例の分析—船橋小径の会の活動から—

本章では、第4章をふまえ、小径の会が活動を起こし展開させる上で重要だったと思われる事項について考察する。また、小径の会の実態から見えた課題について、その要因を分析する。そして、小径の会の活動による成果から、生活景に着目することの意義について考察を行う。

5-1. 活動を展開させるための重要事項

4-2.で述べた小径の会の実態から、小径の会が生活景に対する個人の想いを地域全体へと広げる上で重要だったと思われる事項についてまとめる。

5-1-1. 地域風景資産への応募＝愛着の顕在化

小径の会の活動の始まりは、小径に対して愛着を持っていたEさんが、小径を地域風景資産に応募したことである。小径の会のメンバーへのヒアリングの際に、活動を始める以前の小径に対する印象を聞くと「なんとなく良いと思っていた」のような表現が聞かれたが、このように、生活景に関してはどこに対して良いと感じているかということをはっきり認識しているというよりは、「なんとなく」良いと感じている人が多いように感じられた。また、自分にとって大切な場所であるということにさえ気付いていない場合も考えられる。愛着がはっきりせず曖昧な状態では、その想いを積極的に発信する可能性は低いと思われる。地域風景資産という世田谷区の取り組みがなければ、Eさんが小径に対して持っていた愛着を表現することはなく、小径の会が設立されることもなかったかもしれない。そのため、地域風景資産という取り組みがきっかけとなり、Eさんの小径に対する愛着や、近隣住民が小径に対して「なんとなく」感じていた愛着が顕在化されたと言える。

小径の会の場合は、個人が愛着を発信することで、日常的な活動が開始されただけでなく、Eさんと同じように小径に対して愛着を持っていた人が身近なところに実は結構いたということが明らかになった。さらに、日常的に小径に関わるようになったことで近隣のマンション開発の存在を知り、事業者との協議を行ったことで小径の緑を残してもらうことができている。

ここから、小径の会にとって、地域風景資産という取り組みが、「なんとなく」感じていた小径への愛着を顕在化させるためのきっかけとなり、保全・創造のための第一歩になったと言えることができる。

5-1-2. 楽しみながらの活動

地域風景資産の場合、風景づくりプランを作成し、どのような活動を行うかを明示するが、その活動内容は住民自身に任されており、日常生活の中で自分たちができること、やってみたいことから始めることができる。そのため、小径の会では活動は試行錯誤ではあるものの、住民は自分たちがやってみたいことを上手く取り入れながら、楽しく活動している様子が伺えた。小径の会のメンバーも、「管理をやるというよりは、楽しいことをやって、その中に加わる方が長続きするのかなと思う」と発言しており¹、活動を行うにあたっては自分たちが楽しむことを大切にしているということがわかる。

一般的に、まちづくりや景観形成と言うと、住民はハードルの高いもののように捉えてしまう傾向が強いと思われる。しかし、住民が自分の興味・関心に基づいてできること、やってみたいことから始められるという仕組みは、住民が気軽にまちづくりや景観形成の分野に踏み込むことを可能にすると言える。

楽しみながら活動をするということが前提にあることで、Eさんが「小さなことで喜べる」と述べていた²ように、些細な出来事からでもやりがいや達成感を感じることができ、活動に対するモチベーションの維持につながっている。さらに、4-2-4の(4)でも述べたように、生活景に対して活動を行うことによって、住民の中には無意識のうちに地域全体に対する意識が育っている。したがって、楽しみながら行う活動は、その延長に地域全体のまちづくりや景観形成を捉えることを可能にすると考えられる。

生活景の保全・創造のためには日常的な活動が継続されることが重要であると考えますが、小径の会の場合は、地域風景資産に基づき住民が楽しみながら活動を行うことで、主体的な働きかけを発展させながら継続することができていると言える。

5-1-3. 間口の広さ

一般的に価値を認識されにくい生活景に関しては、個人がどのような状態を「良い」と感じるかという評価基準の幅が大きくなる可能性が高い。そもそも生活景が認識されていない場合は、生活景に対する評価すら存在しないということも考えられる。小径の会でも、Eさんが「すごく右から左まで幅がある」と述べた³ように、小径がどのような状態であるべきかという考えは多様である。

小径の会が、地域全体へと共感・共有を広めていった一つの要因は、幅広い活動を行うことでこのような価値観の違いに対応してきた間口の広さにあると考えられる。Eさんはヒアリングの際に、小径に対する多様な価値観への対応に関して、次のように発言している。

「・・・色んな視点があって、そういうのを振りまいていくっていうことで、色んな声とか想いを拾わないと難しいんだと。・・・色んな視点を持ってそれぞれの人がどこかでうなずける

ところがあるっていうことでしかやっていけないですね。・・・」

小径の会の活動は、景観としての小径のあり方を考えるという視点からだけでなく、小径工房のような手仕事や、デジカメ講座や寄せ植え教室、地域の人同士の交流、さらには過去への振り返り等のように、多くの視点から小径を捉えることを可能にしている。このように様々な小径との関わり方が用意されていることで、多様な価値観にそれぞれ呼応する部分生まれ、共感・共有を集めることにつながっていると考えられる。

また、活動内容だけでなく、活動への関わり方に関しても間口を広くしている。小径の会の活動に賛同するが、日常的な作業やイベント開催等への参加が難しい人に対しては、名前だけ会に加わることが可能になっている。このような人は、例えば小径の会が開催するバザーに来て商品を買って、売り上げに協力するという形で会に貢献しているという⁴。

小径の会のように、活動内容や関わり方の間口を広くすることで共感・共有を広く集め、地域とのつながりを着実に築いていくことは、日常的な活動が継続されるためには重要だと思われる。

5-1-4. 行政とのつながりの獲得

小径の会は 2004 年に世田谷区と小径の管理に関する管理協定を結んだ。管理協定は、4-2-4. (2) でも述べたように、世田谷区と小径の会の間で小径の管理に関する役割分担をするというもので、小径の会の要望を取り入れる形で取り決めを交わしている。この管理協定によって世田谷区と共に小径の管理を行うことになったということは、小径の会の活動が社会的な位置付けを得たと考えることができる。管理協定の締結後は、平米当たり 10 円を受け取ることができるようになり、会の活動資金となっているだけでなく、小径近くに公園ができる際には、行政からの呼びかけに応じて「小径につながる緑」としての提案を行っている。ここから、行政とのつながりを得たことで、活動が小径に留まらない地域のまちづくりや景観形成にも広がったと言える。

4-1-1. (4) でも述べたが、小径の会を含め、地域風景資産に基づき活動を行う住民が感じている課題の一つに「強制力がないこと」がある。それは、生活景が一般的に認識されておらず、行政が作成する景観計画等に明記されていないことが一つの要因であると思われる。また、住民が日常的な活動を行うことは、生活景の保全・創造のために効果的であると考えられるが、住民だけでできることにはどうしても限界がある。3-3-2. (2) でも述べたように、世田谷区では景観法に基づく景観計画である「風景づくり計画」に地域風景資産を明記したり、開発の際の事前調整会議で行政から事業者へ風景の資源を伝えるといった対応をしていることから、行政とのつながりを得ることができれば、周辺の開発等の際に配慮してもらえる可能性が出てくると考えることもできる。

5-2. 生活景に着目することの意義

小径の会の実態調査より、小径の会による活動は、「風景自体への効果」、「住民自身への効果」、「地域全体への効果」をもたらすと考えることができる。以下に、それぞれの効果についてまとめる。

(1) 風景自体への効果

小径の場合、地域風景資産への応募によって、それまで近隣の人々の中で曖昧に捉えられていた小径の存在や魅力が顕在化され、認識が広まったと考えられる。また、住民による日常的な活動が開始され、普段から小径との関わりを持つようになったことで、周囲の開発計画に気付き、小径に配慮するように求める働きかけにもつながっている。周囲の風景が変化していく中で、小径は何もしなければ舗装されたり失われてしまう可能性が高いと思われるが、小径に対する活動を行うことで、実際の開発に対して4-2-4. (1) で述べたような影響を与えたことがあるということもわかった。したがって、小径の会の活動によって、小径の存在自体や価値が顕在化され、周辺環境の変化の中でも小径の土の道としてのありのままの良さを残すことができていると言える。

(2) 住民自身への効果

小径に対して日常的な活動を行うことは、住民自身の意識にも変化をもたらしている。例えば小径の会のメンバーは、活動を始めるまでは地域で活動をしたことがない人がほとんどであったが、小径の会を立ち上げ活動を展開していくうちに、「地域全体に対する目が育った」と述べている。このように地域全体へと視野が広がることは、自分たちが試行錯誤しながら行っている活動にも活かすことができると考えられる。実際に、小径の会では他地域の活動の情報を集めて見学に行ったり、メンバー同士で手入れの方法等に関して情報を交換したりしながら小径に合う活動の方法を探し出しており、小径での活動のレベルアップにつなげている様子が伺えた。

また、日常的な手入れ作業等を行う際には、通りすがりの人とあいさつや会話を交わす等の小さなコミュニケーションが生まれる。他にも、幅広く行う活動に近隣の住民にも参加してもらうことで、住民自身が地域とのつながりを得ることができると考えられる。

(3) 地域全体への効果

小径の会の活動は、地域全体のまちづくりや景観形成にも影響を与えている。小径の会では、小径近くの敷地に公園をつくる計画が出た際に、「小径につながる緑」としてづくりに関する提案を行っている。これは、区から小径の会に対して提案に関する呼びかけがあったことから、小径の会が日常的に行っている活動が区に認められたと捉えることができる。ここから、住民が小

径に対して自分たちでできることから始めた活動であっても、日常的に行うことで地域の中に徐々に認識を広めていき、地域全体のまちづくりや景観形成に対しても影響を与えることができるようになる可能性が出てくるということがわかる。これは、行政が地域住民の想いを反映したまちづくりや景観形成を行いやすくなったと考えることもできる。

さらに、小径の会は活動を通じて地区内の小学校や町会とのつながりを得ていることから、小径に対する活動によって、地域のまちづくりにも関連する主体同士のつながりが生み出されていると考えられる。

5-3. 課題の解決に向けて

多様な価値観を受け入れながらも、活動体が目指す方向性をどのように保持していくかという課題に関して、現状での小径の会の対応を基に検討する。

作業への参加によって、小径の会では価値観の違いが活動に参加する動機の違いとして現れているという状況が明らかになった。毎週の手入れ作業に関しては、初期からのメンバーの間では、「もともと生えてきていたものを大事にする」という軸となる想いが共有できているため、作業内容を詳細に決めなくても各自が気になる箇所を手入れするという方法で行うことができるという。しかし、途中から会に加わったメンバーに対して初期からのメンバーが「〇〇をしてください」という指示を出していたことや、「少しやりにくさを感じることもある」という声が聞かれた⁵ことから、現状では多様な価値観への対応に苦心しているということが伺える。

この点について、会の代表である E さんは、「当初の小径の会としての想いを上手く伝えてこなかったことが要因なのかなと思う。」と述べ、これまでの反省点として挙げていた。初期のメンバーの中でも価値観が完全に一致するということはありません。ここで重要なことは「軸となる想い」を共有することができているか、ということであると考えられる。

小径の会では、夏期に学生を対象にしたインターンシップを行っており、その時に外部からの視点を得ると、「自分たちのやっていることが少し狭くなっていたかもしれないと思うことがある」という⁶。ここから、小径の会では新たな視点を入れることによって活動を発展させていくこと自体は歓迎しているということがわかる。確かに、異なる価値観が加わることを、会の活動を発展させるために必要であると捉えることもできる。価値観を完全に一致させることは不可能であっても、軸となる想いを共有することができれば、活動に対する当初の動機が異なる人が自ら行う作業も、小径の会としての方針の許容範囲内に収めることができるようになる可能性はあると考えられる。そのため、軸となる想いを共有するということが、生活景の保全・創造に向けた活動を行う上では重要になると言えるだろう。

5-4. 本章まとめ

小径の会の活動を事例に、個人の想いを活動につなげ、地域全体に展開させていく上で重要な事項や、日常的な活動による成果・効果、課題の要因について考察した。

本章での考察をふまえ、次章では本研究の結論として、生活景に着目することの意義と生活景の保全・創造のために求められる視点について述べる。

〈補注〉

- ¹ 2013.10.31 小径の会代表 E さんへのヒアリングより
- ² 2013.10.31 小径の会代表 E さんへのヒアリングより
- ³ 2013.10.31 小径の会代表 E さんへのヒアリングより
- ⁴ 2013.10.31 小径の会代表 E さんへのヒアリングより
- ⁵ 2013.12.02 小径の会の作業への参加にて
- ⁶ 2013.10.31 小径の会代表 E さんへのヒアリングより

第6章 結論

- 6-1. 本研究の成果
- 6-2. 生活景に着目することの意義
- 6-3. 生活景の保全・創造のために必要な事項
- 6-4. おわりに
- 6-5. 今後の課題

第6章 結論

6-1. 本研究の成果

第2章では文献調査によって「生活景」の概念を整理した。第3章では本研究の事例である東京都世田谷区についての基礎情報と地域風景資産の位置付けについてまとめ、第4章・第5章では、地域風景資産の実態についてヒアリングや風景づくり活動への参加を通じて把握と分析を行った。

以上をふまえ、本章では生活景に着目することの意義と保全・創造に向けて必要とされる事項についてまとめ、本研究の結論とする。

6-2. 生活景に着目することの意義

身近な景観である生活景には、①履歴、②地域密着性、③脆弱性、④評価基準の不在、という4つの性質があり、これらは従来の景観施策の対象とされてきた歴史的なまち並みの景観や、「まちの顔」と呼ばれるような中心市街地の景観にはない性質であると言える。したがって、このような性質への視点が不足していることが、生活景が価値を認識されにくくなっている要因の一つであると考えられる。

しかし、事例調査を通じて、地域住民は日常的な活動によって①～④の性質に対応しているということがわかった。そして、その活動は次のような効果をもたらすと考えられる。生活景に着目することで得られるこれらの効果は、生活景が従来の景観施策の対象とされてこなかったということもあり、新たな視点からの景観形成の一助になる可能性がある。これまで一般的に価値を認識されることがなかった生活景であっても、このような効果をもたらすという点で、着目する意義があると考えられる。

6-2-1. 風景自体への効果

身近な景観である生活景は、近隣の住民であってもその存在を認識していないことも多い。しかし、事例調査を通じて、生活景に対して愛着を持つ人は地域の中に少なからず存在するということがわかった。多くの人に存在や価値を認識されていなくても、生活景に対して愛着を持っている地域住民が、その想いに基づき生活景の存在を発信するという行動を起こすことで、それまで認識されていなかった生活景であっても、その存在や、その場所が持つ履歴等を含めた価値が

顕在化されることになる。

また、4-1-2でも述べたように、生活景は価値が認識されていないために周辺で開発行為等が起きれば容易に失われてしまうという脆弱性を持っている。小径の会のように、生活景に愛着を持つ人が集まり、手入れ作業のような日常的な関わりを持っていれば、周囲の変化に気付き、地域に共感・共有がある風景として行政や事業者に働きかけることができるようになると思われる。現状では開発計画自体を大幅に変更するという事は難しいかもしれないが、そのような働きかけが起こることによって、愛着を感じている生活景を消失の危機から守ることができる可能性がある。

このように、生活景に着目することによって、そこに愛着を持ち大切にしている人の存在や、生活景自体の存在と価値が顕在化され、何もしなければ失われてしまう可能性が高い生活景の保全・創造につなげることができると考えられる。これまでの生活景への対応は、開発計画等によって生活景が失われる危機に直面してから景観紛争が起きていることからわかるように、後手の対応になっていたと言える。それに対して、生活景に着目し、日常的な活動を行うということは、予防的観点に基づき生活景を保全・創造することへの転換をもたらすと言えるだろう。

6-2-2. 住民自身への効果

生活景に対する日常的な活動を行うことは、活動を行う住民自身の意識にも変化をもたらす。小径の会のメンバーは、小径の会を立ち上げ活動をしていくうちに地域全体に対する目が育ったと述べており、ここから、身近な生活景に対する活動であっても、住民は地域全体に対する意識を持つことができるようになるということがわかる。これは、身近な景観である生活景は住民の日常生活に結びつきやすいため、住民が日常生活の中で無意識のうちにまちづくりや景観形成の分野に踏み込むことができたためだと考えられる。また、活動の際にあいさつや会話を交わすことで生まれる小さなコミュニケーションや、幅広い活動を行い地域の人に参加してもらうことを通じて、活動を行う住民は地域とのつながりを得ることができる。

このように、地域に対する目が育つことや地域とのつながりを得ることで、住民は次第に周囲との関係性の中で自身や身近な生活景を捉えるようになっていくと考えられる。同時に、試行錯誤しながら生活景に対する活動をレベルアップさせていくことは、住民の中に自分の活動が「まちをつくる」という意識を育て、地域への愛着を増すことにつながるとと思われる。

6-2-3. 地域全体への効果

生活景に対する活動は、地域全体に対しても影響を持つと考えられる。例えば、地域全体のまちづくりや景観形成において、行政が地域のすみずみまできめ細かに対応することには限界があり、そのような課題に対応するために住民参加の手法を取り入れる自治体も多くなっている。住民参加のもとでのまちづくりや景観形成は、住民が自らに関わることで主体的に参加するこ

とが理想的であると思われる。そのため、住民が自分たちで活動内容を考え、地域の人々とコミュニケーションを取りながら活動を行うことを通じて地域全体に対する意識を持つようになるという点で、生活景に着目することは地域全体を対象とした住民参加のまちづくりや景観形成に対しても有用であると言えるだろう。

また、地域住民によって日常的な活動が行われることは、行政だけではカバーすることができないきめ細かな対応を可能にするだけでなく、住民同士の交流を生み出すという点でコミュニティの強化を促すため、地域のアメニティ向上にもつながると考えられる。

6-3. 生活景の保全・創造のために必要な事項

変わりゆく生活景を保全・創造するためには、地域住民による日常的な活動が継続されること が効果的であると述べ、考察を行ってきた。事例調査から明らかになった課題をふまえ、生活景の保全・創造のために必要だと思われる事項と考慮すべき視点として、次の3点を挙げる。

6-3-1. きっかけの提供

5-1-1.でも述べたように、生活景に関しては愛着が曖昧なまま見過ごされている状況が考えられる。しかし、突然のマンション開発等に対して各地で景観紛争が起こっているということは、住民の中には生活景に対する愛着が少なからず存在すると捉えることもできる。そこで、あえて日常の生活景を客観的に見直し愛着を顕在化させるということが、生活景の保全・創造のためには必要であると考え。世田谷区の地域風景資産の取り組みでも、候補の募集に先立ってまち歩きを行い、身近な風景を改めてじっくりと見ることで実際の選定につながったものもある。

生活景に対して愛着を持っている住民がいる場合は、地域風景資産のように自分の想いに基づいて働きかけることを支援する制度的な取り組みを行うことも効果的だと思われるが、生活景はその特性上、存在自体が認識されていないという場合も考えられる。そのような場合は、イベント性を持ったまち歩きのようなものや、外部からの評価を行う等の働きかけによって、住民自身に地域の生活景を新たな視点から見直す機会を提供することが必要であると考え。

いずれにしても、当たり前風景をあえて客観的に見直す「きっかけ」をつくるということが、生活景の保全・創造のための第一歩になると言える。きっかけを提供する主体は、愛着が顕在化した場合にその後の活動につなげることができるような制度を用意できる行政等と考えられるだろう。ただし、きっかけを提供する際には、生活景を単なる空間としてではなく、固有の意味を持つ場所として捉えることが求められる。きっかけが提供されることによって生活景に対する活動が開始された場合、その活動が新たなきっかけになり、共感・共有を広げることにもつながると思われる。

6-3-2. 軸となる想いを共有した上での幅広い活動

生活景は、個人がどのような状態を「良い」と感じるかという評価基準の幅が大きくなる可能性が高い。小径の会の場合も、小径に対してどのような状態であってほしいかという考えや活動に参加する動機が様々であるというのが現状である。このような多様な評価基準に対しては、活動内容や関わり方の間口を広くすることが対応策の一つとして考えられる。しかし、幅広い活動を行うということは多様な価値観が加わることを許容するということでもある。そこで重要なことは、住民の間で活動の軸となる想いを共有することができているか、ということであると考えられる。多様な価値観が存在する中でも、共通する部分がある者同士では「協働」の動きが生まれるが、異なる価値観を持つ者同士では、お互いの価値観を理解しない限り「協働」の動きは起こらないと思われる。異なる価値観をつなぎ、協働を生み出すための方法の一つとして、軸となる想いを共有するということが考えられる。

生活景を対象に地域に密着した活動を行うことで、活動する住民と地域の人々のコミュニケーションは促進される。それに加えて、活動する住民同士でのコミュニケーションも密にすることで、軸となる想いを共有し、多様な価値観を取り入れながら活動を行うことができるのではないだろうか。住民の間で活動の方向性が共有されることで、価値観の多様性だけでなく、高齢化や活動の展開に関する課題にも対応できるようになる可能性も考えられる。

6-3-3. 活動を支援するという行政の関わり方

生活景に対する日常的な活動は、生活者である地域住民が行うことが理想的であり、細かな対応も可能にすると言える。しかし、地域風景資産に基づき活動を行っている住民は、強制力がないことや財源がないこと等を課題として挙げており、社会的な位置付けがない状態で住民だけのできることにはどうしても限界があるということがわかる。

そこで、行政とのつながりを獲得することがこれらの課題に対応する一つの方策となり得ると考える。小径の会の場合も、5-1-4.でも述べたように世田谷区と管理協定を締結したことで、財源の確保や活動を地域へ広げることにつながった。小径の会の場合、小径は区の所有であるということや、小径の会が区の「風景づくり活動団体」に登録されており、以前から世田谷区とのつながりがあったということ等も管理協定締結の背景にあると思われる。そのため、個人所有の土地では行政とのつながりをどのように作り出すかという課題はあるものの、行政とのつながりを獲得することで住民が行う活動に社会的な位置付けが与えられるということが、生活景の保全・創造のためには有効であると考えられることができる。ただし、生活景は日常生活を反映するものであるため、観光地化のようなことを目指すものではない。したがって、社会的な位置付けをどの程度得るべきなのか、どの程度の範囲に認知されるべきなのかということを慎重に考える必要がある。

小径の会の場合、それまでの活動内容が区に認められる形で管理協定の締結に至った。そのため、管理に関して区との取り決めを行っているが、小径の会としての方針に基づいた活動が尊

重されている。このように、行政との間では、管理協定のように住民が生活景への日常的な関わりの中で築いてきた活動が尊重され、行政は住民が行う活動を「管理」ではなく「支援」する立場を取るという役割分担がなされるべきだと考える。

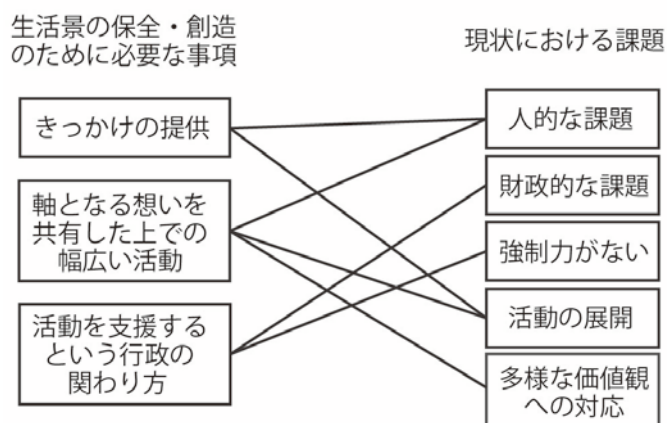


図 6-1：必要な事項と課題の関係図

6-4. おわりに

本研究では、「生活景」という視点から景観形成を行うための議論を行った。6-2.で述べたように、生活景に着目することは、風景自体だけでなく、住民自身の意識や地域全体のまちづくりや景観形成にも効果をもたらすということがわかった。従来の景観施策が「場所の持つ意味」を欠き、どこにでも再現可能なものになりがちであったのに対し、「生活景」という視点に基づくことで、地域に暮らす住民の想いを反映した豊かな生活環境をつくり出すことができる可能性が見えてくると言える。つまり、生活景に着目することで、景観形成に「場所の意味」を持つという新たな視点が与えられると言えるだろう。

6-5. 今後の課題

今回の研究では、生活景という視点からの景観形成について考察を行った。地域住民による生活景に対する日常的な活動は、地域の資源を掘り起こすだけでなく、コミュニティの強化や地域への愛着の増進等にも結び付く可能性がある。生活景の保全・創造を通じて景観形成を行うために、今後は当たり前の日常の風景を客観的に見直す「きっかけ」づくりから始めることが求められるだろう。

ただし、一言に生活景と言ってもその内容は様々であり、今回取り上げた小径のような土の道だけでなく、並木道や公園等もある。そのため、今回の研究結果は特殊解であると捉えることもでき、より一般化するために他の地域風景資産や取り組みを取り上げて比較・検討する必要があると思われる。

参考文献

- ・秋田典子, 2007, 「生活景を創造する「まち普請事業」」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』 133-134.
- ・青木いづみ・進士五十八, 2007, 「生活景の意味と「建築高公害」」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』 73-76.
- ・浅野聡, 2007, 「生活景の相続と相続人の作法を描くまちづくりブック」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』 115-118.
- ・Edward Relph, 1976, 「Place and Placelessness」(高野岳彦・石山美也子・阿部 隆訳, 1999, 『場所の現象学—没場所性を超えて—』ちくま学芸文庫).
- ・崖線みどりの絆・せたがや パンフレット, 2013,
- ・後藤春彦, 2006, 「積層する「生活景」」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』 7-10.
- ・後藤春彦, 2007, 「「生活景」研究のポテンシャル」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』 1-4.
- ・林田大作・櫛田泰葉, 2009, 「商店街における生活景に関する考察—和歌山県ぶらくり丁地域をケーススタディとして—」『日本建築学会大会学術講演梗概集』 1087-1088.
- ・日笠端・日端康雄, 1993, 『都市計画 第3版』共立出版株式会社.
- ・福井恒明, 2000, 「社会基盤施設の「生活景」」『日本建築学会研究協議会資料』 37-40.
- ・船橋小径の会『こみち新聞 No.38』2013年3月1日.
- ・船橋小径の会『こみち新聞 No.39』2013年10月20日.
- ・船橋小径の会 パンフレット『季節の野草に会おう小径—都会の街にひっそり続く土の散歩道—』
- ・磯田節子・田島秀一・原田聡明, 2007, 「生活景の記憶—八代旧紺屋町遊郭—」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』 93-96.
- ・岩見良太郎, 2004, 『「場所」と「場」のまちづくりを歩く—イギリス編・日本編』麗澤大学出版会.
- ・喜多見ボンポコ会議, 2009, 『喜多見散策案内』.
- ・喜多見ボンポコ会議『ボンポコ新聞 第52号』2013年8月4日.
- ・駒沢給水塔風景資産保存会, 2013, 『駒沢給水所見学会資料』.
- ・駒沢給水塔風景資産保存会 パンフレット『駒沢給水塔』.
- ・小林敬一, 2007, 「生活景を問題とすることの意義」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』 5-8.
- ・小島孜, 2000, 「「生活景」とまちづくり、土地区画整理事業」『日本建築学会研究協議会資料』 67-72.
- ・国土交通省, 『まちづくり交付金 評価の手引き (平成20年度版)』.
- ・国土交通省, 『都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金) パンフレット (平成25年度版)』.
- ・国土審議会調査改革部 持続的な国土の創造小委員会, 2004, 『持続可能な国土の創造小委員会中間報告 (案) 図表編』.
- ・小長井由隆「普通のまちは美しくなるのか～景観法成立に思うこと～」日本総研コラム

2004年8月23日.

- ・小浦久子, 2000, 「市街地更新における生活景とまちづくり」『日本建築学会研究協議会資料』21-28.
- ・桑子敏雄, 2005, 『風景のなかの環境哲学』東京大学出版会.
- ・前田英寿, 2007, 「都市デザインの拠り所としての生活景」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』61-64.
- ・増田優一, 「美しいまちづくり、国づくりに向けて」.
- ・松本篤, 2008, 「風景づくり活動が進む生活景の場を単位としたデザインレビューの可能性—世田谷区地域風景資産を手がかりにした、地区ごとでの生活景の育み方—」『日本建築学会大会学術講演梗概集』687-690.
- ・松本篤, 2009, 「地域風景資産を活用した共発的な対話の場形成についての考察—「風景づくり資源図」と地域風景資産「登録」制度の活用について—」『日本建築学会大会学術講演梗概集』461-462.
- ・松本篤, 2010, 「地域風景資産を手がかりにした風景づくり活動グループと開発事業者の共発的な対話の場形成についての考察—世田谷区の風景づくり条例に基づく「届出」制度と地域風景資産「登録」制度活用の可能性について—」『日本建築学会大会学術講演梗概集』429-430.
- ・松本篤・岡田雅代・坂井えりか・千葉晋也, 2005, 「場所と人が育てる風景づくりへの展望—世田谷区風景づくり条例に基づく地域風景資産を手がかりとした生活景のデザイナー—」『総合論文』No.3, 108-113.
- ・松村恵・西英子, 2008, 「八代市日奈久温泉街の生活景に関する研究その2—生活者の営みの変化について—」『日本建築学会九州支部研究報告』第47号, 529-532.
- ・松浦健治郎, 2007, 「デザインワークショップによる生活景の保全・継承—三重県名張市を事例として—」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』119-122.
- ・三宅諭, 2006, 「生活景研究の到達点と課題」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』17-20.
- ・三宅諭, 2007, 「代わりゆく主体と継承される生活景—秋田県象潟（九十九島）を事例として—」日本建築学会大会パネルディスカッション資料, 127-130.
- ・宮脇勝, 2003, 「柏市景観資源ガイドマップと生活景」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』37-38.
- ・永井ふみ, 2005, 「生活景保全の仕組みとしての世田谷区風景づくり条例地域風景資産の選定の評価—選定された地域風景資産と市民活動の分析から—」『日本建築学会大会学術講演梗概集』77-80.
- ・中林浩, 2003, 「日常生活と景観の関係をめぐって」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』21-22.
- ・中村良夫, 1982, 『風景学入門』中公新書.
- ・日本建築学会, 2009, 『生活景 身近な景観価値の発見とまちづくり』学芸出版社.
- ・西村幸夫・町並み研究会, 2000, 『都市の風景計画 欧米の景観コントロール 手法と実践』学芸出版社.
- ・西村幸夫・町並み研究会, 2003, 『日本の風景計画 都市の景観コントロール 到達点と将来展望』学芸出版社.
- ・岡田雅代・永井ふみ・千葉晋也, 2008, 「世田谷区地域風景資産を中心とした日常的な活動による生活景の創造 船橋小径の会による空間的ひろがり地域コミュニティとの関わり」『日本建築学会大会学術講演梗概集』107-110.

演梗概集』691-694.

- ・岡田雅代, 2007, 「大谷石がもたらす宇都宮の生活景のポテンシャルー小さな物語と共感のある暮らし方を探してー」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』101-106.
- ・岡田智秀, 2000, 「海辺のまちの生活景ーその概念と典型ー」『日本建築学会研究協議会資料』83-86.
- ・大西隆・福島茂・西浦定継・大方潤一郎・高見沢実・城所哲夫・滝沢智, 2004, 『都市を構想する』鹿島出版会.
- ・岡田雅代・永井ふみ・千葉晋也, 2008, 「世田谷区地域風景資産を中心とした日常的な活動による生活景の創造 船橋小径の会による空間的ひろがり地域コミュニティとの関わり」『日本建築学会大会学術講演梗概集』691-694.
- ・せたがや百年史編纂委員会, 1992, 『せたがや百年史 上・下巻』.
- ・世田谷区都市整備部都市デザイン課, 2012, 『風景づくり10年。これまで×これから』.
- ・世田谷区都市整備部都市デザイン課, 2012, 『せたがやの風景づくり』.
- ・世田谷区都市整備部都市環境課都市デザイン担当, 2001, 『街に出る。2ー風景づくりへ。ー』.
- ・世田谷区都市整備部都市環境課都市デザイン担当, 2002, 『街に出る。3ーそして、みんなの想いが集まった!ー』.
- ・世田谷区都市整備部都市環境課都市デザイン担当, 2003, 『街に出る。4ー地域が風景をつくるー』.
- ・世田谷区都市整備部都市計画課, 1992, 『世田谷区まちなみ形成史』.
- ・世田谷区都市整備部都市計画課, 2013, 『世田谷区の土地利用2011～世田谷区土地利用現況調査～』.
- ・世田谷区都市整備部都市計画課, 2005, 『世田谷区都市整備方針(現行)』.
- ・世田谷区, 2010, 『世田谷・みどりのフィールドミュージアム案内マップ』.
- ・志村秀明, 2007, 「生活景を楽しむプログラムと体制」『日本建築学会大会パネルディスカッション資料』135-136.
- ・田村明, 2005, 『まちづくりと景観』岩波新書.
- ・特定非営利活動法人 せたがや街並保存再生の会 パンフレット.
- ・鳥越皓之・家中茂・藤村美穂, 2009, 『景観形成と地域コミュニティーー地域資本を増やす景観政策ー』農山漁村文化協会.
- ・上田貴雪, 2004, 「ヨーロッパの景観規制制度ー「景観緑三法」提出に関連してー」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 439.
- ・渡戸一郎, 1985, 「現代都市における「生活景」の回復ー社会学からの試論ー」日本都市計画学会『都市計画』32-35.
- ・Yi - Fu Tuan, 1974, 「Topophilia」(小野有五・阿部一訳, 1992, 『トポフィリアー人間と環境ー』せりか書房)
- ・吉丸俊和・柴田久・石橋知也, 2007, 「生活景の捉え方と一般市街地における景観施策への活用に関する考察」『土木学会 景観・デザイン研究講演集』134-141.

参考 URL

- ・ blue studio HP 『住宅双六』 <http://www.bluestudio.jp/staff/2012/10/post-724.html>(参照 2014/01/26)
- ・ 東京大学工学部都市工学科 都市デザイン研究室 HP 『都心の景観を考える』
<http://ud.t.u-tokyo.ac.jp/project/p98/marunouchi/keikan/history1.html>(参照 2014/01/26)
- ・ 福田理 「都市景観形成の意義－景観法の成立と課題－」 (2005)
www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200502.../064903.pdf(参照 2014/01/26)
- ・ 国土交通省 HP 『公園とみどり』 <http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/fuuchi/>
(参照 2014/01/26)
- ・ 国土交通省 HP 『平成 12 年建設白書』 <http://www.mlit.go.jp/hakusyo/kensetu/h12/index.htm>
(参照 2014/01/26)
- ・ 国土交通省 HP 『美しい国づくり政策大綱』 www.mlit.go.jp/keikan/taiko_text/taikou.html
(参照 2014/01/26)
- ・ 世田谷区 HP www.city.setagaya.lg.jp/(参照 2014/01/26)

謝辞

本研究を進めるにあたって、多くの方々にお世話になりました。

まず、2年間ご指導くださった清水先生は、いつも幅広い視点から私にアドバイスをしてくださいました。私の性格や考え方の癖をふまえた上で指導してくださったこと、本当に感謝しています。もともと建築学科の出身だった私は、工学的な視点だけでなく、もっと人の視点から建築や都市計画について学びたいと思い、この大学院に進みました。清水先生のもとで学んだことで、その選択は間違っていなかったとすることができます。

副指導を担当してくださった出口先生には、研究に関して端的に的確なアドバイスをしていただきました。研究の道筋を立てる上で、とても参考になりました。

また、世田谷区都市整備部都市デザイン課の佐久間様をはじめ、ヒアリングや資料提供に快く応じてくださった黒田様、新庄様、松田様、江崎様、西川様、中川様、田瀬様には事例調査を進めるにあたって大変お世話になりました。皆様の風景づくりへの想いを伺い、本研究に対する多くの示唆を得ることができただけでなく、研究に行きづまった時の励みになったと思っています。

そして、同期のみんなには2年間ともに研究やプロジェクトに取り組む中で色々なことを教えてもらいました。みんなと出会って大学院生活を過ごせて本当に良かったです。また、卒業してしまった先輩方も含め、研究室の皆さんにも研究に限らず様々な場面で大変お世話になりました。いつも親身に研究に対するアドバイスをしていただき、感謝しています。皆さんのおかげで有意義な時間を過ごすことができましたと思っています。

最後に、いつも私のことを見守り応援してくれた両親、兄、祖父母にも感謝の気持ちを伝えたいです。

改めて、私を支えてくださった皆様に心より感謝申し上げます。
本当にありがとうございました。

2014年1月27日

小笠原れい子